

東南海・南海地震防災対策推進基本計画

平成16年3月
中央防災会議

目次

前文	1
第1章 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針	2
1 津波防災体制の確立	2
(1) 堤防の整備等の計画的な実施	2
(2) 避難対策の早期実施	2
(3) その他の津波対策	3
2 広域防災体制の確立	3
(1) 地域防災力の向上	3
(2) 災害発生時の広域防災体制の確立	3
3 計画的かつ早急な予防対策の推進	3
(1) 建物や施設の耐震診断、耐震改修の早期実施	3
(2) 長周期地震動対策の推進	4
(3) 文化財保護対策の実施	4
(4) その他の予防対策の推進	4
4 東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止	4
(1) 連続発生を考慮した対応方針の明確化	4
(2) 応急危険度判定の迅速化等	4
第2章 東南海・南海地震防災対策推進計画の基本となるべき事項	6
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	6
第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	6
1 津波からの防護のための施設の整備等	6
2 津波に関する情報の伝達等	7
3 避難対策等	7
4 消防機関等の活動	9
5 電気、ガス、通信、放送関係	9
6 交通対策	10
7 計画主体が自ら管理又は運営する施設に関する対策	11
8 計画主体が自ら管理する東南海・南海地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策	11
第3節 防災体制に関する事項	11
1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制	11
2 地震発生時の応急対策	12
3 資機材、人員等の配備手配	12
4 自衛隊の災害派遣	12
5 地域防災力の向上	13
6 物資の備蓄	13

第4節	防災訓練に関する事項	13
第5節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	13
第3章	東南海・南海地震防災対策計画の基本となるべき事項	16
第1節	東南海・南海地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者について	16
第2節	津波からの円滑な避難の確保に関する事項	16
第1	各計画において共通して定める事項	16
1	津波に関する情報の伝達等	16
2	避難対策	16
3	応急対策の実施要員の確保等	16
第2	個別の計画において定めるべき事項	17
1	病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入する施設関係	17
2	石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設関係	17
3	鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業関係	18
4	学校、社会福祉施設関係	18
5	通信、放送、水道、電気及びガス事業関係	18
6	その他の施設又は事業関係	18
第3節	防災訓練に関する事項	19
第4節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	19
第4章	推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項	20
1	幅広い連携による震災対策の推進	20
2	調査研究の推進と防災対策への反映	20
3	実践的な防災訓練の実施と対策への反映	20
別表		21

前 文

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)が制定され、法第3条の規定に基づき、平成15年12月17日に1都2府18県652市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定された。推進地域においては、国、地方公共団体、民間事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進することとなっている。

また、予防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた東南海・南海地震防災対策のマスタープランとして、「東南海・南海地震対策大綱」(以下「大綱」という。)が平成15年12月16日の中央防災会議で決定された。

この東南海・南海地震防災対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)は、法第5条の規定に基づき、東南海・南海地震の地震防災対策の推進に関する基本の方針や、指定行政機関、地方公共団体などが定める東南海・南海地震防災対策推進計画及び特定の民間事業者等が定める東南海・南海地震防災対策計画の基本となるべき事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とするものであり、同大綱に定められた方針に沿って取りまとめたものである。

この目的を達成するため、防災関係機関、地域住民等は、この基本計画並びにこれを基本として定められる東南海・南海地震防災対策推進計画及び東南海・南海地震防災対策計画に基づき、的確に地震防災対策を推進しなければならない。

なお、これらの計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したものとしておかななければならない。

第1章 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

東南海・南海地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、被害が極めて広域にわたること、中でも津波被害が甚大なこと、時間差を置いて二つの巨大地震が発生する可能性があること等があげられる。このため、これらの特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに以下のような防災対策を推進する必要がある。

1 津波防災体制の確立

(1) 堤防の整備等の計画的な実施

国、地方公共団体は、津波から人々を守るため、防潮堤、堤防等の耐震点検及び重点箇所をしぼった計画的な補強・整備を実施するとともに、重要な水門等の自動化や遠隔操作化を推進する。

また、国、地方公共団体は、津波来襲時の的確な応援対策の実施のため、ヘリポート等の基盤施設を整備し、地域の孤立を防止するなど、津波に強い地域づくりを推進する。

(2) 避難対策の早期実施

国、地方公共団体は、避難地の計画的整備、いわゆる津波避難ビルの活用、既存の避難施設の安全性の再評価、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強、土砂災害のおそれのない避難路等安全な避難路の確保、道路幅員の確保等を推進する。

また、国、地方公共団体は、津波警報等の発表の迅速化及び精度向上、同報無線の整備、そのデジタル化及び相互接続を推進するなど、津波警報等の迅速な伝達のため必要な対策を実施する。

さらに、国、地方公共団体は、避難訓練、地域住民も参画した津波避難計画作成、防災教育、津波ハザードマップの整備を通じて、住民等の津波避難に関する意識を啓発し、避難対策の強化を図る。

国、地方公共団体、防災関係機関等は、観光客や港湾における就労者、漁業従事者等の避難誘導計画を作成する。船舶・漁船等の港外退避等に係る措置についても、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、事前に対応を決めて、関係者に周知する。

民間事業者についても、法に基づく東南海・南海地震防災対策計画を策定する等、津波からの避難対策の強化を行う。

(3) その他の津波防災対策

国、地方公共団体及び関係機関は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講ずる。

2 広域防災体制の確立

(1) 地域防災力の向上

我が国において最大級の広域かつ甚大な被害が予想される東南海・南海地震に対処するためには、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が不可欠である。

このため、国、地方公共団体、防災関係機関は、地域住民や企業に対し、東南海・南海地震等に関する正確な知識や日頃からの備え等についての普及啓発を重点的に実施する。

また、国、地方公共団体は、防災教育の充実、防災活動のリーダーの育成、消防団・水防団・自主防災組織の充実、企業の防災活動活性化のためのマニュアルや事例集の充実等により、企業を含めた地域での総合的な防災力を向上させる。

(2) 災害発生時の広域防災体制の確立

国、地方公共団体等は、広域かつ甚大な被害が想定される東南海・南海地震発生時の広域防災体制を確立するため、相互に連携をとり、共同の取組としたり、整合性の確保を図っていく必要がある。

このため、国は、政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「東南海・南海地震応急対策活動要領」を策定し、地震発生後、被災状況が明らかでない初期段階から、速やかにこの要領に基づき、広域の防災対策を実施する。

また、国、地方公共団体は、的確な応急対策を実施するため、被災情報等の収集・提供体制の整備、防災関係機関間の情報共有化の推進、防災活動拠点の指定、現地対策本部の設置場所の検討、国と地方公共団体との連絡調整体制の検討、広域防災活動の中心となるヘリコプター活用のためのヘリポート確保や安全確保要領の取り決め等を行う。

さらに、地方公共団体は帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等を講じる。

3 計画的かつ早急な予防対策の推進

(1) 建物や施設の耐震診断、耐震改修の早期実施

国、地方公共団体は、住宅や、学校、病院等多数の者が利用する施設、市役所、消防署

などの災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修等の耐震化対策を強力に推進するとともに、国・地方公共団体が所有する施設について早期にリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針も合わせて公表する。

また、道路、鉄道、港湾等の主要な施設についても、各施設管理者は、必要に応じ速やかに耐震点検を行うなど、耐震対策を計画的かつ速やかに実施する。

(2) 長周期地震動対策の推進

国、地方公共団体、関係事業者等は、東南海・南海地震で発生すると予想される長周期地震動が構造物に及ぼす影響について調査研究を連携して進め、新たな対策の必要性を検討する。

(3) 文化財保護対策の実施

国、地方公共団体は、延焼防止対策等、文化財に係る被害軽減を図るための対策を推進する。

(4) その他の予防対策の推進

国、地方公共団体は、必要な地震防災施設の整備について、東海地震や活断層による地震等他の地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図る。

また、防災施設の整備等に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

4 東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

(1) 連続発生を考慮した対応方針の明確化

東南海地震と南海地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、国、地方公共団体、防災関係機関は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。

また、国、地方公共団体は、津波や土砂災害により被害を受ける可能性がある地域における避難計画を検討するとともに、連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策を明確にした広域応援計画を策定する。

(2) 応急危険度判定の迅速化等

国、地方公共団体、防災関係機関は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で

倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や宅地、急傾斜地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立入禁止を強く呼びかける。

第2章 東南海・南海地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

- 1 東南海・南海地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化、津波対策施設の整備を図るとともに、避難地、避難路、緊急輸送ネットワーク、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要である。このため、特に地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その必要性及び緊急度に従い、所定の基準等により、具体的に明示するものとする。
- 2 これらの施設等の整備に当たっては、年次計画を策定し、その計画に沿って実施する。具体的な計画の策定に当たっては、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。
- 3 これらの施設の整備に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

- 1 津波からの防護のための施設の整備等
 - (1) 国、地方公共団体等防潮堤、水門等を管理する者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化、遠隔操作化、補強等の施設整備を推進する必要がある。このため、これらの施設整備等の方針及び計画を作成し、明示するものとする。
 - (2) 国、地方公共団体等防潮堤、水門等を管理する者は、地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について具体的に明示するものとする。

この場合において、本節3(1)を踏まえ水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮したものとする。

また、内水排除施設等については、発災に備えて、施設の管理上必要な操作、非常

用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。

- (3) 津波により住家等の孤立が懸念される地域にあっては、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備を推進する必要がある。このため、これらの施設整備等の方針及び計画について、明示するものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

- (1) 気象庁が発表する津波警報等については、各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を具体的に明示するものとする。

なお、伝達の経路及び方法を定めるに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震動や津波の影響により寸断される可能性があることを考慮するものとする。

- (2) 国、地方公共団体は、防災行政無線等を活用してその管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を明示するものとする。

この場合において、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

- (3) 国、地方公共団体等は、船舶に対する津波警報等の伝達について、その経路及び方法を具体的に明示するものとする。

この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

- (4) 地方公共団体は、その管轄区域内における被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を具体的に明示するものとする。

- (5) 津波警報等の迅速な伝達を行うため、国、地方公共団体は、同報無線などの防災行政無線の整備等の方針及び計画について、明示するものとする。

3 避難対策等

- (1) 居住者等の避難行動等

地方公共団体は、東南海・南海地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地区（過去の津波被害の履歴や国・地方公共団体が作成したハザードマップ等から各地方公共団体が設定する地区をいう。以下「避難対

象地区」という。)を東南海・南海地震防災対策推進計画中に明示するとともに、避難対象地区別の避難地、避難路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を明示するものとする。また、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施などによる検証を通じて避難計画を見直していくものとする。

その際、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難地の指定にあたっては、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビルの活用を進めるものとする。

避難対象地区内の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

地方公共団体及び関係機関は、老人、子供、病人、障害者等災害時要援護者の避難について必要な支援を行うものとする。また、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。この際、自主防災組織等との連携に努めるものとする。

この場合、支援を行う者の避難に要する時間に配慮するものとする。

市町村以外の計画主体で避難誘導を実施すべき機関にあつては、具体的な避難実施の方法、市町村との連携体制等を定め、明示するものとする。

なお、これらを定めるに当たっては、地域防災計画及び石油コンビナート等防災計画中の東南海・南海地震防災対策推進計画に定められた内容と十分調整の取れたものとするよう留意するものとする。

各計画主体は、必要な安全確保対策を計画に明示する場合においても、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨の計画を作成するものとする。

(2) 避難場所の維持・運営

避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を明示するものとする。

避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

地方公共団体は、避難場所への津波警報等の情報の提供について配慮するものとする。

(3) 意識の普及啓発

地方公共団体は、居住者等及び観光客等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・周知、ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について明示するものとする。

また、国は、マニュアル作成や技術的支援を行うなど、地方公共団体が行うこれらの対策を積極的に支援するとともに、津波に対する心得についての広報など、国民の意識を啓発するための対策について明示するものとする。

4 消防機関等の活動

市町村等は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき次の事項を重点としてその対策を明示するものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急 等

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置の内容を明示するものとする。

(2) 電気

津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施について明示するものとする。

また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等とすべき措置の内容を明示するものとする。

(3) ガス

津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報の実施について明示するものとする。

(4) 通信

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後のふくそう時の対策等とすべき措置の内容を明示するものとする。

(5) 放送

放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的内容を定めるものとする。

6 交通対策

(1) 道路

都府県公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について交通規制の内容を定め、計画に明示するとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

なお、必要に応じ隣接する府県の公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

(2) 海上及び航空

国は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通のふくそうが予想される海域における船舶交通の制限等の措置について、明示するものとする。

また、国、地方公共団体等は、津波による危険が予想される場合においては、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずるものとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定めるものとする。

さらに、津波が来襲するおそれがある飛行場については、速やかに閉鎖するなど、必要な安全確保対策をとることを明示するものとする。

(3) 鉄道

走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合における運行の停止等の運行上の措置を明示するものとする。

(4) 乗客等の避難誘導等

各計画主体は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を明示するものとする。

7 計画主体が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについては、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備その他の必要な事項について明示するものとする。

(2) 動物園等特殊施設については、津波避難への支障の発生を防止する等の観点から所要の措置を講ずることとし、その具体的内容、実施方法等を検討するものとする。

(3) 各施設について、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を明示するものとする。

この場合において、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

(4) 工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を明示するものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

8 計画主体が自ら管理する東南海・南海地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策

この項については、第3章第2節に準ずる。

第3節 防災体制に関する事項

1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

(1) 各計画主体は、東南海・南海地震が発生した場合における的確な応急対策の実施の

ため、担当職員の緊急参集、災害対策本部等の設置等に関する事項について明示するものとする。

- (2) 職員の参集計画を定めるにあたっては、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、居住地を中心とする参集についても検討するものとする。
- (3) 地方公共団体は、各々の災害対策本部等の設置運営方法その他の事項について当該地方公共団体の条例等において具体的な細目を定めるものとする。地方公共団体以外の機関も、その実情に応じ災害対策本部等を設置するものとし、その組織構成その他の必要な事項を定めるものとする。

2 地震発生時の応急対策

各計画主体は、東南海・南海地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況、被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、二次災害防止のため必要な措置、救助・救急活動、医療活動、消火活動、物資調達、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動その他の必要な応急対策について明示するものとする。

3 資機材、人員等の配備手配

- (1) 各計画主体は、被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについては、これを明示するものとする。
- (2) 各計画主体は、応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前応援協定の締結その他の手続上の措置をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 以上の計画内容を定めるにあたっては、各計画主体相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ計画を策定するなど十分調整するものとする。

4 自衛隊の災害派遣

- (1) 関係都府県は、自衛隊への災害派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を明示するとともに、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、派遣部隊等の受け入れ体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくものとする。その他関係する計画主体についても同様の措置を講じるとともに、これらの計画につい

ては、3の計画と整合性がとれたものとする必要がある。

- (2) 自衛隊においては、東南海・南海地震の発生時における災害派遣活動について、あらかじめ必要な計画を定めておくものとする。

5 地域防災力の向上

国、地方公共団体は、地域防災力の向上のため、防災活動のリーダーの育成、消防団・水防団・自主防災組織の充実、地域の安全性点検、企業の防災活動を推進するためのマニュアルや事例集の充実など、実施すべき必要な対策について明示するものとする。

6 物資の備蓄・調達

- (1) 各計画主体は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、明示するものとする。
- (2) 地方公共団体は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画を作成し、明示するとともに、国は発災後速やかに被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送するよう計画を作成するものとする。

第4節 防災訓練に関する事項

- 1 各計画主体は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。

この場合において、他の計画主体等と共同して訓練を行うよう配慮するとともに、居住者等の協力及びその参加を得るよう留意するものとする。

また、予想される地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めるものとする。

- 2 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

- 1 各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。

この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 国、地方公共団体は、過去に発生した東南海・南海地震による被害の状況や、今後発生する東南海・南海地震により予想される被害、東南海・南海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、居住者等が津波からの避難をはじめとしての的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報の実施方法及びその内容を明示するものとする。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得る等各種の手段を用い、できるだけ居住者等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮するものとする。

この教育・広報の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 地方公共団体は、推進地域内外の居住者等が東南海・南海地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 教育及び広報の実施に当たっては、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。

また、地方公共団体等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意するものとする。

さらに、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう留意するものとする。

第3章 東南海・南海地震防災対策計画の基本となるべき事項

第1節 東南海・南海地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者について

法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者については、別表に示す区域において、同条第1項各号及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者とする。

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1 各計画において共通して定める事項

1 津波に関する情報の伝達等

この項については、第2章第2節2に準ずる。

2 避難対策

各計画主体は、津波警報等が発表されたとき又は津波警報が発表される前であっても大きな揺れを感じたときは、避難対象地区にある施設等に勤務する職員、作業員その他施設等に入出入りする者の的確な避難を行うため、避難地、避難路、その他津波からの円滑な避難の確保のため必要な対策について明示するものとする。

また、円滑な避難の確保のため、必要な安全確保対策を行う場合については、第2章第2節3(1)に準ずる。

3 応急対策の実施要員の確保等

(1) 津波からの円滑な避難を確保するための応急対策の実施に必要な要員については、1に定める伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら具体的な要員の確保を図るものとする。

この場合において、所要要員の不時の欠員に備え代替要員を考慮するものとする。

(2) 応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置するものとする。

この場合において、当該組織の内容等を具体的に定めるものとする。

第2 個別の計画において定めるべき事項

1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入する施設関係

(1) 津波警報等の顧客等への伝達

津波警報等を受けた場合に、それぞれその施設に出入している患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、当該津波警報等を伝達する方法を明示するものとする。この場合、次の点に留意するものとする。

顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。

顧客等が適切な避難行動をとり得るよう避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう顧客等に対し、伝達する方法を明示するものとする。

(2) 顧客等の避難のための措置

顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を明示するものとする。

(3) 施設の安全性を踏まえた措置

中・高層の建築物に存するまたは入居している施設については、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。

2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設関係

津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、第2章第2節3(1)を踏まえ、具体的に明示するものとする。

この場合において、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものとする。

3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業関係

(1) 津波警報等の旅客等への伝達

1 (1)に準ずるが、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法についても具体的に明示するものとする。

(2) 運行等に関する措置

鉄道事業、軌道事業については第2章第2節6(3)に準ずる。

一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的港の変更等の運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領を定め、これを明示するものとする。

一般乗合旅客自動車運送事業については、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を明示するものとする。

4 学校、社会福祉施設関係

避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に明示するものとする。

この場合において、災害時要援護者の避難誘導について配慮するものとする。

5 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

(1) 水道事業については、第2章第2節5(1)に準ずる。

(2) 電気事業については、第2章第2節5(2)に準ずる。

(3) ガス事業については、第2章第2節5(3)に準ずる。

(4) 通信事業については、第2章第2節5(4)に準ずる。

(5) 放送事業については、第2章第2節5(5)に準ずる。

6 その他の施設又は事業関係

(1) 鉱山については、構内作業員に対する津波警報等の伝達の方法及び伝達後の避難等

の行動について、具体的な実施内容を明示するものとする。

- (2) 貯木場については、平常時及び地震発生時の貯木に対する流出防止措置を具体的に明示するものとする。

地震発生時の防止措置においては、第2章第2節3(1)を踏まえ、津波が到達するまでの時間を考慮して作業員の避難等安全措置に配慮するものとする。

- (3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業（敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る。）については、当該事業の用に供する敷地に入出する観客に対する津波警報等の伝達の方法及び観客の避難誘導等とすべき措置について、具体的な実施内容を明示するものとする。

また、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について具体的に明示するものとする。

- (4) 道路については、第2章第2節の6(1)に準ずる。
- (5) 工場等で勤務人員が千人以上のものについては、当該工場等に勤務し又は出入する者（以下「従業員等」という。）に対する津波警報等の伝達方法及び従業員等の避難のための措置について、その具体的内容を明示するものとする。

第3節 防災訓練に関する事項

第2章第4節に準ずる。

なお、努めて関係地方公共団体等防災関係機関の実施する防災訓練に参加するよう留意するものとする。

第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2章第5節に準ずる。

第4章 推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項

1 幅広い連携による震災対策の推進

広域で甚大な被害が想定される東南海・南海地震対策の推進に当たっては、地震防災性に関する改善の目標、進捗状況等について、国の各機関、関係地方公共団体が認識を共有し、推進する必要がある。

特に、予防対策については、国が中心となり、関係省庁の緊密な連携の下、計画的に推進していくものとする。

また、地震防災対策の推進を定期的にフォローアップしていくことが重要であり、予防対策については事業の効果も含めた推進状況を把握するとともに、各防災機関の防災体制についてもフォローアップを行う。

特に、居住者等の防災意識については、国、地方公共団体は、フォローアップの上、積極的な啓発活動を実施する。

2 調査研究の推進と防災対策への反映

地震学など理学分野の調査研究や、土木工学、建築学など工学分野の調査研究、人間行動や情報伝達など社会科学的な分野の調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、東南海・南海地震の時間差発生に係る研究等、総合的な調査、観測及び研究の推進を図るとともに、研究成果の活用について、研究機関と行政機関の連携を図る。

3 実践的な防災訓練の実施と対策への反映

国、関係地方公共団体、関係指定公共機関等は、相互の緊密かつ有機的な連携・協力の下、住民、企業等と一体となって総合的な防災訓練を実施する。

特に、広域の防災活動については、関係機関の連携の下、図上訓練の実施を含め広域的な訓練を定期的実施し、「東南海・南海地震応急対策活動要領」に反映させる。

< 施行期日 >

この計画は、平成16年3月31日から適用する。

別表（第3章第1節関連）東南海・南海地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

東京都

小笠原村	字大根山、字西町、字東町、字清瀬、字奥村、字屏風谷、字扇浦
------	-------------------------------

静岡県

静岡市	広野五丁目（市道用宗広野 22 号線から用宗漁港間の市道用宗広野 29 号線から海側の区域に限る。）清水袖師町（JR 東海道本線から海側の市道 0148 号線及び袖師臨港道路以東の区域に限る。）清水横砂（袖師臨港道路から袖師第二埠頭二号道路間の区域に限る。）清水横砂南町（JR 東海道本線から市道 7081 号線及び袖師臨港道路間の市道 0246 号線以西の区域に限る。）清水興津中町（一般国道 1 号静岡バイパスから海側の区域に限る。）
浜松市	三新町（一般国道 150 号以南の区域に限る。）江之島町（一般国道 150 号から海側の区域に限る。）村 町（県道村櫛三方原線及び市道庄和村櫛線から浜名湖岸間の区域に限る。）並びに庄和町、協和町、白洲町及び平松町の各区域（県道村櫛三方原線から浜名湖岸間の区域に限る。）和地町（県道館山寺鹿谷線及び県道細江舞阪線から浜名湖岸間の区域に限る。）並びに佐浜町、大人見町及び古人見町の各区域（県道細江舞阪線から浜名湖岸間の区域に限る。）
沼津市	本字千本港口（沼津港以南の観音川以西の区域に限る。）江浦、多比、口野、内浦重寺、内浦小海、内浦三津、内浦長浜、内浦重須、西浦木負、西浦久連
焼津市	新屋、石津港町、鯛ヶ島、北浜通、城之腰、中港二丁目、中港三丁目、中港五丁目、中港六丁目、小川（一般国道 150 号から海側の区域に限る。）石津（木屋川以東の区域に限る。）
榛原郡御前崎町	大字港、大字御前崎（字下御前、字元根、字日向子、字砂下及び字燈明の各区域に限る。）
榛原郡相良町	片浜、大江、相良及び波津の各区域（一般国道 150 号から海側の区域に限る。）須々木（静岡御前崎自転車道線から海側の区域に限る。）落居（町道地代地頭方線から海側の区域に限る。）地頭方（町道地代地頭方線及び県道薄原地頭方線から海側の区域に限る。）新庄（県道薄原地頭方線から海側の区域に限る。）
小笠原郡大須賀町	大字西大淵（字前新田（2593 番地の区域に限る。）及び字浪打（2607 番地の区域に限る。）の各区域に限る。）大字沖之須字濱砂（2720 番地の区域に限る。）
磐田郡福田町	豊浜（前川以南の区域に限る。）

浜名郡舞阪町	大字舞阪（字砂町、字西町、字蓬莱園及び字千鳥園の各区域に限る。）
浜名郡新居町	大字新居字向島（一般国道1号以南の区域（町道向島弁天線以東及び東門橋以北の区域に限る。）に限る。）

愛知県

名古屋市港区	油屋町、惟信町、いろは町、稲永、入船一丁目、遠若町、大手町、木場町、幸町、魁町、佐野町、潮凧町、品川町、十一屋町、十一屋、神宮寺、甚兵衛通、砂美町、善進町、善進本町、善南町、善北町、高木町、多加良浦町、千鳥二丁目、築盛町、築三町、築地町、中川本町、中之島通、錦町、西倉町、野跡、東築地町、宝神町、宝神、港町、名港二丁目、名四町、竜宮町
名古屋市南区	観音町、五条町、七条町、泉楽通、忠次、堤町、道德新町、道德通、戸部下、豊田、豊田町字汐遊、南陽通、豊二丁目、豊三丁目、豊四丁目、六条町
豊橋市	西浜町、梅藪西町、梅藪町（字西神、字屋敷、字上屋敷、字折地、字浜田及び字老松の各区域に限る。）吉前町、青竹町、高洲町、富久縞町、神野新田町、問屋町、小向町（県道豊橋環状線以西の区域に限る。）馬見塚町、前芝町（字西、字堤上、字北堤、字東塩、字塩田、字稲場、字青木、字西青、字浜新田、字外浜、字山内、字宇塚、字西塩、字加藤及び字西鶴の各区域に限る。）新栄町（字南小向（県道豊橋環状線以西の区域に限る。））及び字汐焼の各区域に限る。）牟呂町（字内田、字東明治郷下、字東明治川添、字東明治橋下、字東明治塚裏、字東明治沖坪、字西明治源助堀、字西明治大道下、字西明治沖坪、字西明治塚添、字西明治川東、字西明治新右前、字松島東、字北汐田及び字南汐田の各区域に限る。）王ヶ崎町字北欠下、駒形町（字南欠下及び字中欠下の各区域に限る。）大山町（字五分取、字下青尻及び字上青尻の各区域に限る。）杉山町（字中藻及び字新々田の各区域に限る。）
半田市	川崎町一丁目、川崎町三丁目、川崎町四丁目、新浜町、亀崎町一丁目（市道亀崎82号線以北の区域に限る。）州の崎町
碧南市	雨池町、伊勢町二丁目、伊勢町三丁目、伊勢町四丁目、稲荷町、入船町、江口町、河方町、川口町、権現町、権田町、塩浜町八丁目、潮見町、中江町、中田町、浜田町三丁目、浜田町四丁目、前浜町、岬町、宮町七丁目、葭生町、若松町二丁目、若松町三丁目、明石町
刈谷市	小垣江町（大津崎及び御茶屋下の各区域並びに古浜田、塩浜及び本郷下の各区域（主要地方道名古屋碧南線から海側の区域に限る。）に限る。）衣崎町一丁目、中川町二丁目、中川町三丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、浜町四丁目、浜町五丁目、浜町六丁目、浜町七丁目、港町四丁目、港町五丁目、港町七丁目、港町八丁目

西尾市	<p>中畑町（稲洲、卯新田上及び卯新田下の各区域に限る。）平坂町（平坂入り江及び堀割川以西の区域に限る。）西小柳町、小栗町、奥田町、西奥田町、南奥田町、寺津町（一ノ割、五ノ割横道西、五ノ割道東、三ノ割、三ノ割横道東、西一割、二ノ割、浜南（寺津漁港の区域に限る。）東一割、四ノ割横道西及び四ノ割横道東の各区域に限る。）巨海町（北河原（寺津漁港の区域に限る。）一沖、一高、三沖、三高、池田、大口、中割、西古川、西割、東古川、東割、下縄及び中縄の各区域に限る。）中根町、刈宿町（後畑、蒲田、上浜田、下浜田、下川田、長割及び東長の各区域に限る。）行用町、八ヶ尻町、下道目記町、針曾根町（荒井側、大上三、海老池、風山、北側、九佐山、米竹、寸曾、清六山、長池、中上三、中道、鼠池、古川及び丸山の各区域に限る。）長縄町（揚畑、落合、鍵島、玉屋及び流レの各区域に限る。）熱池町（落、桜池及び道下の各区域に限る。）上道目記町（宝六及び四縄の各区域に限る。）市子町（大宮西、大宮東、落合、折戸、酒屋乾地、塩田、新田、惣作、出藪、西蓑手、平加、真菰瀬及び薬師の各区域に限る。）平口町（奥川、新田東、神明東、天王前、仏照伝及び向の各区域に限る。）</p>
蒲郡市	<p>大塚町（鎌倉、岸脇及び西屋敷の各区域に限る。）三谷町（二舗、五舗、七舗、八舗、魚町通、大島、水神町通、東前、船町通、松前、港町通、弥生三丁目及び若宮の各区域に限る。）鹿島町浅井新田、浜町、形原町（春日浦、下音羽、下川原、三浦町及び港町の各区域に限る。）西浦町（赤浜、大知柄、大塚、大戸、蟹沢、北前浜、下地、空ヶ谷、中屋敷、西浜田、浜田、前浜、南ヶ坪及び門戸山の各区域に限る。）</p>
常滑市	<p>大野町、小倉町一丁目（県道大野停車場線以北の市道 1605 号線以西の区域及び市道 1603 号線以西の区域に限る。）小倉町五丁目、小倉町六丁目、小倉町七丁目（市道 1730 号線以西の区域に限る。）西之口一丁目、西之口二丁目、西之口三丁目、西之口六丁目（市道 1115 号線以北の市道 1104 号線以西の区域に限る。）西之口七丁目、西之口八丁目、住吉町一丁目、住吉町二丁目、小林町一丁目、小林町三丁目及び蒲池町一丁目（市道 1173 号線以西の区域に限る。）蒲池町二丁目、蒲池町三丁目、新田町一丁目、新田町二丁目、新田町三丁目（市道 1215 号線以西の区域に限る。）港町一丁目、港町二丁目、港町三丁目、港町四丁目、新浜町一丁目、新浜町二丁目、新浜町三丁目、未広町一丁目、未広町二丁目、未広町三丁目、多屋町二丁目（市道 1370 号線以西の区域に限る。）多屋町三丁目、多屋町四丁目、鯉江本町一丁目（市道 2003 号線以西の区域に限る。）鯉江本町三丁目、鯉江本町四丁目、鯉江本町五丁目（市道 2059 号線以西の区域に限る。）新開町一丁目、新開町二丁目、新開町三丁目（市道 2075 号線から南西側の区域に限る。）新開町四丁目、新開町五丁目、新開町六丁目、栄町五丁目、本町一</p>

	<p>丁目、本町二丁目、本町三丁目、市場町一丁目、市場町二丁目、市場町三丁目（市道中央線以西の市道 2240 号線以北の区域に限る。）、保示町一丁目、保示町三丁目、保示町四丁目、保示町五丁目、保示町六丁目、樽水町一丁目（県道大府常滑線以西の区域に限る。）、樽水町二丁目、塩田町一丁目、塩田町五丁目、阿野町一丁目、阿野町二丁目、唐崎町一丁目、唐崎町二丁目、熊野町、古場町一丁目、古場町四丁目、古場町五丁目、古場町六丁目、苅屋町一丁目（市道 3248 号線以西の区域に限る。）、苅屋町三丁目、苅屋町四丁目（市道 3248 号線以西の区域に限る。）、大谷（字浜條及び字奥条（一般国道 247 号以西の区域に限る。）の各区域に限る。）、小鈴谷（字赤松、字亀井戸及び字へり地の各区域（県道小鈴谷河和線以西の区域に限る。）並びに字盛田の区域に限る。）、坂井（字西側、字落田、字北浜田（市道 3618 号線以北の区域に限る。）の各区域に限る。）</p>
東海市	<p>新宝町（市道新宝 3 号線以西の市道新宝 2 号線以北の区域に限る。）、大田町川北新田（農道川北新田 10 号線以南の区域に限る。）、高横須賀町成宝新田（市道元浜線以西の市道成宝新田 1 号線以南の区域に限る。）、横須賀町天宝新田（市道天宝新田 2 号線、市道元浜線及び一般国道 155 号で囲まれた区域に限る。）</p>
知多市	<p>日長（字森下（名古屋鉄道常滑線以西の区域に限る。）、字神山畔及び字江口の各区域に限る。）、新舞子（字浜田、字郷戸、字西畑ケ、字竜及び字大瀬の各区域に限る。）、大草（字大瀬（市道大草線以西の区域に限る。）及び字四方田（名古屋鉄道常滑線以西の区域に限る。）の各区域に限る。）</p>
高浜市	<p>新田町、芳川町一丁目、芳川町三丁目、芳川町四丁目、青木町一丁目、碧海町一丁目、田戸町一丁目</p>
田原市	<p>谷熊町（谷熊下（市道江繩川尻線以北の区域に限る。）、川尻（市道寺新田川尻線以西の区域に限る。）及び西輪（市道寺新田川尻線以西の区域に限る。）の各区域に限る。）、豊島町（神垣、安原、今田（一般国道 259 号以北の区域に限る。）、城下新田、西新田及び道南（県道田原赤羽根線以北の区域に限る。）の各区域に限る。）、神戸町大坪（県道田原赤羽根線以北の区域に限る。）、田原町（汐見（市道汐見築出線以北の区域に限る。）及び南新地の各区域に限る。）、吉胡町（中新地、北新地、下屋敷（市道郷中下屋敷線以東の区域に限る。）及び吉胡下の各区域に限る。）、浦町（愛三及び東田の各区域に限る。）、緑が浜一号（市道波瀬前南瀬古線以西の区域に限る。）、片浜町姫島、白浜一号、白谷町（中畑（主要地方道豊橋渥美線以北の区域に限る。）、清水（市道清水中畑線から海側（北西側）の区域に限る。）及び谷津（市道谷津 3 号線から市道犬喰平松線間の区域に限る。）の各区域に限る。）、白磯（主要地方道豊橋渥美線以西の区域に限る。）、仁崎町（前州、前田（主要地方道豊橋渥美線から海側の区域に限る。）及び浜辺の各区域に</p>

	<p>限る。) 野田町(木ノ皮山及び宮下の各区域並びに井戸藪及び田尻の各区域(市道仲瀬古田尻線から海側の区域に限る。)並びに建長平芝(市道仲瀬古田尻線から海側の区域に限る。) 坂下(主要地方道豊橋渥美線から海側の区域に限る。)及び西山(一般国道 259 号から海側の市道湊田小山 1 号線以西の区域に限る。)の各区域に限る。) 赤羽根町(西(市道吹出諏訪線から海側の区域に限る。) 大西(市道大西線以西の区域に限る。) 池尻田及び浜田(市道浜田猪荒線から市道浜田美之手田線間の市道浜田北線から海側の区域に限る。)の各区域に限る。) 池尻町(下り畑、向山(一般国道 42 号から海側の区域に限る。) 精進川(一般国道 42 号以南で市道池尻中瀬古 3 号線以東の区域に限る。)及び下り瀬古(市道池尻中瀬古線から精進川間の市道向山下り瀬古線以東の区域に限る。)の各区域に限る。)</p>
海部郡飛島村	<p>大字梅之郷(字東之割、字宮東及び字中梅の各区域(一般国道 302 号以東の区域に限る。)並びに字東梅の区域に限る。) 大字飛島新田(字梅之郷東之割(一般国道 302 号以東の区域に限る。)の区域に限る。) 大字新政成(字未之切及び字戌之切の各区域(一般国道 302 号以東の区域に限る。)並びに字亥之切の区域に限る。)</p>
海部郡弥富町	<p>大字五明(字土袋、字二間城、字西亀具、字蒲原及び字九郎治の各区域に限る。) 大字小島新田(字半兵衛、字上新田及び字下新田の各区域に限る。) 大字森津(字リの割及び字九拾間の各区域に限る。) 大字芝井(字寅ノ割及び字辰ノ割の各区域に限る。) 大字寛延(字穀栄の区域に限る。) 間崎一丁目、間崎二丁目、大字稻元(字境割の区域に限る。) 稻吉、大字加稻、大字三好、大字狐地(字一ノ割、字上一ノ割、字二ノ割、字三ノ割、字四ノ割、字上五ノ割、字下五ノ割及び字走りの各区域に限る。) 大字操出(字丑ノ割、字寅ノ割、字卯ノ割、字辰ノ割、字巳ノ割、字午ノ割、字未ノ割、字申ノ割、字酉ノ割、字戌ノ割及び字亥ノ割の各区域に限る。) 稻狐、大字三稻、大字稻荷崎、大字加稲山、大字境、大字富島、大字中原、大字富島付、大字鍋田、大字駒野、大字大縄場、大字上野、西末広、大字栄南、大字大藤、東末広(口ノ割、八ノ割、二ノ割、及びへノ割の各区域に限る。)</p>
海部郡立田村	<p>大字福原新田(字郷前の区域に限る。)</p>
知多郡東浦町	<p>大字石浜(字南成実(一般国道 366 号バイパス以東の区域に限る。)の区域に限る。) 大字生路(字生栄三区、字新々田、字生栄四区、字生栄五区、字五号地及び字鍋屋新田の各区域(一般国道 366 号バイパス以東の区域に限る。)に限る。) 大字藤江(字稻栄二区、字五号地、字鍋屋新田、字ヤンチャ、字稻栄三区、字亥子新田、字午新田、字川北、字皆栄町、字皆栄新田及び字南栄町の各区域(一般国道 366 号バイパス以東の区域に限る。)に限る。)</p>
知多郡南知多町	<p>大字内海(字西郷、字東郷、字浜岡部、字新田、字浦向及び字一色の各区域に限る。)</p>

	<p>域に限る。) 大字山海(字橋詰(町道 2091 号線以南の区域に限る。)) 字屋敷、字松生、字天神西及び字天神東(町道 2155 号線以南の区域に限る。)の各区域に限る。) 大字豊浜(字西之浦、字中之浦及び字半月の各区域(一般国道 247 号以南の区域に限る。))並びに字石之浦、字月之浦、字中村、字鳥居(一般国道 247 号以南の区域に限る。)) 字相筆、字新居(一般国道 247 号以南の区域に限る。)) 字打合(一般国道 247 号以西の区域に限る。)の各区域並びに字峠、字泊り及び字豊浦の各区域(一般国道 247 号以南の区域に限る。)に限る。) 大字豊丘(字東浜、字葭野、字かに川及び字神戸の各区域に限る。) 大字大井(字真向、字北側及び字小浜(一般国道 247 号以東の区域に限る。))の各区域に限る。) 大字片名(字新師崎(町道 6088 号線以東の区域及び町道 6091 号線以北の区域に限る。))及び字郷中の各区域に限る。) 大字師崎(字天神山、字明神山、字的場(一般国道 247 号以南の区域に限る。)) 字向島、字朝日町及び字林崎の各区域に限る。) 大字篠島(字浦磯及び字神戸(町道 9009 号線以北の区域に限る。))の各区域に限る。) 大字日間賀島(字新井浜(日間賀島漁港道路(第 3 号)以北の区域に限る。)) 字上海、字浜側、字広地(町道 8001 号線以北の区域に限る。)) 字亀井戸、字藪ノ鼻及び字北地(町道 8001 号線以東の区域に限る。)の各区域に限る。)</p>
知多郡美浜町	<p>大字布土(字梅之木及び字北浜田の各区域(一般国道 247 号から海側の区域に限る。))並びに字郷下の区域に限る。) 大字河和(字北屋敷、字上前田及び字六反田の各区域(一般国道 247 号から海側の区域に限る。))に限る。) 新浦戸二丁目及び新浦戸三丁目の各区域(一般国道 247 号から海側の区域に限る。)) 大字浦戸(字森下の区域に限る。)) 大字古布(字屋敷の区域(一般国道 247 号から海側の区域に限る。))に限る。) 大字豊丘(字原子及び字浜(一般国道 247 号から海側の区域に限る。))の各区域に限る。) 大字小野浦(字福島(町道 5275 号線及び町道 5276 号線から海側の区域に限る。)) 字東川(町道 5281 号線から海側の区域に限る。)) 字西川及び字風宮崎(一般国道 247 号から海側の区域に限る。)の各区域に限る。) 大字奥田(字天野(町道 3179 号線から海側の区域に限る。)) 字砂原、字儀路及び字石畑の各区域(一般国道 247 号から海側の区域に限る。))に限る。)</p>
知多郡武豊町	<p>字竜宮</p>
幡豆郡一色町	<p>大字赤羽(字内川、字後田、字遠ノ子、字大戸前川向、字上郷中、字上割、字河田、字北荒子、字郷中、字下郷中、字下川田、字城ヶ下、字西下浜、字浜田、字浜割、字稗田、字二ッ合、字本川、字水出及び字南荒子の各区域に限る。)) 大字味浜(字後田、字江向、字上川田、字上長割、字上浜、字古新、字下川田、字下郷、字堤西、字堤東、字中乾地、字中切、字中長割、字長割、字成輪、字西乾地、字東下浜、字屋敷割及び字屋下の各区域</p>

	に限る。) 大字生田、大字池田(字池丑新田、字丑新田、字埋田、字大野内、字上河田、字郷戸後、字権現、字三町田、字下河田、字須合、字反淵、字寺西、字天神西、字永箴、字西荒子、字西八反、字二反田、字八王寺、字東八反、字松原、字松節、字宮前、字宮回、字御堂回、字弥惣及び字友伝の各区域に限る。) 大字一色(字亥新田、字市助、字五町分、字下屋敷、字中屋敷、字西荒子、字西塩浜、字西屋敷、字番城、字東荒子、字東上二割、字東下二割、字東塩浜、字東前新田、字未荒子、字船入、字前新田、字松荒子、字間浜畑、字南屋敷、字宮添及び字山荒子の各区域に限る。) 大字大塚、大字開正、大字小藪、大字坂田新田、大字酒手島、大字佐久島(字入ヶ浦、字江名、字中屋敷、字西側、字西屋敷、字東屋敷及び字前田の各区域に限る。) 大字治明、大字千間、大字惣五郎、大字対米、大字中外沢、大字野田、大字藤江、大字細川、大字前野、大字松木島、大字養ヶ島
幡豆郡吉良町	大字吉田、大字大島、大字富好新田(字井戸後、字蔵井戸、字中川並、字川並、字下川並、字新開、字紺屋堀、字井戸東、字四縄、字役地、字三角、字四反地、字田中、字沢西、字森根、字西青鳥、字青鳥及び字地領の各区域に限る。) 大字乙川(字道下、字北辰新、字南辰新、字西落、字寺前、字源四及び字経前の各区域に限る。) 大字白浜新田、大字宮崎(字馬道及び字法蓮坊(町道保定 183 号線から海側の区域に限る。))の各区域、並びに字西部田、字中部田、字部田及び字東部田の各区域(町道保定 76 号線から海側の区域に限る。)の各区域に限る。) 大字荻原(字七曲、字埋畑、字小野、字渡辺、字細畑、字御用田、字大貝戸、字川中、字川畑、字座甲、字上丁田、字下丁田、字中重田、字城下、字烏帽子、字大道通、字新池、字割田、字下川田、字大堀合、字桐杭、字秋箱、字亀池、字金畑、字牛池、字斧田洗、字早渡、字百度荒子、字小入道、字外川田、字小川尻、字一番割及び字浜田の各区域に限る。) 大字富田、大字八幡川田、大字下横須賀(字池田、字横枕、字須、字高德、字網坪、字六人、字須前及び字須西の各区域に限る。) 大字酒井(字丸池、字竹ノ子及び字寺後の各区域に限る。) 大字饗庭(字向川田の区域に限る。)
幡豆郡幡豆町	大字東幡豆(字緑ヶ崎の区域並びに字洲崎、字小浜及び字中ノ浜の各区域(県道東幡豆蒲郡線から海側の区域に限る。)) 字中柴、字宮後(県道東幡豆蒲郡線から海側の区域に限る。))及び字東浜の各区域並びに字小見行田、字浦和、字本郷及び字崎ノ畑の各区域(町道 1 号線から海側の区域に限る。))並びに字烏帽子ヶ丘及び字琵琶浦の各区域に限る。) 大字寺部(字西浦の区域に限る。)) 大字鳥羽(字出崎の区域に限る。))
宝飯郡小坂井町	大字伊奈(字汐田の区域に限る。))
宝飯郡御津町	大字下佐脇(字洗出、字義郎、字浜道、字仲荒、字仲ノ坪、字梅田、字都、

	<p>字八尻、字平次、字引通、字天神、字新梅田、字新洗出及び字御所（町道鎌田天神線及び町道御所平次線以西の区域に限る。）の各区域に限る。）大字下佐脇新田、大字御馬（字膳田（町道仲田膳田線以南の区域に限る。）字中島、字流田、字川端、字仲田、字向道、字梅田、字東、字浜田、字塩入、字塩浜、字長床（町道加美長床線以南の町道長床膳田線以西の区域に限る。）及び字西（町道西2号線以西の町道野添塩入線以南の区域に限る。）の各区域に限る。）大字西方（字揚浜、字常ノ口、字広田、字下浜道、字入浜及び字浜田の各区域に限る。）大字浮野（字浜新田、字楠木、字餅田（町道西方赤根線以南の区域に限る。）字柳原、字村崎、字六反田（町道西方赤根線以南の区域に限る。）の各区域に限る。）大字大草（字外新田、字新田、字東郷、字上竹（町道西方赤根線以南の区域に限る。）及び字西浜の各区域に限る。）大字赤根（字前浜の区域に限る。）</p>
渥美郡渥美町	<p>大字和地（字砂場及び字川尻の各区域に限る。）大字小塩津（字里瀬古の区域に限る。）大字堀切（字風除、字新堀東、字新堀西及び字浜藪の各区域に限る。）大字日出（字浜、字又三畑及び字広畑の各区域に限る。）大字伊良湖（字恋路浦、字古山、字宮下、字白川及び字飛越の各区域に限る。）大字中山（字大松上、字岬、字日ノ出、字小森、字藤原、字一膳松、字久工森、字立馬崎、字八幡上、字西山、字一分、字北礎畑、字北浜新田、字山二新田、字後江小砂、字田端、字南郷、字北郷、字一本松、字新田一本松下、字塚土、字深田、字曲尺手、字水門、字沖田、字小新田、字磯畑、字菱池、字下本田及び字藤太夫森の各区域に限る。）大字福江（字医王寺、字梶原、字鴻ノ巣、字新御坊及び字日比浜の各区域に限る。）大字向山（字郷、字上前田、字前田、字浜畑、字塩浜、字下前田、字新々田及び字上清水の各区域に限る。）大字古田（字郷中、字像木間、字背戸山及び字折立の各区域に限る。）大字高木（字西田、字亀井、字羽広及び字東田の各区域に限る。）大字石神（一般国道259号から海側の区域に限る。）夕陽が浜、大字伊川津（字横津新田、字伊井新田、字大島、字横浜、字貝ノ浜及び字下地の各区域に限る。）大字江比間（一般国道259号から海側の区域に限る。）大字宇津江（一般国道259号から海側の区域に限る。）</p>

三重県

津市	<p>白塚町、栗真町屋町、栗真中山町、栗真小川町、栗真白塚、一身田平野、一身田豊野、一身田中野、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、桜橋一丁目、桜橋二丁目、桜橋三丁目、島崎町、上浜町一丁目、上浜町二丁目、上浜町三丁目、上浜町五丁目、江戸橋一丁目、江戸橋二丁目、江戸橋三丁目、住吉町、高洲町、未広町、海岸町、港町、大字津南、大字津興、大字藤枝、大字藤方、高茶屋小森上野町、高茶屋小森町、雲出本郷町、雲出長常町、雲出伊倉津町、</p>
----	---

	雲出鋼管町
四日市市	天力須賀一丁目、天力須賀二丁目、天力須賀三丁目、天力須賀四丁目、天力須賀五丁目、天力須賀新町、住吉町、平町、松原町、富州原町、富田一色町、富田一丁目、富田二丁目、富田三丁目、富田四丁目、東富田町、南富田町、富双一丁目、富双二丁目、浜園町、富田浜元町、富田浜町、茂福町、東茂福町、大字茂福（都市計画道路阿倉川西富田線以東の区域に限る。）霞一丁目、霞二丁目、並びに大字羽津、大字羽津甲及び大字羽津乙の各区域（都市計画道路阿倉川西富田線以東の区域に限る。）午起三丁目、三郎町、大協町一丁目、大協町二丁目、稲葉町、高砂町、尾上町、千歳町、未広町、大浜町、東邦町、石原町、三田町、三田町（四日市港管理組合埋立中）塩浜町、川合町、大字塩浜（一般国道 23 号以東の区域に限る。）
伊勢市	東大淀町、村松町、有滝町、東豊浜町、西豊浜町、榎原町、大湊町、馬瀬町、下野町、神社港、竹ヶ鼻町、楠部町、朝熊町、磯町
松阪市	六軒町、松崎浦町、松ヶ島町、新松ヶ島町、獺師町、町平尾町、大口町、高須町、西黒部町、松名瀬町、東黒部町、乙部町、垣内田町、神守町、牛草町、蓮花寺町、柿木原町、出間町、土古路町、大垣内町、東久保町
桑名市	東鍋屋町、西鍋屋町、北鍋屋町、掛樋、一色町、鍛冶町、大央町、新築町、常盤町、三栄町、八間通、未広町、堤原、参宮町、蓮見町、新屋敷、新町、萱町、伝馬町、八幡町、柳原、外堀、入江葎町、紺屋町、吉津屋町、伊賀町、北寺町、南寺町、京橋町、京町、内堀、相生町、清水町、今中町、今片町、今北町、住吉町、元赤須賀、吉之丸、三之丸、南魚町、船馬町、太一丸、矢田碓、中央町一丁目、中央町三丁目、中央町四丁目、中央町五丁目、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、桑栄町、福島新町、有楽町、駅元町、川口町、江戸町、片町、宮通、職人町、油町、本町、風呂町、北魚町、田町、殿町、三崎通、宝殿町、春日町、福岡町、太平町、立田町、大字小貝須、並びに大字江場及び大字大福の各区域（一般国道 1 号以東の区域に限る。）大字桑名（近畿日本鉄道名古屋線以東の区域に限る。）大字赤須賀、大字福島、大字播磨（近畿日本鉄道名古屋線以東の区域に限る。）大字東方（近畿日本鉄道名古屋線以東及び市道福島深谷線以東の区域に限る。）大字上之輪新田、大字地蔵、大字東野、大字蛸塚新田（一般国道 258 号以東の区域に限る。）大字東汰上（一般国道 258 号以東の区域（市道福島深谷線以西及び近畿日本鉄道名古屋線以西を除く区域に限る。）に限る。）大字下深谷部（一般国道 258 号以東の区域に限る。）大字上深谷部（一般国道 258 号以東の区域に限る。）大字今島、大字福地、大字福江、大字小泉、大字大貝須、大字和泉、大字萱町、大字安永（一般国道 1 号以東の区域に限る。）

鈴鹿市	長太新町三丁目、長太新町四丁目、長太旭町六丁目、長太栄町四丁目、長太栄町五丁目、南長太町字鎗添、下箕田町字八握、下箕田町字氷室、下箕田町字瑞垣、中箕田町字鈴鳴、北堀江町（近畿日本鉄道名古屋線以東の区域に限る。）下箕田一丁目、下箕田二丁目、下箕田三丁目、下箕田町（近畿日本鉄道名古屋線以東の区域に限る。）下箕田町字老松、北若松町（近畿日本鉄道名古屋線以東の区域に限る。）若松北三丁目、若松東一丁目、若松東二丁目、若松東三丁目、若松中一丁目、中若松町、南若松町（県道四日市楠鈴鹿線以東の区域に限る。）東江島町、江島本町、白子本町、白子一丁目、白子町（近畿日本鉄道名古屋線以東の区域に限る。）寺家町（近畿日本鉄道名古屋線以東の区域に限る。）寺家一丁目、寺家二丁目、寺家三丁目、寺家四丁目、磯山町（近畿日本鉄道名古屋線以東の区域に限る。）東磯山一丁目、東磯山二丁目、東磯山三丁目、東磯山四丁目、磯山一丁目、磯山二丁目、磯山三丁目
尾鷲市	北浦町、北浦東町、北浦西町、宮ノ上町、坂場町、野地町、栄町、中井町、港町、朝日町、中村町、中央町、林町、瀬木山町、小川東町、中川、国市松泉町、大字天満浦、矢浜一丁目、矢浜三丁目、矢浜四丁目、矢浜大道、大字向井、大字大曾根浦、大字行野浦、須賀利町、九鬼町、早田町、盛松、三木浦町、小脇町、名柄町、三木里町、古江町、賀田町、曾根町、梶賀町
鳥羽市	堅神町、池上町、小浜町、鳥羽一丁目、鳥羽二丁目、鳥羽三丁目、鳥羽四丁目、鳥羽五丁目、船津町、大明西町、大明東町、安楽島町、浦村町、石鏡町、国崎町、相差町、畔蛸町、千賀町、堅子町、神島町、答志町、菅島町、桃取町、坂手町
熊野市	須野町、甫母町、二木島里町、二木島町、遊木町、新鹿町、波田須町、磯崎町、大泊町、木本町、井戸町、有馬町、久生屋町
桑名郡長島町	全域
桑名郡木曾岬町	全域
三重郡楠町	大字南五味塚、大字北五味塚、大字小倉、大字吉崎
三重郡朝日町	大字縄生、大字小向、大字柿
三重郡川越町	全域
安芸郡河芸町	大字東千里、大字上野、大字中別保、大字一色、大字影重、大字中瀬
一志郡香良洲町	全域
一志郡三雲町	大字市場庄、大字曾原、大字中道、大字小津、大字喜多村新田、大字笠松、大字星合、大字五主
多気郡明和町	大字大淀、大字大淀甲、大字大淀乙、大字山大淀、大字大堀川新田、大字南藤原、大字北藤原、大字川尻、大字中村、大字養川甲、大字養川乙、大字内座、大字濱田、大字八木戸、大字根倉、大字養川
度会郡二見町	全域
度会郡南勢町	五ヶ所浦、船越、飯満、中津浜浦、神津佐、下津浦、木谷、泉、宿浦、田曾

	浦、内瀬、伊勢路、迫間浦、礪浦、相賀浦
度会郡南島町	全域
度会郡紀勢町	錦
度会郡御園村	大字小林、大字新開、大字上條
志摩郡浜島町	全域
志摩郡大王町	全域
志摩郡志摩町	全域
志摩郡阿児町	全域
志摩郡磯部町	下之郷、飯浜、的矢、穴川、坂崎、三ヶ所、渡鹿野
北牟婁郡紀伊長島町	三浦、道瀬、海野、長島、東長島
北牟婁郡海山町	大字相賀、大字小山浦、大字引本浦、大字矢口浦、大字白浦、大字島勝浦
南牟婁郡御浜町	大字阿田和、大字下市木、大字志原
南牟婁郡紀宝町	井田、成川、鮎田、北檜杖
南牟婁郡鵜殿村	全域

大阪府

大阪市西淀川区	歌島一丁目、歌島二丁目、歌島三丁目、歌島四丁目、大和田一丁目、大和田二丁目、大和田三丁目、大和田四丁目、大和田五丁目、大和田六丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野三丁目、柏里一丁目、柏里二丁目、柏里三丁目、竹島一丁目、竹島二丁目、竹島三丁目、竹島四丁目、竹島五丁目、千船一丁目、千船二丁目、千船三丁目、佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、佃四丁目、佃五丁目、佃六丁目、佃七丁目、出来島一丁目、出来島二丁目、出来島三丁目、中島一丁目、西島一丁目、野里一丁目、野里二丁目、野里三丁目、花川一丁目、花川二丁目、姫里一丁目、姫里二丁目、姫里三丁目、姫島一丁目、姫島二丁目、姫島三丁目、姫島四丁目、姫島五丁目、姫島六丁目、百島一丁目、百島二丁目、福町一丁目、福町二丁目、福町三丁目、御幣島一丁目、御幣島二丁目、御幣島三丁目、御幣島四丁目、御幣島五丁目、御幣島六丁目
---------	---

大阪市淀川区	加島一丁目、加島二丁目、加島三丁目、加島四丁目、木川西一丁目、木川西二丁目、木川西三丁目、木川西四丁目、木川東一丁目、木川東二丁目、木川東三丁目、木川東四丁目、十三東一丁目、十三東二丁目、十三東三丁目、十三東四丁目、十三東五丁目、十三本町一丁目、十三本町二丁目、十三本町三丁目、十三元今里一丁目、十三元今里二丁目、十三元今里三丁目、新北野一丁目、新北野二丁目、新北野三丁目、田川一丁目、田川二丁目、田川三丁目、田川北一丁目、田川北二丁目、田川北三丁目、塚本一丁目、塚本二丁目、塚本三丁目、塚本四丁目、塚本五丁目、塚本六丁目、新高一丁目、新高二丁目、西中島二丁目、西中島四丁目、西中島六丁目、西中島七丁目、西宮原一丁目、西宮原二丁目、野中北一丁目、野中北二丁目、野中南一丁目、野中南二丁目、三国本町一丁目、三国本町二丁目、三津屋北一丁目、三津屋北二丁目、三津屋北三丁目、三津屋中一丁目、三津屋中二丁目、三津屋中三丁目、三津屋南一丁目、三津屋南二丁目、三津屋南三丁目、宮原三丁目
大阪市北区	梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、大深町、大淀北一丁目、大淀北二丁目、大淀中一丁目、大淀中二丁目、大淀中三丁目、大淀中四丁目、大淀中五丁目、大淀南一丁目、大淀南二丁目、大淀南三丁目、角田町、小松原町、芝田一丁目、芝田二丁目、曾根崎二丁目、曾根崎新地一丁目、曾根崎新地二丁目、茶屋町、鶴野町、堂島一丁目、堂島二丁目、堂島三丁目、堂島浜一丁目、堂島浜二丁目、豊崎三丁目、豊崎五丁目、中津一丁目、中津二丁目、中津三丁目、中津四丁目、中津五丁目、中津六丁目、中津七丁目、中之島一丁目、中之島二丁目、中之島三丁目、中之島四丁目、中之島五丁目、中之島六丁目
大阪市福島区	全域
大阪市西区	安治川一丁目、安治川二丁目、立売堀五丁目、立売堀六丁目、川口一丁目、川口三丁目、川口四丁目、北堀江四丁目、九条一丁目、九条二丁目、九条三丁目、九条南一丁目、九条南二丁目、九条南三丁目、九条南四丁目、境川一丁目、境川二丁目、新町四丁目、千代崎一丁目、千代崎二丁目、千代崎三丁目、本田一丁目、本田二丁目、本田三丁目、本田四丁目、南堀江四丁目
大阪市此花区	朝日一丁目、朝日二丁目、春日出北一丁目、春日出北二丁目、春日出北三丁目、春日出中一丁目、春日出中二丁目、春日出中三丁目、春日出南一丁目、春日出南二丁目、春日出南三丁目、桜島一丁目、桜島二丁目、四貫島一丁目、四貫島二丁目、島屋一丁目、島屋二丁目、島屋三丁目、島屋四丁目、島屋五丁目、島屋六丁目、高見一丁目、高見二丁目、高見三丁目、伝法一丁目、伝法二丁目、伝法三丁目、伝法四丁目、伝法五丁目、伝法六丁目、西島一丁目、西島二丁目、西島三丁目、西島四丁目、西島五丁目、西島六丁目、西九条一丁目、西九条二丁目、西九条三丁目、西九条四丁目、西九条五丁目、西九条六丁目、西九条七丁目、梅香一丁目、梅香二丁目、梅香三丁目
大阪市大正区	全域

大阪市港区	市岡一丁目、市岡二丁目、市岡三丁目、市岡四丁目、市岡元町一丁目、市岡元町二丁目、市岡元町三丁目、池島二丁目、池島三丁目、磯路一丁目、磯路二丁目、磯路三丁目、海岸通一丁目、海岸通二丁目、海岸通三丁目、海岸通四丁目、港晴一丁目、港晴二丁目、港晴三丁目、港晴四丁目、港晴五丁目、築港一丁目、築港二丁目、築港三丁目、築港四丁目、波除一丁目、波除二丁目、波除三丁目、波除四丁目、波除五丁目、波除六丁目、福崎二丁目、福崎三丁目、弁天四丁目、弁天五丁目、弁天六丁目、南市岡一丁目、南市岡二丁目、南市岡三丁目、八幡屋一丁目、八幡屋二丁目、八幡屋三丁目、八幡屋四丁目、夕凧一丁目
大阪市中央区	今橋一丁目、北浜一丁目、高麗橋四丁目、道修町四丁目、平野町四丁目
大阪市浪速区	木津川一丁目、木津川二丁目、久保吉二丁目、桜川四丁目
大阪市住之江区	北加賀屋四丁目、北加賀屋五丁目、柴谷一丁目、平林北一丁目、平林北二丁目
大阪市西成区	北津守一丁目、北津守二丁目、北津守三丁目、北津守四丁目、津守一丁目、津守二丁目、津守三丁目、南津守二丁目、南津守五丁目
堺市	戎島町五丁、大浜北町四丁、大浜北町五丁、大浜西町、大浜中町三丁、大浜南町三丁、北波止町、塩浜町、築港浜寺町、築港浜寺西町、築港南町、築港八幡町、出島西町、浜寺石津町西三丁、浜寺石津町西四丁、浜寺石津町西五丁、浜寺公園町一丁、浜寺公園町二丁、浜寺公園町三丁、浜寺公園町四丁、浜寺諏訪森町西一丁、浜寺諏訪森町西二丁、浜寺諏訪森町西三丁、浜寺諏訪森町西四丁
高石市	高砂一丁目、高砂二丁目、高砂三丁目、高師浜丁、羽衣二丁目、羽衣四丁目、羽衣五丁目、羽衣公園丁
泉大津市	助松町四丁目、臨海町一丁目
阪南市	箱作（南海電気鉄道南海線以北の区域に限る。）
岬町	淡輪（南海電気鉄道南海線以北の区域に限る。） 多奈川谷川（府道岬加太港線以北の区域に限る。）

兵庫県

神戸市東灘区	魚崎西町1丁目、魚崎浜町、魚崎南町1丁目、魚崎南町2丁目、魚崎南町3丁目、魚崎南町4丁目、魚崎南町5丁目、青木1丁目、青木2丁目、青木3丁目、青木4丁目、青木5丁目、住吉浜町、住吉南町1丁目、深江北町4丁目、深江北町5丁目、深江浜町、深江本町2丁目、深江本町3丁目、深江本町4丁目、深江南町1丁目、深江南町2丁目、深江南町3丁目、深江南町4丁目、深江南町5丁目、御影浜町
神戸市灘区	大石南町1丁目、大石南町2丁目、新在家南町1丁目、新在家南町2丁目、新在家南町3丁目、新在家南町4丁目、新在家南町5丁目、灘浜町、灘浜

	東町、摩耶海岸通 1 丁目、摩耶埠頭
神戸市中央区	小野浜町、海岸通、海岸通 1 丁目、海岸通 2 丁目、海岸通 3 丁目、海岸通 4 丁目、海岸通 5 丁目、海岸通 6 丁目、新港町、波止場町、東川崎町 1 丁目、東川崎町 2 丁目、東川崎町 3 丁目、東川崎町 4 丁目、東川崎町 5 丁目、東川崎町 6 丁目、東川崎町 7 丁目、港島 1 丁目、港島 2 丁目、港島 3 丁目、港島 4 丁目、港島 5 丁目、港島 6 丁目、港島 7 丁目、港島 8 丁目、港島 9 丁目、港島中町 1 丁目、港島中町 2 丁目、港島中町 3 丁目、港島中町 4 丁目、港島中町 5 丁目、港島中町 6 丁目、港島中町 7 丁目、港島中町 8 丁目、港島南町 1 丁目、港島南町 2 丁目、港島南町 3 丁目、港島南町 4 丁目、港島南町 5 丁目、港島南町 6 丁目、港島南町 7 丁目
神戸市兵庫区	芦原通 1 丁目、芦原通 2 丁目、磯之町、今出在家町 1 丁目、今出在家町 2 丁目、今出在家町 3 丁目、今出在家町 4 丁目、入江通 1 丁目、小河通 1 丁目、小河通 2 丁目、笠松通 5 丁目、笠松通 6 丁目、笠松通 7 丁目、笠松通 8 丁目、笠松通 9 丁目、笠松通 10 丁目、鍛冶屋町 1 丁目、鍛冶屋町 2 丁目、上庄通 1 丁目、上庄通 2 丁目、上庄通 3 丁目、北逆瀬川町、切戸町、金平町 1 丁目、金平町 2 丁目、小松通 2 丁目、小松通 3 丁目、小松通 4 丁目、小松通 5 丁目、小松通 6 丁目、佐比江町、七宮町 1 丁目、七宮町 2 丁目、島上町 1 丁目、島上町 2 丁目、神明町、須佐野通 1 丁目、大開通 4 丁目、大開通 5 丁目、大開通 6 丁目、高松町、塚本通 3 丁目、塚本通 4 丁目、塚本通 5 丁目、塚本通 6 丁目、築地町、出在家町 1 丁目、出在家町 2 丁目、遠矢町 1 丁目、遠矢町 2 丁目、遠矢浜町、中之島 1 丁目、中之島 2 丁目、中道通 5 丁目、中道通 6 丁目、西出町、西出町 1 丁目、西出町 2 丁目、西仲町、西宮内町、西柳原町、羽坂通 1 丁目、羽坂通 2 丁目、羽坂通 3 丁目、浜中町 1 丁目、浜中町 2 丁目、浜山通 1 丁目、浜山通 2 丁目、浜山通 3 丁目、浜山通 4 丁目、浜山通 5 丁目、浜山通 6 丁目、東出町 1 丁目、東出町 2 丁目、東出町 3 丁目、東柳原町、兵庫町 1 丁目、兵庫町 2 丁目、船大工町、本町 1 丁目、本町 2 丁目、松原通 1 丁目、三川口町 1 丁目、三川口町 2 丁目、三川口町 3 丁目、御崎町 1 丁目、御崎町 2 丁目、御崎本町 1 丁目、御崎本町 2 丁目、御崎本町 3 丁目、御崎本町 4 丁目、水木通 4 丁目、水木通 5 丁目、水木通 6 丁目、三石通 1 丁目、三石通 2 丁目、三石通 3 丁目、湊町 1 丁目、南逆瀬川町、南仲町、門口町、吉田町 1 丁目、吉田町 2 丁目、吉田町 3 丁目、和田崎町 1 丁目、和田崎町 2 丁目、和田崎町 3 丁目、和田宮通 2 丁目、和田宮通 3 丁目、和田宮通 4 丁目、和田宮通 5 丁目、和田宮通 6 丁目、和田宮通 7 丁目、和田宮通 8 丁目
神戸市長田区	苅藻島町 1 丁目、苅藻島町 2 丁目、苅藻島町 3 丁目、苅藻通 7 丁目、駒ヶ林町 2 丁目、駒ヶ林町 3 丁目、駒ヶ林町 4 丁目、駒ヶ林町 5 丁目、駒ヶ林南町、浜添通 7 丁目、浜添通 8 丁目、東尻池町 9 丁目、東尻池町 10 丁目、

	南駒栄町
神戸市須磨区	須磨浦通 1 丁目、須磨浦通 2 丁目、須磨浦通 3 丁目、須磨浦通 4 丁目、須磨浦通 5 丁目、須磨浦通 6 丁目、外浜町 1 丁目、外浜町 2 丁目、外浜町 3 丁目、外浜町 4 丁目、若宮町 1 丁目
神戸市垂水区	塩屋町 1 丁目、西舞子 1 丁目、平磯 1 丁目、平磯 3 丁目、平磯 4 丁目、宮本町
姫路市	網干区網干浜、網干区大江島（一般国道 250 号以南の区域に限る。）網干区興浜（一般国道 250 号以南の区域及び一般国道 250 号以北の市道網干 129 号線以東の区域に限る。）網干区垣内西町（県道 29 号網干竜野線以西の区域に限る。）並びに網干区新在家及び網干区浜田の各区域（一般国道 250 号以南の区域に限る。）網干区余子浜（一般国道 250 号以南の区域及び一般国道 250 号以北の県道 29 号網干竜野線以西の区域に限る。）大塩町（市道大塩 109 号線以南の区域に限る。）大津区勘兵衛町五丁目、大津区吉美（一般国道 250 号以南の区域に限る。）木場（市道八木 16 号線以南の区域に限る。）飾磨区今在家、飾磨区入船町、飾磨区須加、飾磨区中島（一般国道 250 号以南の市道幹第 69 号線以東の区域に限る。）飾磨区細江（一般国道 250 号以南の区域に限る。）飾磨区妻鹿常盤町、飾磨区妻鹿日田町（市道妻鹿 28 号線及び市道妻鹿 29 号線以南の区域に限る。）白浜町甲（一般国道 250 号、市道白浜 17 号線及び市道白浜 150 号線以南の区域に限る。）白浜町丙、白浜町灘浜、広畑区富士町、的形町福泊（市道八木 16 号線以南の区域に限る。）的形町の形（市道八木 16 号線及び市道 5 号線以南の区域に限る。）
尼崎市	末広町 1 丁目及び末広町 2 丁目の各区域（関電末広堤防から海側の区域に限る。）鶴町（第 1 線堤防から海側の区域に限る。）
明石市	魚住町西岡（字川田、字才田及び字浜端の各区域に限る。）二見町東二見（字一番地、字二番地、字六番地及び字七番地の各区域に限る。）
西宮市	西波止町（西波止堤防から海側の区域に限る。）浜町（浜町堤防から海側の区域に限る。）
洲本市	海岸通一丁目、海岸通二丁目、山手一丁目（市道三熊山支線、県道 76 号洲本南淡線、市道大浜栄町線、市道山下町線及び市道税務所西横線で囲まれた区域に限る。）並びに本町一丁目及び本町二丁目の各区域（市道中央線以北の区域に限る。）並びに本町五丁目及び本町六丁目の各区域（市道幸町線以北の区域に限る。）栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、港、塩屋一丁目、塩屋二丁目（一般国道 28 号以東の区域に限る。）炬口一丁目、小路谷（県道 76 号洲本南淡線から海側の区域に限る。）並びに由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目及び由良四丁目の各区域（市道由良中央線から海側の区域に限る。）由良町由良（天川、市道天川線、市道由良山手線及び

	<p>県道 76 号洲本南淡線で囲まれた区域並びに市道由良中央線及び県道 76 号洲本南淡線から海側の区域に限る。) 由良町内田 (市道内田線から海側の区域に限る。) 中川原町厚浜 (一般国道 28 号から海側の区域並びに市道東中道線、市道厚浜学校線、市道石ヶ谷厚浜線、市道名古屋線及び一般国道 28 号で囲まれた区域に限る。) 安乎町平安浦 (一般国道 28 号から海側の区域に限る。)</p>
相生市	<p>相生四丁目、相生 (字小丸、字甲崎、字鷲ヶ巣、字小坪、字柳、字葛ヶ浜及び字桜ヶ丘の各区域に限る。) 野瀬 (字岩本新田の区域に限る。)</p>
加古川市	<p>別府町港町、金沢町 (出荷橋北詰以西の区域に限る。)</p>
赤穂市	<p>加里屋 (字西沖、字東沖手、字沖手、字前川、字南及び字八田の各区域に限る。) 中広 (字東沖、字古廣門、字尾崎道下、字大向、字内海及び字南の各区域に限る。) 塩屋 (字大土手濱の区域に限る。) 折方 (字大土手、字シダ嶋、字恋濱及び字綱崎の各区域に限る。) 鷗和 (字恋ノ濱、字藤原新田、字沖銭島、字戸嶋及び字古濱の各区域に限る。) 福浦 (字綱崎、字五渡鼻、字入電、字八軒屋、字潮遊、字砂田、字野道及び字古池の各区域に限る。) 尾崎 (字丸山、字向山及び字池ヶ谷の各区域 (県道 32 号坂越御崎加里屋線から海側の区域に限る。)) 字外新田及び字内新田の各区域に限る。) 御崎 (字大塚、字万五郎谷、字東福浦、字西福浦及び字三崎山の各区域 (市道御崎加里屋線から海側の区域に限る。)) 並びに字唐船柳の区域に限る。) 坂越 (字毎田、字小島、字名切、字大黒、字陰山、字犬戾、字潮見、字宮本、字本町、字八祖、字海雲寺、字乳下、字湯殿町、字洞留、字大柴垣、字大泊及び字丸山の各区域に限る。)</p>
高砂市	<p>高砂町向島町 (市道宮前幹線道路高砂大橋以南の区域に限る。)</p>
加古郡播磨町	<p>本荘 (字宮ノ東の区域に限る。)</p>
飾磨郡家島町	<p>宮字田ノ浜、宮 (2165 番地、2165 番地の 2、2165 番地の 3、2165 番地の 4、2165 番地の 8、2165 番地の 9、2165 番地の 10、2165 番地の 13、2165 番地の 14 及び 2165 番地の 15 の各区域に限る。) 真浦 (字高内、字猫面及び字小高内の各区域に限る。)</p>
揖保郡御津町	<p>岩見 (字蛭子ノ本、字浜屋敷及び字家ノ浜の各区域に限る。) 黒崎 (字東綾部の区域に限る。) 室津 (字一丁目、字二丁目、字三丁目、字四丁目、字五丁目、字六丁目、字七丁目、字八丁目及び字大浦の各区域に限る。)</p>
津名郡津名町	<p>塩尾、塩田新島、志筑 (町道志筑旧国道線以東の区域並びに県道 88 号津名一宮線、町道志筑環状線及び町道志筑旧国道線で囲まれた区域に限る。) 志筑新島、生穂 (一般国道 28 号以東の区域に限る。) 生穂新島、並びに大谷及び佐野の各区域 (一般国道 28 号以東の区域に限る。) 佐野新島</p>
津名郡淡路町	<p>岩屋 (一般国道 28 号、県道 31 号福良江井岩屋線及び町道神ノ前 9 号線で囲まれた区域に限る。) 釜口 (一般国道 28 号以東の区域 (一般国道 28 号、</p>

	東浦町道飯屋 48 号線、東浦町道飯屋 34 号線、東浦町道飯屋 39 号線及び東浦町道津田・大北線で囲まれた区域を除く。)に限る。)、久留麻(一般国道 28 号以東の区域(一般国道 28 号、東浦町道宮前・平松線、東浦町道浦 1 号線及び東浦町道飯屋 118 号線で囲まれた区域並びに一般国道 28 号、東浦町道高塚畠田線、東浦町道飯屋 139 号線、飯屋漁港内道路及び東浦町道飯屋 48 号線で囲まれた区域を除く。)に限る。)
津名郡北淡町	舟木、野島轟木及び野島平林の各区域(県道 31 号福良江井岩屋線から海側の区域に限る。)、野島臺浦(県道 31 号福良江井岩屋線及び町道野島本町線から海側の区域に限る。)、並びに野島大川及び野島江崎の各区域(県道 31 号福良江井岩屋線から海側の区域に限る。)、富島(県道 31 号福良江井岩屋線及び町道富島本町線から海側の区域に限る。)、並びに浅野南及び浅野神田の各区域(県道 31 号福良江井岩屋線から海側の区域に限る。)、斗ノ内(県道 31 号福良江井岩屋線及び町道斗ノ内本町線から海側の区域に限る。)、育波(県道 31 号福良江井岩屋線及び町道育波本町線から海側の区域に限る。)、室津(県道 31 号福良江井岩屋線及び町道室津本町線から海側の区域に限る。)
津名郡一宮町	尾崎(県道 31 号福良江井岩屋線から東側 200m 以西の区域に限る。)、並びに郡家及び多賀の各区域(県道 31 号福良江井岩屋線から東側 200m 以西の区域並びに県道 31 号福良江井岩屋線、県道 88 号津名一宮線、町道郡家中央線、町道郡家河合線及び町道河合安星 1 号線で囲まれた区域に限る。)、並びに江井、草香北、明神、草香、南及び深草の各区域(県道 31 号福良江井岩屋線から東側 200m 以西の区域に限る。)
津名郡五色町	都志(町道都志中央線から海側の区域に限る。)、都志万歳(県道 231 号都志港線及び町道都志中央線から海側の区域に限る。)、鳥飼浦(町道西の脇線以南の県道 31 号福良江井岩屋線から海側の区域に限る。)
津名郡東浦町	釜口、下田、谷及び飯屋の各区域(一般国道 28 号以東の区域(一般国道 28 号、町道飯屋 48 号線、町道飯屋 34 号線、町道飯屋 39 号線及び町道津田・大北線で囲まれた区域を除く。)に限る。)、並びに久留麻及び浦の各区域(一般国道 28 号以東の区域(一般国道 28 号、町道宮前・平松線、町道浦 1 号線及び町道飯屋 118 号線で囲まれた区域並びに一般国道 28 号、町道高塚畠田線、町道飯屋 139 号線、飯屋漁港内道路及び町道飯屋 48 号線で囲まれた区域を除く。)に限る。)、並びに楠本、大磯、小磯及び浜の各区域(一般国道 28 号以東の区域に限る。)
三原郡西淡町	松帆古津路、松帆慶野、松帆北浜、湊
三原郡南淡町	福良(県道 25 号南淡西淡線(潮美台交差点から県道 25 号南淡西淡線と県道 237 号鳴門観潮線との交会点間)及び県道 237 号鳴門観潮線以南の区域に限る。)、阿万塩屋町、阿万吹上町、阿万西町(県道 76 号洲本南淡線から

	海側の区域に限る。) 阿万東町(町道東町地野線から海側の区域に限る。) 沼島
--	--

和歌山県

和歌山市	<p>大字大川字材坪、大字深山(字阿振、字野谷口の各区域に限る。) 大字加太(字田尾、字北之町、字北仲、字南仲、字蛭子、字向町、字北濱場、字新田、及び字淡島谷の各区域に限る。) 大字磯の浦(字大井谷、字萩原下、字焼山下、字西畑毛、字外濱開及び字海崖の各区域に限る。) 大字本脇(字川尻坪、字海岸、字宮後坪、字浜中坪、字並松原、字於村毛坪及び字村中坪の各区域に限る。) 大字西庄(字中浜、字外浜、字オムラゲ、字西出、字オノ辻、字蔵前、字西福寺、字戒垣内、字医徳寺前、字中小路、字北小路、字岡畑、字東畑、字中開、字長開、字新開及び字海面空地の各区域に限る。) 大字古屋(字松原、字ウルス、字海面空地及び字新畑の各区域に限る。) 大字松江(字外鷺ノ島、字内鷺ノ島、字中鷺ノ島、字北鷺ノ島、字鷺ノ島、字海面、字東浜及び字向鷺ノ島の各区域に限る。) 松江東1丁目、大字湊(字谷ノ坪、字口ノ坪、字奥ノ坪、字御膳松坪、字浜ノ坪、字中州坪及び字堤外坪の各区域に限る。) 湊1丁目、湊3丁目、湊4丁目、湊5丁目、大字北島(字鷺ノ島、字鷺南之坪及び字新畑の各区域に限る。) 大字福島字向、大字船所字新田、大字毛見(字馬瀬、字琴ノ浦、字南浜端、字北浜端、字南里ノ内、字北里ノ内、字中地、字樋先畑及び字出口の各区域に限る。) 大字布引(字角太、字川口、字宇太、字尾寄、字南出、字笠松、字東畑及び字北出の各区域に限る。) 大字内原(字福井原、字向畑、字下濱、字中濱、字大垣内、字寺下、字里ノ内、字外垣内、字堀之塞、字番田、字垣内、字藤原、字牛神、字中道、字南谷川及び字前濱の各区域に限る。) 大字紀三井寺(字南谷川、字楠木、字奥垣内、字南出口、字高畑、字向谷川、字向半斉、字半斉、字畑根、字南垣内、字北垣内、字南前濱、字中浜新畑、字太田川、字鷹場新田、字東浜、字中州浜、字中浜、字沖濱、字大輪町、字寄州郷、字北向畑、字大垣内及び字中州新畑の各区域に限る。) 大字三葛(字大南方、字川原、字南方、字塩畑、字下ノ濱、字北向濱、字南向濱、字前畑、字中場、字藪下、字装東松、字的場、字野々浦、字東垣内、字東畑、字樋ノ免、字北開ヶ地、字樋ノ口、字中ノ濱、字上ノ濱、字熊ヶ崎、字坂口、字荒代、字前浜、字新濱及び字北山の各区域に限る。) 大字田尻(字中匂及び字地ノ池の各区域に限る。) 大字中島(字東浜、字中浜、字南浜、字西ノ浜及び字荒代新田の各区域に限る。) 大字小雑賀(字東浜畑、字中浜畑、字西浜畑、字小物成、字垣内、字跡新田、字前新田及び字雑賀浜の各区域に限る。) 打越町、塩屋1丁目、塩屋2丁目、塩屋3丁目、塩屋4丁目、塩屋5丁目、塩屋6丁目、和歌川町、和歌浦南1丁目、</p>
------	---

	和歌浦南2丁目、和歌浦南3丁目、和歌浦東1丁目、和歌浦東2丁目、和歌浦東3丁目、和歌浦東4丁目、和歌浦中1丁目、和歌浦中2丁目、和歌浦中3丁目、和歌浦西1丁目、和歌浦西2丁目、大字新和歌浦（字新和歌浦の区域に限る。） 大字田野（字？浦の区域に限る。） 大字雑賀崎（字東、字雑賀崎及び字泊り新開の各区域に限る。） 大字西浜（字郷西ノ坪、字大浦ノ坪、字中川向ノ坪、字下川向ヒノ坪及び字中川向ヒノ坪の各区域に限る。） 関戸2丁目、大字湊（字湊薬畑ノ坪、字湊薬畑坪、字湊葭原坪、字青岸ノ坪及び字青岸の各区域に限る。） 築港1丁目、築港2丁目、築港3丁目、築港4丁目、築港5丁目、築港6丁目、湊御殿1丁目、湊御殿2丁目、舟津町1丁目、舟津町2丁目、加納町、西河岸町、植松丁、材木丁、久保丁4丁目、網屋町、上町、小野町3丁目
海南市	大字船尾（字中浜、字矢ノ嶋及び字大船尾の各区域に限る。） 大字日方（字上芦原、字下芦原、字井松原、字今市、字新出及び字新浜の各区域に限る。） 大字名高（字大須賀、字井引、字涌水、字寄川、字上ノ川、字中須賀、字馬上免、字里中、字赤倉、字宮ノ浜及び字浜町の各区域に限る。） 大字築地（字築地の区域に限る。） 大字鳥居（字出口及び字船津の各区域に限る。） 大字藤白（字橋詰、字浜端、字有田屋浜及び字紫ノ浜の各区域に限る。） 大字冷水（字大谷、字榎谷、字中ノ浦及び字西ノ浦の各区域に限る。）
有田市	大字初島町浜（字西之浜及び字砂浜の各区域に限る。） 大字港町（字西ノ浜、字新屋敷、字五軒家、字出崎、字三味坪、字東川及び字赤岩の各区域に限る。） 大字箕島（字浜田、字湊、字西側、字福島、字西、字中、字川田、字宮ノ間及び字南広瀬の各区域に限る。） 大字新堂（字広瀬及び字川原の各区域に限る。） 大字宮崎町（字女ノ浦、字矢櫃、字男浦、字逢井、字辰ヶ浜、字上森新田、字外新田、字箕川及び字明見の各区域に限る。） 大字古江見（字西坪及び字中坪の各区域に限る。） 大字千田（字高田及び字高田南原の各区域に限る。）
御坊市	藪、御坊、名屋、名屋町一丁目、名屋町二丁目、名屋町三丁目、島（字籠田、字田中、字石橋、字竹馬、字天目山、字後川、字出店、字堤ノ元、字溝端、字上新田、字中新田、字桑木下新田、字外新田及び字外川原の各区域に限る。） 湯川町財部（字瀬崎、字藤免、字細田、字森崎、字堂の前、字清水本、字南林田、字磯田、字左津鍋、字北林田、字亀田、字南奈津、字北奈津、字神田、字大水口、字岡之段、字南樋巻、字藪田、字北庄弥、字能田、字立野、字西角、字川原田、字北無栗、字中露、字南庄弥、字平田、字小付田、字堅田、字砂取、字深田、字分田、字南無栗、字伊勢田、字四ツ枝、字北尻戸、字九文明、字野田、字南尻戸、字畑ヶ田及び字市之坪の各区域に限る。） 湯川町小松原（字瀬崎坪、字南早雲坪及び字北早雲坪の各区域に限る。） 湯川町丸山（字袋、字久保田、字大町、字寺田、字

	幸田及び字高皿の各区域に限る。) 湯川町富安(字八ヶ坪、字秋ヶ坪、字冷ヶ洲及び字佃の各区域に限る。) 藤田町吉田(字出島の区域に限る。) 塩屋町北塩屋(字川原、字北湊、字湊、字上ノ芝、字かうるぎ、字岩崎、字溝端、字北濱、字東畑、字中濱、字井戸ノ本、字辻ノ本、字南濱、字新浜、字宮山畑、字屋瀬、字西惣毛、字東惣毛、字平田、字柳ヶ坪、字黒免、字洪水原、字姥免、字松葉嶋、字岡崎、字寺尾、字川端、字向田、字宇路山、字千原、字西垣内、字猪ノ野端、字芋ヶ原及び字矢田口の各区域に限る。) 塩屋町南塩屋(字塩浜、字東大人、字西大人、字松下、字西上畠、字東上畠、字新屋垣内、字藤殿畠、字須佐ノ本、字須佐ノ上、字濱ノ上、字井ノ上、字宮の前、字菖蒲ヶ本、字町田、字和喜田、字綴宝田、字嘉尔田、字富那免、字紫端田、字池尻、字横枕、字天ノ谷、字空ヶ谷、字講田、字牛飼、字後田、字宝長、字林の前、字九反坪及び字道場田の各区域に限る。) 名田町野島(字古谷、名田町野島字塚原、字前畑、字西ノ芝、字深美、字壁崎、字後ヶ芝、字馬地、字壁川、字笹山及び字山下の各区域に限る。) 名田町上野(字津梅、字反方、字中ノ岡、字東畑、字森畑、字浜畑、字西垣内、字西ノ庵及び字清水の各区域に限る。) 名田町楠井(字向田、字尾ノ岡及び字坂本の各区域に限る。)
田辺市	新庄町(字北鳥の巣、字北内の浦、字東内の浦、字西内の浦、字東跡の浦、字西跡の浦、字名喜里、字出井、字新田、字田中、字成川、字土手内及び字西橋谷の各区域に限る。) 橋谷、文里一丁目、文里二丁目、磯間、扇ヶ浜、湊(字松原畑の区域に限る。) 末広町、新屋敷町、中屋敷町、上屋敷一丁目、上屋敷二丁目、上屋敷三丁目、片町、本町、福路町、栄町、紺屋町、今福町、江川、元町(字益穂及び字天神町の各区域に限る。) 天神崎、目良、芳養町(字南松原、字東松原、字西松原、字方原、字井原、字東井原及び字七石の各区域に限る。)
新宮市	三輪崎、三輪崎1丁目、三輪崎3丁目、三輪崎(字高野坂及び字大峪の各区域に限る。) 佐野、佐野1丁目、新宮(字広角及び字松山の各区域に限る。) 清水元2丁目、王子町3丁目
海草郡下津町	大字下津(字沖山、字神出浦、字メ木、字宮西、字宮前、字外瀬、字西新田、字神前、字神田、字東新田、字脇ノ浜及び字楠戸の各区域に限る。) 大字方(字硯、字白濱、字新塩浜、字ヨコアジロ、字馬瀬及び字丸尾の各区域に限る。) 大字大崎(字白木山、字風穴、字在所南、字在所中、字在所奥、字玉谷、字大新谷、字中尾、字向井、字白神及び字大和田の各区域に限る。) 大字丸田(字網代灘及び字戸坂の各区域に限る。) 大字塩津(字露浦、字山下、字蛭子丁、字鈴山、字妙見、字塚穴及び字宇津の各区域に限る。)
有田郡湯浅町	大字湯浅(字港、字新屋敷、字北町、字浜町、字中町、字鍛冶町、字道町、字岩崎、字南道、字中川原、字元本町、字島之内、字南川原、字天神後、

	<p>字脇田、字殿田、字走上り、字馬止、字高岸、字西? 山、字向島、字東? 山、字宮川、字浜田及び字宮西の各区域に限る。) 大字田(字滝ヶ谷、字宮の内、字北代、字内代、字下垣内、字南ノ代及び字小浜の各区域に限る。) 大字栖原(字下池、字苜萩、字丸山、字家中、字山下及び字前山の各区域に限る。) 大字別所(字西垣内及び字南代の各区域に限る。)</p>
有田郡広川町	<p>大字広、大字和田、大字山本(字森崎、字黒岩、字大谷、字天神谷、字江上、字白木、字奥白木、字小浦奥及び字小浦の各区域に限る。) 大字西広(字柄杓井、字櫛長、字大場、字濱前、字石原、字砂川及び字恥方の各区域に限る。) 大字唐尾(字東濱、字須川、字丹波、字王子田、字森下、字若宮、字樋尻、字城山、字宮代、字塩釜、字山畑及び字鈴河西原の各区域に限る。) 大字南金屋(字陰ノ岸及び字堀ノ内の各区域に限る。) 大字名島(字四ツ辻の区域に限る。)</p>
日高郡美浜町	<p>大字三尾(字西浜、字浜添、字垣内、字倉谷、字片山、字中ノ浜、字早稲田、字浜出、字後出、字前出、字松葉、字津呂、字磯辺及び字大谷の各区域に限る。) 大字和田(字大濱、字京田地免、字千町、字松成、字能力、字深田、字鶴泊里、字王子ノ西、字河原瀬、字横田、字地開、字志賀増、字芦原、字法師子、字打延、字汐田、字大谷、字内稗田及び字王子ノ前の各区域に限る。) 大字吉原(字大濱、字新浜、字丁之坪、字横田、字長通、字北田、字久保田、字寺田、字河ノ上、字郷地及び字松原の各区域に限る。) 大字田井(字上鍬、字一之坪、字中鍬、字下鍬、字大西、字久保田、字豊田、字斎津呂、字川添、字上垣内、字東前田、字西前田、字釜井戸、字土和賀、字西沼、字一楽、字宮垣内、字下垣内、字堂之前、字東畑、字番留、字中畑、字西畑、字堀田坪、字濱之瀬、字切戸及び字向ヒ田の各区域に限る。) 大字浜ノ瀬(字浜、字上濱、字上外濱、字下外濱、字上中通、字下中通、字上東端及び字下東端の各区域に限る。)</p>
日高郡日高町	<p>大字志賀(字岩戸、字石灘、字越ヶ谷、字名草、字壱町田、字神田、字古小杭及び字小杭の各区域に限る。) 大字方杭(字新出、字中出、字宮ノ前及び字南谷の各区域に限る。) 大字小浦(字小浦後、字奈瀬ヶ谷、字新地、字新出、字中通、字東出、字大溝及び字町通の各区域に限る。) 大字津久野(字久知良、字端ノ瀬、字中筋及び字南山の各区域に限る。) 大字比井(字後山、字新出、字波戸ノ内、字西出、字北出、字濱田、字向井、字神田、字溝手及び字川添の各区域に限る。) 大字産湯(字大江原、字向井、字中北、字松原、字森後、字初湯河、字川尻及び字小初湯の各区域に限る。) 大字阿尾(字大代、字小代、字向井濱、字本濱、字畠ノ尾、字尾崎、字岡ヶ峯、字後田、字洲野、字渡り川、字早稲田、字樋ノ口、字馳出、字大谷、字鉾突、字清水ヶ谷、字釜ヶ内、字小谷、字下出及び字御野脇の各区域に限る。)</p>

日高郡由良町	<p>大字阿戸（字岩戸、浦須賀、字下崎、字桶田、字白木坪、字秀、字田中、字木場坪、字谷熊及び字中洲坪の各区域に限る。） 大字網代（字築地及び字網代の各区域に限る。） 大字里（字枇杷河谷、字中洲、字三土佐、字宮ノ前、字南垣内、字北垣内及び字濱田の各区域に限る。） 大字江ノ駒（字南坪、字南ノ坪、字角坪、字中ノ坪、字汐入坪、字池下坪、字北ノ坪、字西ノ坪及び字永井坪の各区域に限る。） 大字吹井（字永井新地、字永井、字弁天新地、字濱田、字跡田、字尾林、字三宅谷、字須崎及び字重山の各区域に限る。） 大字神谷（字重山、字寺谷、字前田、字井戸尻、字戎尻、字池尻、字大垣内、字中筋、字和田垣内、字小浦及び字小浦道の各区域に限る。） 大字大引（字土生ヶ田和、字皆森、字神田、字出島、字濱須賀、字元田、字中出、字西出、字芦山及び字白崎の各区域に限る。） 大字小引（字岸ノ上、字濱ノ庄、字中筋及び字南山の各区域に限る。） 大字戸津井（字めづ、字戸津井中筋及び字場地の各区域に限る。） 大字衣奈（字戸津井坂、字のノ浦、字里神、字粟谷口、字前田坪、字前田川東、字獄坪、字川代坪及び字はい上りの各区域に限る。）</p>
日高郡南部町	<p>大字堺（字森崎、字出口、字袖摺、字道筋、字横浦及び字二川の各区域に限る。） 大字埴田（字二川谷、字二川平、字見崎、字磯崎、字皆浦、字拝殿、字濱畑及び字勝栄谷の各区域に限る。） 大字芝（字松原、字松原添、字岩後及び字棕之本の各区域に限る。） 大字北道、大字南道、大字東吉田（字梅田及び字砂取の各区域に限る。） 大字気佐藤（字高田、字高田久保、字大年、字井附、字長通、字新殿開、字中砂、字新中通、字下川原、字浜畑、字町筋、字中通及び字新中通の各区域に限る。） 大字山内（字西魚崎、字東魚崎、字茶屋、字上川原、字下川原、字前川原、字中川原、字外川原、字外新田、字下井、字内川原、字越嶋、字汐入、字榎木段、字垣添、字下湊、字鳥免、字小目津、字大目津泊り、字大目津口、字大目津中、字芦ヶ谷、字千里谷口、字西御所ヶ谷、字片倉口及び字浜の岡の各区域に限る。） 大字東岩代（字天神谷、字広田、字木場及び字橋之本の区域に限る。） 大字西岩代（字野添、字尾崎、字赤坂、字結、字西垣内及び字平ノ前の区域に限る。）</p>
日高郡印南町	<p>大字津井（字西ノ崎、字中尾、字宮ノ前、字向垣内、字千束、字本浜、字中浜及び字西浜の各区域に限る。） 大字印南（字南畑野、字北畑野平、字箱屋平、字弓場平、字中ノ尾、字水越谷、字西浜端、字西ノ平、字城之元、字丸山、字塩附、字三代、字森後、字権現、字野田、字梅ノ坪、字出口、字河原、字宇杉谷坪、字平田前、字高皿、字白井谷、字宮ノ上、字平方、字本郷、字川口、字西ノ崎、字内垣内、字下河原、字輿三垣内、字風早、字外ヶ浜及び字内ヶ浜の各区域に限る。） 大字西ノ地（字上風早、字中風早、字下風早、字南風早、字妙法寺、字南浦坂、字本村西浜側、字本村中</p>

	<p>浜、字本村東浜、字本村南、字本村東、字本村中、字本村西、字北浦坂、字鳥ノ畑、字為、字為ノ岡、字橋本、字羽戸、字松川、字上真田、字中真田、字丸山外、字下真田海地、字見指本、字竹ノ添、字四反田、字太田及び字下川原の各区域に限る。) 大字島田(字小谷口、字井尻口、字市場、字天王本、字津木、字畑毛田、字中ノ坪、字柳ノ坪、字東新田、字鰻川、字瀬戸川、字嶋田北側、字嶋田南側、字西川原、字前川原、字汐入、字尾崎、字堤ノ内、字中尾、字神子谷、字魚尾、字川口、字尾路垣内、字井ノ谷、字下廣芝、字崎山、字本谷、字由留木、字藤ケ谷、字角附、字瀧谷、字中ノ谷、字浜松、字橋ケ谷、字水込、字寺ノ岡、字浜畑及び字浪際の各区域に限る。)</p>
西牟婁郡白浜町	<p>字崎ノ北、字崎ノ南、字築屋敷、字嵩屋峠、字九郎右衛門谷、字御殿谷、字白濱、字田尻濱、字田尻口、字洲崎、字田野々、字川下り、字濱口、字廻り、字龍頭、字河向ヒ、字瀬堂向ヒ、字越口、字東谷、字大阪田、字小阪田、字月崎、字堂ノ谷、字足継、字馬目谷、字元田、字阪本前、字島前、字大井戸、字西シ、字中、字田尻本、字鍛冶屋部家、字中地本、字下地、字打越シ、字三反田、字稻荷下、字三軒家、字白島、字三軒家ノ鼻、字丸山、字中島、字宮前、字下堀、字清水、字上堀、字井ノ芝、字矢倉、字小谷口、字寺谷口、字台田奥、字瓦屋口、字諭加谷下夕、字諭加谷、字小ケ浦、字垣谷、字垣谷口、字垣谷東峠、字垣谷口峠、字瓦屋向ヒ、字弓場峠、字大浦上浜田、字大浦西谷川上、字行幸芝、字浜通り、字湯之上、字湯ノ谷上ミ、字湯ノ谷、字砒谷、字 鞆町、字海山、字立谷口、字立谷、字中ノ谷、字初退谷、字寒サ浦、字横浦、字大谷、字上白河、字下白河、大字堅田(字鴻ノ巣、字畑崎、字細野及び字箱島の各区域に限る。) 大字才野(字鴨居西ケ谷、字鴨居、字住居、字鴨居本谷、字安久川、字脇ノ谷、字開キ及び字権現平の各区域に限る。) 大字中(字江崎、字大森、字小森、字上小森、字汐田、字碁石濱、字上地、字大濱、字中村、字前川、字中芝、字川原、字古川、字犬ノ馬場及び字日根の各区域に限る。) 大字栄(字川原畑、字中新田、字古川及び字下柳原の各区域に限る。) 大字富田(字藤藪、字河口、字大高瀬、字舩附、字下河原、字角之亟谷、字西谷、字袋谷、字稼谷及び字石堂の各区域に限る。) 大字椿(字小濱、字見草、字見草沖田、字出嶋、字塩路、字中之納サ、字沖田、字平見、字椿、字新畑、字新田、字伊勢ケ谷及び字小浦の各区域に限る。)</p>
西牟婁郡日置川町	<p>大字日置(字向ヒ、字地下、字目戸ノ谷、字上ミ谷、字地下、字下谷、字西ノ川、字蛇原、字中田、字中津川、字濱、字広小路、字町、字前川及び字中芝の各区域に限る。) 大字塩野(字名立、字伊古木西谷及び字長谷の各区域に限る。)</p>
西牟婁郡すさみ	<p>大字周参見(字小泊り、字向ヒ、字清水口、字中ノ谷、字上ノ谷、字西ノ</p>

町	<p>谷、字天神下夕、字平松前、字山崎前、字宮ノ前、字向、字横町、字中之町、字後口地、字会所前、字下之町、字下地、字砂子、字東浜及び字下モ山の各区域に限る。) 大字口和深(字下ノ谷、字濱口、字大濱地、字西濱口及び字椿原の各区域に限る。) 大字見老津(字長井濱、字西平見、字西地下、字大亀谷、字中地及び字東地下の各区域に限る。) 大字江住(字崎山、字西地、字中地、字東地、字戎平見、字松ノ内、字法師、字西津浦西側、字西津浦東側、字鳥越、字井谷、字中村地及び字浜地の各区域に限る。) 大字里野(字西地下モ、字西地中及び字濱地の各区域に限る。)</p>
西牟婁郡串本町	<p>大字串本(字大水崎水尻生、字大水崎生、字小森生、字江川小谷、字矢倉谷、字沖ノ芝生、字宮川生、字沖ノ元生、字細田生、字向屋敷、字串本谷生、字袋寺ノ元、字地藏道、字古狐里谷生、字岡之鼻、字寺前生、字北地生、字中地生、字岡地生、字西田生、字須賀生、字五輪ヶ谷、字大須賀生、字池ノ生、字南地生、字堀生、字大久保生、字堀南生、字笠嶋生、字笠嶋谷、字尾ノ浦生、字神田生、字清水生、字菖蒲田、字片江生、字高岸生、字上浦及び字串本の各区域に限る。) 大字二色(字又謝谷、字本郷、字砂汲崎、字袋崎及び字袋の各区域に限る。) 大字高富(字坂本、字濱根ノ本、字釜郷原、字炭床、字長吉谷、字高濱谷、字地藏谷及び字仲山の各区域に限る。) 大字鬮野川(字寄地、字五地ヶ谷、字汐入、字大水崎セギノ裏、字大浦之谷、字馬目山、字タタナリ、字高畑、字九兵衛谷、字狭間ノ谷、字道免谷、字ノフ嶋駆出シ、字牛越及び字埋立地の各区域に限る。) 大字潮岬(字上見及び字波之浦の各区域に限る。) 大字出雲(字中地、字向地、字和田、字居家之下及び字須賀の各区域に限る。) 大字有田(字入谷、字西地、字江郷、字東地、字稲村及び字錆浦の各区域に限る。) 大字田並(字廣田、字中之谷、字下モ野、字同行、字田ノ崎前場、字円光寺前、字西ノ峯及び字屋敷元の各区域に限る。) 大字江田(字小嵐、字志古谷、字加多井、字汐入、字加利畑、字西畑、字庄司前、字南畑及び字塔ノ谷の各区域に限る。) 大字田子(字濱地、字大追平、字瀬江濱、字嵐西谷及び字嵐片蓋の各区域に限る。) 大字和深(字東羅浦、字雨嶋川、字雨嶋平見、字熊谷川、字菅之字井、字船並、字和田崎、字岩ノ平見、字横畑平、字金崎、字ウツボ谷及び字下小田子の各区域に限る。) 大字大島(字北地、字南地、字打越及び字田代の各区域に限る。) 大字須江(字濱須賀及び字白野の各区域に限る。) 大字檜野(字アノキ及び字大檜野の各区域に限る。)</p>
東牟婁郡那智勝浦町	<p>大字宇久井(字殿和田、字出見世、字中芝、字里、字寺前、字御殿場、字大唐地、字須崎、字狗子浦、字東浜田、字下浜田、字上北地、字下夕北地、字小面地、字宮ノ本、字墓前、字下モ墓前、字中須岩本、字中須道下及び字中須江崎の各区域に限る。) 大字川関(字下モ川面ラの区域に限る。) 大字天満(字中村丸山前、字中村前田、字中村、字橋ノ本、字上奥地道、</p>

	<p>字上地、字下地、字下奥地道、字木戸浦、字堀切、字三軒屋、字東野中、字須崎、字西野中、字川口及び字芝崎の各区域に限る。) 天満1丁目、朝日2丁目、朝日3丁目、朝日4丁目、大字勝浦、北浜1丁目、北浜2丁目、北浜3丁目、築地1丁目、築地2丁目、築地3丁目、築地4丁目、築地5丁目、築地6丁目、築地7丁目、築地8丁目、大字湯川(字甫子浦、字越瀬、字平見及び字福井の各区域に限る。) 大字二河(字高州、字大島、字古河及び字屋敷ノ上の各区域に限る。) 大字下里(字東、字西、字南、字北、字間所、字下川原、字天満及び字高芝の各区域に限る。) 大字八尺鏡野(字和泉地の区域に限る。) 大字粉白(字ニツ合、字口地、字橋ノ本、字汐入り及び字明石作の各区域に限る。) 大字浦神</p>
東牟婁郡太地町	<p>大字太地(字網代崎、字神ノ浦、字南通谷、字先平見、字西地、字常渡、字東大長井、字美代取、字水ノ浦、字寄子路、字新屋敷、字小東、字大東、字向山、字暖海及び夏山の各区域に限る。)</p>
東牟婁郡古座町	<p>大字姫(字崩、字上地、字向地、字久保、字作畑、字ゴウラ及び字沖地の各区域に限る。) 大字伊串(字池ノ谷、字鳥居鼻及び字浜地の各区域に限る。) 大字神野川(字南の碓、字あざみ原、字寺ノ前及び字山尾スの各区域に限る。) 大字西向(字カジヤ谷、字フジ原、字竹ノ鼻、字カチ山、字土井、字後の背戸、字江川、字タンサイ、字上ヶ地、字原町通、字松の後、字横畑、字目津郷、字野原及び字大浦郷の各区域に限る。) 大字中湊(字右東谷、字和田、字三ノ露、字江川及び字弁財天の各区域に限る。) 大字古座(字上ノ丁、字中ノ丁、字下ノ丁、字狼煙、字鎌ヶ谷及び字昭和丁の各区域に限る。) 大字津荷(字ドウメキ、字南、字地下及び字東の各区域に限る。) 大字田原(字城道吹上ヶ、字和田ノ前、字濱、字上地、字坊、字渡瀬、字荒船、字山谷、字東向、字中屋、字中ノ川、字五平、字ヘクサビ及び字宝島の各区域に限る。)</p>

岡山県

岡山市	<p>飽浦(字汐田、字前田、字西新田、字一本松、字清水及び字東新田の各区域に限る。) 浅越、阿津(字新田、字北峠、字畑新田、字鼻面、字西、字大浦、字天王、字六郎左衛門新田、字藤兵衛新田及び字西原新開の各区域に限る。) 犬島、浦安西町、浦安本町、浦安南町、江崎(一番字一ノ割、八番字二ノ割、九番字三ノ割、十五番字四ノ割、十六番字五ノ割及び廿一番字六ノ割の各区域に限る。) 江並(字七割、字八割西、字九割西、字十割西、字十一割西及び字十二割西の各区域に限る。) 大多羅町(字長介新田、字當摩地、字並池、字廻シ田、字立通、字角田、字土手敷、字川田、字池尻、字山嶽、字砂田、字外横田、字一町新田、字内並池、字西新田、字丸池、字四方田、字薬新田、字横田、字邊利、字渡り所及び字川筋の各区域に限る。)</p>
-----	--

域に限る。) 沖元(字沖堤下ノ一及び字沖堤下ノ二の各区域に限る。) 邑久郷(字吉塔前濱田、字紅岸寺西、字松江西濱、字松江、字内濱田、字島路浦、字石ノ端、字松江前濱田、字下濱田、字濱田及び字宮ノ谷の各区域に限る。) 乙子(字水門、字埋田、字開、字前田、字五藤、字沖須賀、字多平野、字番屋、字長田、字亀甲、字分木外、字分木内、字砂田、字大岩、字五ノ割、字二ノ割、字三ノ割、字四ノ割、字石地、字一ノ割及び字浜堤の各区域に限る。) 海岸通一丁目、海岸通二丁目、可知一丁目、可知二丁目、可知三丁目、可知四丁目、可知五丁目、金岡西町、金岡東町一丁目、金岡東町二丁目、金岡東町三丁目、金田、神崎町(字吉塔浜、字外浜、字前浜、字大樋東、字前田、字野田、字中島、字荒神浜、字西浜、字北山、字橋本、字高田、字亀ノ甲東西、字亀ノ甲、字射越田、字北田、字一町田、字新村界、字鶴垣、字四ツ屋及び字外深の各区域に限る。) 北浦(字西波止ノ上、字波止ノ上、字西、字猪窪、字大塚、字八幡、字森、字松江、字赤阪、字磯、字松村、字東、字射ノ場、字小山、字若宮、字岡分、字公儀山、字宮下、字前新開及び字箱崎の各区域に限る。) 北幸田、君津、久々井(字宮ノ谷、字西浜、字東中小路、字中小路、字東小路、字新開、字眞磯及び字中端の各区域に限る。) 九幡、桑野(字沖堤の区域に限る。) 光津、郡(字八幡山下、字大濱、字赤井坊、字西小路、字中小路、字東小路及び字網干の各区域並びに小字のない区域に限る。) 小串(字相引、字網立浦、字東米崎、字米崎、字米崎新開、字片ケ崎、字寶録山、字明神山、字新濱、字大浦、字岡濱、字小浦及び字西ノ奥の各区域に限る。) 西大寺新、西大寺射越(字松ノ木、字後田、字長丁、字柳田、字和田、字南庄司及び字本村の各区域に限る。) 西大寺金岡、西大寺川口、西大寺五明、西大寺新地、西大寺中一丁目、西大寺中二丁目、西大寺中三丁目、西大寺中野、西大寺中野本町、西大寺浜、西大寺松崎(字濱、字中開、字一ノ町、字五反地、字唐笠野、字小林、字一町所、字垣原、字倉羅、字西松井、字釜田及び字東松井の各区域に限る。) 西大寺南一丁目、西大寺南二丁目、西大寺門前、市場一丁目、新築港、水門町、築港栄町、築港緑町二丁目、築港元町、当新田、豊田、中川町(字南庄木、字十ノ坪、字内藁田、字三反川田、字辰巳、字西新田、字溝尻、字東ヘラ田、字高田、字五反新田、字上畑黒、字ゴミ田、字下畑黒、字西ヘラ田、字畑ノ北、字畑ノ下、字南通り松、字宮ノ前、字角田、字前田、字宮田、字十三町、字宮東、字上砂場、字十九町、字印免、字五反新田、字下折橋、字下砂場、字西折橋、字下四反田、字上折橋、字上四反田、字小割、字太行田及び字中市場の各区域に限る。) 長沼(字松殿向、字中野、字銭請、字重富、字白鶴、字古関、字法事、字高堤、字旨本、字ダケノ下、字東前川、字前川、字頼母田、字前田、字木ノ下、字土手ノ下、字磯及び字今関の各区域に限る。) 西片岡(字沖濱東ノ切、字沖濱中ノ切、字沖濱西ノ切、字岩グロ及び字サガミ山

	<p>の各区域に限る。) 西幸西、東片岡(字平田、字古濱田及び字沖濱田の各区域に限る。) 東幸西、東幸崎(字九ノ坪、字八ノ坪、字四ノ坪、字五ノ坪、字六ノ坪、字十ノ坪及び字十一ノ坪の各区域に限る。) 平井(字一ノ割、字二ノ割及び字八段地の各区域に限る。) 広谷、福島二丁目、福島四丁目、福田(字三ノ割、字三ノ下、字四ノ割、字五ノ割、字六ノ割、字七ノ割、字八ノ割及び字九ノ割の各区域に限る。) 藤田錦、藤田錦六区、富士見町一丁目、宝伝(字赤石山、字奥ノ口、字馬場谷、字向山、字向山西浦、字濱屋敷、字原、字西ノ端及び字田坪の各区域に限る。) 正儀(字郷邊、字掛座、字平岩、字大川池尻、字石ノ町、字市助町、字北濱、字大工町山、字三軒屋山、字沖浦開墾及び字小新田濱の各区域に限る。) 政津、升田、益野町、松新町、南水門町、宮浦(字西干川、字東干川、字雨塚、字向坂、字古新田、字前新田、字隆玄新開、字立町、字東川、字伊恵門新開、字小川及び字高島の各区域に限る。) 米倉(字五反地、字ノ尾、字中島及び字大樋西の各区域に限る。)</p>
倉敷市	<p>片島町(高梁川橋りょうから片島浄水場間の高梁川左岸河川敷の区域に限る。) 西阿知町西原、(船穂橋から高梁川橋りょう間の高梁川左岸河川敷の区域並びに字上拾貳貫及び字埋川の各区域に限る。) 潮通1丁目、潮通2丁目、潮通3丁目、福田町南畝、南畝1丁目、南畝4丁目、水島福崎町、水島海岸通1丁目、水島海岸通2丁目、水島海岸通3丁目、水島海岸通4丁目、水島海岸通5丁目、水島川崎通1丁目、連島町鶴新田(字弘化開屋舗割、字弘化開元割、字弘化開壱ノ割、字弘化開貳ノ割、字弘化開参ノ割、字弘化開四ノ割、字弘化開五ノ割、字弘化開六ノ割、字弘化開七ノ割、字弘化開八ノ割、字弘化開九ノ割、字弘化開十ノ割、字弘化開十一ノ割、字弘化開十二ノ割、字弘化開十三ノ割、字弘化開十四ノ割、字弘化開十五ノ割、字弘化開西岡崎、字弘化開東岡崎、字弘化開新屋舗割、字天保開壱ノ割、字天保開三ノ割、字天保開四ノ割、字天保開五ノ割、字天保開六ノ割、字天保開七ノ割、字天保開八ノ割、字文政開壱ノ割、字文政開貳ノ割、字文政開三ノ割、字文政開四ノ割、字文政開五ノ割、文化開南ノ割、字串ノ山下開、字串ノ山、字蕪崎、字大縄及び字弁財天の各区域に限る。) 亀島2丁目、連島中央5丁目、鶴の浦1丁目、鶴の浦2丁目、鶴の浦3丁目、連島町西之浦(字大崎の区域に限る。) 玉島上成(字堤内添、字堤外添、字土手下、字上前田、字中前田、字横縄、字下前田、字丸町、字三丁目、字尻無し、字東鉾島前、字鉾島前、字東鉾島東、字鉾島東、字南尻無し、字中高須、字下高須、字東中寄、字北中寄、字南中寄、字上成前、字南黒岩、字北黒岩、字北新堀、字南新堀、字吉浦、字上吉浦前、字上高須及び字中吉浦の各区域に限る。) 玉島爪崎(字鉾島山東、字鉾島山西、字鉾島北壱丁目、字鉾島北貳丁目、字鉾島北参丁目、字鉾島北四丁目、字西壱丁</p>

目、字西八丁目、字鋤寄壺丁目、字鋤寄式丁目、字鋤寄参丁目、字鋤寄四丁目、字鋤寄五丁目、字鋤寄六丁目及び字鋤寄七丁目の各区域に限る。) 新倉敷駅前1丁目、新倉敷駅前2丁目、新倉敷駅前3丁目、新倉敷駅前4丁目、新倉敷駅前5丁目、玉島(字川中大道西、字十六割、字大西道、字汐貫堀南、字釣樋、字鯉ノ頭、字丸川南、字下吉浦前、字吉浦、字狐島、字長割、字押上土取場、字柏場、字中瀉壺丁目、字中瀉式丁目、字洲崎及び字中瀉参丁目の各区域に限る。) 玉島一丁目、玉島二丁目、玉島三丁目、玉島八島(字大鳴、字牛鋤寄、字玉淵壺丁目、字玉淵式丁目、字玉淵参丁目、字大畑、字島山式丁目、字島山参丁目、字横割、字二畝割、字四平太、字大鳴埋田、字新堀之上、字埋田、字今度割、字中須賀、字糸崎式丁目、字島山東式丁目、字尻田、字塩田、字乙作、字乙作田、字糸崎山地、字糸崎山東、字糸崎山、字糸崎山下、字小山崎、字乗越山、字乗越山東、字乗越山南、字乗越山西、字乗越山北、字栄畑、字茶山、字茶山下、字茶山西、字茶山南下、字大岸下、字玄竹、字島山、字島山南、字揚り山、字揚り山下、字中山、字中山端、字中山下、字神道山、字神道山下、字上竹割、字下竹割、字前田、字孫介田及び字山西ミオ東の各区域に限る。) 玉島阿賀崎一丁目、玉島阿賀崎二丁目、玉島阿賀崎三丁目、玉島阿賀崎四丁目、玉島阿賀崎五丁目、玉島阿賀崎(字六丁須、字八丁須、字西町、字庭瀬、字南町、字横町、字丸山及び字仲買町の各区域に限る。) 玉島中央町一丁目、玉島中央町二丁目、玉島中央町三丁目、玉島柏島字戸山、玉島柏島(字稻荷町、字天満、字森本、字満所、字水主町、字原、字宮本及び字八幡前の各区域に限る。) 玉島勇崎(字東方、字西方、字宝亀、字二丁目及び字甲内の各区域に限る。) 玉島黒崎(字大土手通、字古新田、字小原、字矢崎、字入汐、字布原、字四軒屋、字八幡脇、字諏訪脇、字西之濱、字堀明、字水尻、字官林下、字キクドシ、字三軒屋、字山王、字岩屋、字帆寄、字明治、字式、字亀尻、字天神前、字西ノ脇、字寶壽、字小柄杓島、字大柄杓島、字下水島及び新町の各区域に限る。) 玉島乙島(字城、字松濱、字渡里、字高後沖、字岡新開、字焼山沖、字沖浦、字沖浦前、字白銀下及び字新湊の各区域に限る。) 児島元浜町、児島駅前1丁目、児島駅前2丁目、児島駅前3丁目、児島駅前4丁目、児島赤崎1丁目、児島小川町、児島味野、児島下の町1丁目、児島下の町2丁目、児島下の町9丁目、児島下の町10丁目、児島田の口、児島田の口1丁目、児島田の口5丁目、児島田の口6丁目、児島田の口7丁目、児島唐琴4丁目、大島1丁目、大島2丁目、大島、下津井田の浦、下津井田の浦1丁目、下津井田の浦2丁目、下津井吹上1丁目、下津井吹上2丁目、下津井1丁目、下津井2丁目、下津井4丁目、下津井5丁目、下津井、下津井(字松島、字六口島、字釜島、字水島、字大杓島、字小杓島、字イザ口濃地島、字細濃地島、字太濃地島及び字上濃地島の各区域に限る。) 児島塩生、児島通生(字湊、字高室及び字

	浜の各区域に限る。) 宇野津、呼松町
玉野市	田井一丁目、田井三丁目、田井五丁目、田井六丁目、築港一丁目、築港四丁目、築港五丁目、宇野一丁目、宇野三丁目、宇野四丁目、玉一丁目、玉三丁目、御崎二丁目、向日比二丁目、深井町、明神町、日比四丁目、日比五丁目、日比六丁目、渋川二丁目、渋川三丁目、渋川四丁目、山田、東野崎、沼、後閑、大藪、東七区、南七区、東高崎、用吉、槌ヶ原、西田井地、東田井地、胸上、番田、石島
笠岡市	笠岡、中央町、金浦、生江浜、吉浜、十一番町、大島中、西大島、西大島新田、美の浜、入江、横島、平成町、カプト東町、カプト西町、カプト南町、神島、神島外浦、拓海町、港町、鋼管町、高島、飛島、白石島、北木島町、真鍋島、六島
備前市	穂浪(字越鳥、字高座、字小柳、字長泉、字小松、字築地、字東ヶ谷、字西ヶ谷、字掛道、字大星、字長尾、字明石、字神投、字塚本及び字地藏ヶ鼻の各区域に限る。) 東片上(字沖浦、字向及び字沖新田の各区域に限る。) 西片上(字福浦北、字濱先、字内座及び字長濱の各区域に限る。) 浦伊部(字長濱、字一ノ坪、字二ノ坪、字古川、字耕整、字操上、字沖、字杓子山及び字砂ヶ鼻の各区域に限る。) 久々井(字久々井越、久々井字鹿毛立、字生崎、字亀井浦、字国司、字天神前、字木場、字大瀬、字猪ノ浦、字赤地、字大砂及び字臍尾の各区域に限る。) 鶴海(字掛上、字砂場、字上ヶ浜、字新浜、字北浦、字笑坂、字首此、字坂田北浦、字船附、字坂田、字中西、字中西東平、字高目、字唐島、字横島及び字住吉島の各区域に限る。)
和気郡日生町	寒河(字峠ノ前、字片磯、字鶴ノ糞、字深谷、字笹スリ、字スワ、字カヶ鼻、字倉山、字梶谷、字都部路、字御飯山、字梅灘及び字焼野の各区域に限る。) 日生(字東栄町、字西栄町、字吉ヶ浦、字建古瀬、字日南奥、字日陽小路、字南小路、字元椿、字遊所、字椿ノ浦、字松ヶ鼻、字楠戸、字小ト口谷、字西、字入鹿、字外輪、字狸穴、字福ヶ浜、字外菰、字外菰ノ上、字中ノ上、字水ノ上、字鹿久居島、字鴻島及び字曾島の各区域に限る。) 大多府(字町並、字宇曾越、字波戸ノ上、字水呑浜、字中西、字二本松及び字亥ノ子の各区域に限る。)
邑久郡牛窓町	牛窓(字紺浦、字栄町、字綾浦、字中浦、字関町、字西町、字本町、字東町、字大浦、字幡、字師楽及び字前島の各区域に限る。) 鹿忍(字沖、字子父雁、字小向、字西浜及び字西脇の各区域に限る。) 長浜(字粟利郷、字上、字浜、字下及び字弁天の各区域に限る。)
邑久郡邑久町	福中、福山、北島、東谷、尻海、福谷、虫明
児島郡灘崎町	西七区、北七区
浅口郡寄島町	主要地方道倉敷長浜笠岡線から海側の区域に限る。

広島県

竹原市	吉名町宗越、吉名町大平方、吉名町平方沖、吉名町小平方、吉名町西柏新開、吉名町東柏新開、吉名町誠、吉名町水場、吉名町沖辺、吉名町西ヶ崎、下野町吉良崎、竹原町吉良崎、竹原町明神、塩町一丁目、港町一丁目、港町二丁目、港町三丁目、港町四丁目、港町五丁目、高崎町中浦、高崎町西大乘新開、福田町堂沖尻、福田町東新畑、忠海長浜一丁目、忠海長浜二丁目、忠海長浜三丁目、忠海床浦一丁目、忠海中町一丁目、忠海東町一丁目、忠海東町五丁目
三原市	木原町及び糸崎町の各区域（ＪＲ山陽本線から海側の区域に限る。）古浜一丁目、古浜二丁目、古浜三丁目、城町三丁目、港町三丁目、円一町一丁目、円一町二丁目、円一町三丁目、和田沖町、貝野町（一般国道 185 号から海側の区域に限る。）並びに須波町及び須波西町の各区域（ＪＲ呉線から海側の区域に限る。）幸崎町（ＪＲ呉線から海側の区域及びＪＲ呉線と一般国道 185 号の交会点から竹原市境間の一般国道 185 号から海側の区域に限る。）鷺浦町、旭町一丁目、旭町二丁目
尾道市	正徳町、古浜町、新浜一丁目、新浜二丁目、東御所町、西御所町、土堂一丁目、土堂二丁目、十四日元町、久保一丁目、久保二丁目、久保三丁目、尾崎本町、山波町、東尾道、高須町西新涯、高須町東新涯、百島町、浦崎町、向東町彦ノ上二区、向東町彦ノ上三区、向東町肥浜、向東町天女浜、向東町矢立、向東町新開、向東町歌、向東町古江浜、向東町大町
福山市	高西町南、高西町真田（字丁卯の区域に限る。）高西町川尻（字丁卯新涯及び字丁卯新涯三ヶ村沖の各区域に限る。）今津町字中新涯、今津町七丁目、南松永町一丁目、南松永町二丁目、南松永町三丁目、南松永町四丁目、松永町六丁目、松永町七丁目、柳津町字市場沖、柳津町一丁目、柳津町三丁目、柳津町四丁目、金江町金見（字樋ノ堂、字灘辺、字外浦、字一番浜、字二番浜及び字三番浜の各区域に限る。）藤江町（字五番浜、字六番浜、字浦之浜、字前之浜、字御堂山、字池浜、字郷頭及び字姫戸の各区域に限る。）箕島町（字敷網、字瀬戸、字楠谷、字釣ヶ端及び字釈迦端の各区域に限る。）箕沖町、水呑町（字宮崎、字カタチ谷、字宮山及び字竹ヶ端の各区域に限る。）田尻町（字丸山、字石ノ塔南灘、字石ノ塔、字灘、字浜上、字沖土居、字沖新涯、字久助、字西高浜、字東高浜、字麦迫、字東谷及び字二ノ浦の各区域に限る。）新涯町二丁目、一文字町、新浜町一丁目、新浜町二丁目、曙町二丁目、南手城町一丁目、南手城町二丁目、南手城町三丁目、南手城町四丁目、港町一丁目、港町二丁目、松浜町三丁目、東川口町一丁目、東手城町二丁目、引野町（字沖浦の区域に限る。）鋼管町、大門町三丁目、大門町四丁目、大門町五丁目、大門町野々浜（字沖浦及び字沖浦山の各区域に限る。）内海町（字馬場崎、字小箱、字箱崎、字原、

	<p>字横山、字明神、字鬼ノ釜、字二本松、字古屋、字小用地、字大小路、字大越西、字小畑、字小畑奥、字大畑、字西ヶ硝、字沖浦山、字明見、字八ツ谷、字崎畑、字寺巡、字町、字曾根、字番川原、字小番川原、字船津、字大組船津、字大西組、字郷中、字宮脇、字白崎、字大西頭、字天満、字ズシ、字高崎、字高崎山、字立畑、字釜谷、字小釜谷、字黒越、字内ノ浦、字新涯、字戎岩、字白橋、字西橋、字白箸、字寺山、字牛ノ首、字烏谷、字矢ノ島、字坊地、字浜沖、字脇、字浜ノ上、字志垣、字新道、字横引、字岩谷北平、字岩谷、字深谷尻、字小脇、字大浜磯、字大浜畑、字大浜越、字釜戸、字越後、字横山、字巳ノ浜、字巳ノ浜東平、字グイビ、字小坊志、字小入僧、字入双南平、字入双、字向、字家廻、字江ノ口及び字当木の各区域に限る。) 鞆町後地(字室浜、字樋ノ口、字小室浜、字狐崎、字扇浦、字室城、字宮ノ前、字久保、字大明神、字村内、字陰平、字御幸町、字白茅、字仙酔島(皇后島、下加味島及び躑躅島を含む。)) 字弁天島、字津軽島及び字玉津島の各区域に限る。) 鞆町鞆(字江之浦、字西町、字道越町、字古城跡、字関町、字石井町、字鍛冶町及び字原町の各区域に限る。) 走島町(字道閑、字走山、字浜、字端脇、字浦友、字唐船、字走山之内金山、字宇治島、字袴島及び字鍛冶島の各区域に限る。)</p>
安芸郡音戸町	<p>坪井三丁目、北隠渡一丁目、高須三丁目、波多見一丁目、波多見二丁目、波多見五丁目、波多見六丁目、波多見九丁目、波多見十丁目、波多見十一丁目、畑一丁目、畑三丁目、有清一丁目、先奥二丁目、先奥三丁目、藤脇二丁目、藤脇三丁目、早瀬一丁目、早瀬二丁目、早瀬三丁目、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、渡子一丁目、渡子二丁目、渡子三丁目</p>
沼隈郡沼隈町	<p>常石(字後山、字原山、字宮ノ前、字辻、字浜、字端田新開、字下根引、字根引、字尾越浜、字沖浦及び字敷名中の各区域に限る。) 草深(字新涯、字茂美島及び字横引の各区域に限る。) 能登原(字小桜及び字明神の各区域に限る。)</p>

山口県

大島郡久賀町	<p>大字棕野(字新山下、字山下、字下庄財家及び字蟻塚第三の各区域に限る。)</p>
大島郡大島町	<p>大字小松開作(字下浜の区域に限る。) 大字小松(字新浜、字御開作、字北町、字世並津及び字平原の各区域に限る。)</p>
大島郡東和町	<p>大字伊保田(字東脇、字東脇二、字東一、字東式、字東浜、字東浜上、字中浜、字なはて、字西浜、字宮下、字宮崎、字泊り浜及び字平岩の各区域に限る。) 大字油宇(字中浜、字樋口、字おも田、字泊、字国友東、字国友西、字吉上、字板ノ越東及び字板ノ越の各区域に限る。) 大字和田(字慰子、字矢尻及び字穴戸の各区域に限る。) 大字内入(字穴戸及び字穴戸西の各区域に限る。) 大字小泊(字中浜、字西浜、字小泊、字天神下及び</p>

	<p>字天神浜の各区域に限る。) 大字和佐(字磯、字東浜、字中浜及び字西浜の各区域に限る。) 大字森(字上入浜、字中入浜、字西盛及び字東盛の各区域に限る。) 大字平野(字祇園、字祇園浜、字塩屋、字片村、字片添、字上花草及び字下花草の各区域に限る。) 大字西方(字中磯下、字瀬戸平下、字大積、字川尻、字小磯、字長崎東、字長崎、字高田、字神田、字角田、字下田沖、字下田西沖及び字江尻の各区域に限る。) 大字外入(字大泊、字弁才天及び字三下の各区域に限る。) 大字地家室(字江上、字江上中、字浜西、字浜、字佐連及び字佐連浦の各区域に限る。) 大字沖家室島(字洲崎鼻、字洲崎中、字刈山下、字峠ノ下及び字向城の各区域に限る。)</p>
大島郡橋町	<p>大字浮島(字戸井出、字田布及び字樽見西の各区域に限る。) 大字油良(字樋口、字南及び字門の各区域に限る。) 大字土居(字浜東、字布施及び字川西の各区域に限る。) 大字日前(字塩浜、字白鳥及び字浜西の各区域に限る。) 大字東安下庄(字西浦、字東浦、字古城、字船倉、字屋敷、字砂畠及び字向佐連の各区域に限る。) 大字西安下庄(字三ツ松東、字三ツ松中、字三ツ松西、字真宮、字庄浜東、字庄浜中、字庄浜西及び字三原の各区域に限る。)</p>

徳島県

徳島市	<p>安宅二丁目、安宅三丁目、応神町古川東、応神町古川井利の元、応神町古川戎子野、応神町古川日ノ上、大原町小神子、大原町小神子山、大原町浜、金沢一丁目、金沢二丁目、上助任町天神、上吉野町1丁目、上吉野町3丁目、川内町旭野、川内町加賀須野(今切工業団地を除く区域に限る。) 川内町金岡、川内町上別宮東、川内町上別宮南、川内町北原、川内町小松北、川内町小松西、川内町小松東、川内町下別宮西、川内町下別宮東、川内町鈴江南、川内町鶴島、川内町富久、川内町富吉、川内町平石流通団地、川内町平石若宮、川内町松岡、川内町米津、北沖洲二丁目、北沖洲三丁目、北沖洲四丁目、昭和町8丁目、新浜町四丁目、新南福島一丁目、未広一丁目、未広四丁目、助任本町7丁目、住吉四丁目、住吉五丁目、住吉六丁目、津田海岸町、津田町一丁目、津田町二丁目、津田町三丁目、津田町四丁目、津田西町二丁目、津田浜之町、津田本町一丁目、津田本町二丁目、津田本町三丁目、津田本町四丁目、東吉野町1丁目、東吉野町2丁目、東吉野町3丁目、南沖洲一丁目、南沖洲二丁目、南沖洲三丁目、南沖洲四丁目、南沖洲五丁目、南未広町、論田町中開</p>
鳴門市	<p>撫養町南浜(字東浜、字浜田、字馬目木及び字大工野の各区域に限る。) 撫養町斎田(字大堤、字東発及び字西発の各区域に限る。) 撫養町黒崎(字松島、字磯崎及び字清水の各区域に限る。) 撫養町大桑島(字北ノ浜及び字瀦岩浜の各区域に限る。) 撫養町小桑島(字前浜及び字前組の各区域に限る。)</p>

撫養町林崎（字北殿町（妙見山公園を除く区域に限る。）及び字南殿町の各区域に限る。） 撫養町北浜（字宮の東及び字宮の西の各区域に限る。） 撫養町弁財天（字本丁、字三ツ井丁、字ハマ及び字派名の各区域に限る。） 撫養町岡崎（字二等道路東及び字二等道路西の各区域に限る。） 撫養町立岩（字内田、字原田、字元地、字芥原、字四枚、字五枚、字六枚及び字七枚の各区域に限る。） 里浦町里浦（字花面、字坂田（市道里浦坂田北6号線から市道里浦坂田北4号線間の区域を除く。） 字平松、字片桐、字西浜、字小高塚、字梅原、字大久保、字恵美寿及び字中島の各区域に限る。） 里浦町粟津（字西開、字西浜、字中島及び字堤外の各区域に限る。） 大津町吉永（字三石野の区域に限る。） 大津町長江（字北蛭子、字東蛭子、字東大黒及び字大手外の各区域に限る。） 大津町徳長（字水神ノ越、字前浦ノ越、字前ノ越、字川向西ノ越、字川向中ノ越及び字川向東ノ越の各区域に限る。） 大津町木津野（字池ノ内、字養父の内及び字東川田の各区域に限る。） 大津町矢倉（字六ノ越（市道矢倉東西線及び市道矢倉六ノ越東線から旧吉野川間の区域に限る。） 字南及び字東堤（市道矢倉六ノ越東線から旧吉野川間の区域に限る。）の各区域に限る。） 鳴門町三ツ石（字南大手、字江尻山、字芙蓉山下及び字八軒浜の各区域に限る。） 鳴門町高島（字中島、字山路、字北、字南、字浜中及び字竹島の各区域に限る。） 鳴門町土佐泊浦（字土佐泊、字高砂、字黒山、字大毛、字福池（65番地、65番地の3、65番地の8、65番地の18及び65番地の53を除く区域に限る。）及び字田ノ浦の各区域に限る。） 瀬戸町明神（字式軒家、字楠谷、字水汲谷、字板屋島（鳴門複合産業団地を除く区域に限る。） 字鳴谷、字越浦、字丸山、字下本城及び字上本城の各区域に限る。） 瀬戸町堂浦（字地廻り壱、字地廻り弐、字地廻り参、字大日出、字日出及び字阿波井（72番地を除く区域に限る。）の各区域に限る。） 瀬戸町北泊（字北泊（市道北泊南山手線終点から県道亀浦港・櫛木線及び市道北泊北山線の瀬戸漁港北泊地区新港外防波堤西側見通し以西の区域を除く。）及び字小海の各区域に限る。） 瀬戸町大島田（字小池の区域に限る。） 瀬戸町小島田（字船隠及び字上戸の各区域に限る。） 瀬戸町室（字本村、字中ヶ谷及び字田ノ浦の各区域に限る。） 瀬戸町撫佐（字口ノ谷及び字本村の各区域に限る。） 瀬戸町湊谷、北灘町櫛木（字浜田、字八谷、字井ノ尻及び字西山の各区域に限る。） 北灘町粟田（字大岸、字湊、字東傍示、字西傍示及び字ハシカ谷の各区域に限る。） 北灘町大浦（字元内、字向山ノ上及び字東浦の各区域に限る。） 北灘町宿毛谷（字相ヶ谷、字クロハエ及び字宿毛谷の各区域に限る。） 北灘町烏ヶ丸（字トノムラの区域に限る。） 北灘町折野（字上東地、字東地、字屋敷、字桜井及び字三津の各区域に限る。） 北灘町大須（字東添、字西添及び字長浜の各区域に限る。） 大麻町牛屋島（字水門脇及び字中須の各区域に限る。） 大麻町東馬詰（字川縁及び字泉の尻の各区域に限る。）

<p>小松島市</p>	<p>松島町、堀川町、南小松島町、横須町、金磯町、赤石町、中田町（字上浜田、字根井、字東山、字浜田、字脇谷及び字山ノ神の各区域に限る。）小松島町（字北浜、字元根井、字新港、字房浜、字外開、字網淵、字北開、字港口、字中筋、字今開、字高須、字東堀川及び字南開の各区域に限る。）日開野町（字高須、字井理守及び字行地の各区域に限る。）横須町（字今開の区域に限る。）田野町（字勢合、字赤石北、字赤石南、字高田及び字赤石中の各区域に限る。）芝生町（字赤石の区域に限る。）豊浦町、赤石町（字緑松、字野神南及び字赤石の各区域に限る。）大林町（字金島、字鎌須、字蛭子免、字中津及び字森ノ本の各区域に限る。）和田津開町（字東土手添、字ヒガシ、字鶴ノ松、字屋敷裏、字居屋敷、字藪ノ下、字屋敷ノ西、字緑松、字緑町、字三ツ合及び字北の各区域に限る。）間新田町（字ヤケ木の区域に限る。）坂野町（字かりや開、字島の内、字湊、字湊ノ下、字北大久保、字風穴、字浜田、字神長、字高塚、字大原、字松の、字野房、字中道、字本道、字千田塚、字林崎、字尾道、字楠塚、字南大久保、字大野、字野神、字大野溜り、字中岸、字落出及び字大久保の各区域に限る。）和田島町（字東浜手、字東大野、字元開、字東新開、字明神北、字明神東、字前塩田、字山のはな、字塚ノ間、字勢以元、字外開、字浜田、字遠見、字洲端、字西林、字西浜手、字平見、字浜塚、字松田新田及び字無番地の各区域に限る。）</p>
<p>阿南市</p>	<p>伊島町瀬戸、大瀧町、学原町居内、学原町壺丁地、学原町内畑、学原町大深田、学原町上カヤ野、学原町三度川原、学原町下カヤ野、学原町高池、学原町中西、学原町深田、学原町松ノ久保、黒津地町山下、黒津地町中じた、才見町荒井ケ内、才見町石橋、才見町牛屋崎、才見町石花田、才見町上才見、才見町上水門、才見町亀ノ内、才見町鴨田、才見町木戸張、才見町古りき、才見町三本松、才見町蜆田、才見町下水門、才見町高池、才見町田中、才見町戸留、才見町堂ノ本、才見町中水門、才見町弐反地、才見町野神ノ本、才見町野中、才見町浜田、才見町浜塚、才見町浜戸、才見町光の大地、才見町髭作り、才見町平野、才見町藤池、才見町藤田前、才見町細田、才見町前開キ、才見町三瀬待田、才見町屋那婆、才見町鎧石、橘町青木、橘町江ノ浦、橘町大浦（阿南市立橘小学校を除く区域に限る。）橘町大坪、橘町北新田、橘町鵠、橘町久保、橘町荒神ノ上、橘町小勝、橘町幸田、橘町幸野、橘町塩田、橘町汐谷、橘町汐谷山、橘町関地、橘町土井崎、橘町豊浜、橘町中浦、橘町中尾、橘町鍋浦、橘町西浦、橘町西浜、橘町袴傍示、橘町東中浜、橘町日開谷、橘町南新田、辰己町、津乃峰町戎山、津乃峰町新浜、津乃峰町長浜、津乃峰町中分、津乃峰町西分、津乃峰町東分、椿町大江、椿町大瀬井、椿町大深原、椿町大曲り、椿町蒲生田、椿町加茂前、椿町楠ヶ浦、椿町楠木、椿町黒田、椿町香、椿町小杭、椿町小曲り、椿町五郎丸、椿町地蔵ヶ谷、椿町庄田、椿町尻杭、椿町須屋西側、椿町須屋東側、椿町瀬井、椿町高岸、椿町</p>

	<p>高瀬、椿町田ノ浦、椿町谷、椿町谷ノ浦、椿町那波江、椿町浜、椿町平松西側、椿町平松東側、椿町船瀬（船瀬温泉保養施設を除く区域に限る。）椿町宮ヶ谷、椿町横尾、椿泊町東（市道椿泊線以南の区域に限る。）椿泊町寺谷、椿泊町出島、椿泊町糠塚、椿泊町小吹川原、豊益町大手、豊益町古開、豊益町よし田、中林町青イハリ、中林町蛭子浜、中林町大切、中林町大浜、中林町上川、中林町古浜、中林町下モ川、中林町戸留、中林町飛入、中林町中塚、中林町浜戸、中林町原、中林町東、中林町平山、中林町南林、中林町横手、中林町吉原、原ヶ崎町居屋敷、原ヶ崎町堤内、原ヶ崎町本原ヶ崎、畷町亀崎、畷町三田、畷町新はり、日開野町居内、日開野町谷田、日開野町筒路（市道領家・学原線以東の区域に限る。）日開野町中居内、日開野町西居内、日開野町南居内、日開野町宮原、福井町赤崎、福井町大谷、福井町大戸、福井町大西、福井町大原、福井町大宮、福井町寒谷、福井町北棚田、福井町小袴、福井町棚田、福井町露口、福井町出見、福井町土井ヶ崎、福井町中内、福井町袴、福井町浜田、福井町平田、福井町舟端（四国電力作業車道路以北の区域に限る。）福井町古津（一般国道 55 号以西の区域に限る。）福井町湊、福井町宮宅、福井町山下、福村町北筋、福村町南筋、見能林町青木、見能林町沖ノ須賀、見能林町柏野、見能林町上かうや、見能林町かやの、見能林町北野、見能林町九反ヶ坪、見能林町小山ノ北、見能林町境、見能林町貞成、見能林町塩屋、見能林町下かうや、見能林町新ばり、見能林町堤ノ内、見能林町寺ノ前、見能林町長池ノ北、見能林町中かうや、見能林町中村、見能林町西内、見能林町西添、見能林町念仏免、見能林町浜浦、見能林町林崎、見能林町東野、見能林町古江、見能林町南浜田、見能林町南林、見能林町宮ノ内、見能林町宮田、見能林町六々、見能林町渡り瀬、向原町下ノ浜</p>
那賀郡那賀川町	<p>大字島尻（字向井、字太田、字高塚、字城ノ本、字髪長、字野添、字小松原、字原添、字溝川、字宝来張及び字八丁地の各区域に限る。）大字小延（字恵崎、字宮ノ内、字水玉利及び字中原の各区域に限る。）大字敷地（字川ノ上及び字庫ノ内の各区域に限る。）大字苅屋（字野上ノ上、字蛭子ノ東及び字中須賀の各区域に限る。）大字上福井（字藤島、字元畷、字南川淵及び字下ノ川の各区域に限る。）大字中島（字汐口、字汐田、字江島、字西ノ久保、字日開崎及び字蛭子原の各区域に限る。）大字今津浦（字喜来、字宮面、字東野神、字免許、字有田津及び字養老の各区域に限る。）大字色ヶ島（字向原、字野上、字民養、字大久保、字網干及び字塩ヶ崎の各区域に限る。）大字江野島（字羽村、字京免、字柳ヶ内、字湊、字吉ヶ内、字幾島、字中島、字広瀬、字女郎田、字鴨田、字手塚畷及び字太田の各区域に限る。）大字芳崎（字水上、字マエ、字宝栄、字久保、字水田、字鳥羽ヶ浜、字ケントク、字シモノ、字浄オもり、字三反地、字中原、字川ノ上及び字南川の各区域に限る。）大字工地（字居内、字藍ヶ島、字大久保、字水田及び字新田の各区域に限る。）</p>

	域に限る。) 大字豊香野
海部郡由岐町	伊座利(字奥地及び字向山の各区域に限る。) 阿部(字東谷、字西奥、字西谷、字八軒屋、字向江及び字常陸谷の各区域に限る。) 志和岐(字中ノ谷、字天王及び字田井ヶ浦の各区域に限る。) 東由岐(字本村、字大池及び字由宇の各区域に限る。) 西の地(字東地、字西地及び字谷裏の各区域に限る。) 港町(字東及び字西の各区域に限る。) 西由岐(字東、字西及び字愛宕山の各区域に限る。) 田井(字小川、字原田、字白鳥、字久保、字南尻、字宮田、字中田尻、字西谷、字沢、字川尻及び字小野の各区域に限る。) 木岐(字白浜、字南白浜、字北白浜、字東町、字西町、字カタ及び字本村の各区域に限る。)
海部郡日和佐町	恵比須浜字田井、恵比須浜、日和佐浦(日和佐城及び県道日和佐小野線と町道国民宿舎取合線との交差点から県道日和佐小野線を経て恵比須浜字田井の字界間の海側を除く区域に限る。) 奥河内字本村、奥河内字寺前、奥河内字井ノ上、奥河内字弁才天、奥河内字櫛ヶ谷
海部郡牟岐町	大字中村(字本村、字杉谷、字大谷、字大戸、字山田及び字清水の各区域に限る。) 大字灘(字宮田、字西ノ山、字中山、字下浜辺、字東谷及び字大牟岐田の各区域に限る。) 大字牟岐浦(字宮ノ本、字浜崎、字馬地、字八幡山及び字出羽島の各区域に限る。) 大字内妻(字島屋敷、字丸山、字古江及び字白木の各区域に限る。) 大字川長(字天神前、字関、字新光寺及び字大坪の各区域に限る。)
海部郡海南町	浅川(字イナ、字川ヨリ西、字川ヨリ東、字ノド口、字大田、字カミノ、字新田、字港町、字中川、字堂ノ本、字大畑、字広畠、字高畠、字柳内、字片山、字西、字松田屋敷、字天神前、字粟浦口、字鍛冶屋、字加島、字粟浦奥、字中相、字鯖瀬口、字小鯖瀬、字大砂、字福良、字別当、字入口、字仏ノ尾、字海老ヶ池及び字宮ノ後の各区域に限る。) 大里(字五反田の区域に限る。)
海部郡海部町	鞆浦(字東町、字大宮、字南町、字仲町、字北町、字高倉(31番地の1、47番地の4、47番地の5及び63番地の5を除く区域に限る。) 字立岩、字山下、字那佐及び字東光寺谷の各区域に限る。)
海部郡穴喰町	大字穴喰浦(字穴喰、字那佐、字松原、字正梶、字中角、字古目(国民宿舎「みとこ荘」を除く区域に限る。) 字金目、字竹ヶ島及び字三反田の各区域に限る。) 大字久保(字板取(一般国道55号と阿佐海岸鉄道阿佐東線の交差点以南の区域に限る。) 字中角、字久保、字松本、字安養寺及び字北田の各区域に限る。) 大字日比原(字日比原、字正田、字馳馬、字中川原及び字大野の各区域に限る。)
板野郡松茂町	広島(字北川向一ノ越、字北川向二ノ越、字北川向三ノ越、字北川向四ノ越、字南ハリ、字南川向、字浜ノ須及び字丸須の各区域に限る。) 長岸(字五反野及び字群恵の各区域に限る。) 中喜来(字蔵野、字中瀬堤外及び字福有開

	<p>拓の各区域に限る。) 満穂(字満穂開拓の区域に限る。) 豊久(字豊久開拓の区域に限る。) 豊岡(字豊岡開拓、字鴨洲、字芦田鶴、字小金洲及び字山ノ手の各区域に限る。) 住吉(字住吉開拓及び字松久の各区域に限る。) 豊中(字豊年及び字戎野の各区域に限る。) 笹木野(字八山開拓、字山上、字山東、字山下及び字山南の各区域に限る。) 長原(字長洲、字中洲、字宮ノ内及び字月見ヶ丘の各区域に限る。)</p>
板野郡北島町	<p>中村(字角地、字鎌の先、字河原、字岸ノ上、字井利ノ口下、字前須、字本須、字東堤内及び字牛飼原の各区域に限る。) 江尻(字内中須及び字川中須の各区域に限る。)</p>

香川県

高松市	<p>朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、朝日町四丁目、朝日町五丁目、朝日町六丁目、朝日新町、生島町(市道生島海岸線及び市道生島海岸線以西の県道高松王越坂出線から海側の区域に限る。) 男木町(字殿畑及び字大井の各区域に限る。) 木太町(県道牟礼中新線以北の区域に限る。) 北浜町、香西北町(市道神在港線以東の市道香西北町2号線以北の区域並びに市道香西北町6号線及び市道香西北町28号線以東の県道高松王越坂出線(北側)から海側の区域(市道香西北町31号線以西の区域に限る。)に限る。) 香西東町(県道高松王越坂出線、県道高松善通寺線及び都市計画道路郷東 紙西線で囲まれた区域に限る。) 香西本町(県道高松王越坂出線(北側)以北の区域及び都市計画道路香西東臨港線以東の県道高松王越坂出線(南側)以北の区域に限る。) 郷東町(県道高松王越坂出線以北の区域及び県道高松王越坂出線以南の都市計画道路郷東 紙西線以西の区域に限る。) サンポート、城東町一丁目、城東町二丁目、新北町、神在川窪町(市道神在川窪1号線及び市道神在川窪1号線以東の市道生島神在川窪線から海側の区域並びに市道神在川窪10号線及び市道神在川窪10号線以東の市道神在港線から海側の区域に限る。) 瀬戸内町、玉藻町、亀水町(県道高松王越坂出線から海側の区域に限る。) 鶴屋町、西町(四国旅客鉄道高松運転所以北の市道西浜町1号線以西の区域に限る。) 浜ノ町、福岡町一丁目、福岡町二丁目、福岡町三丁目、福岡町四丁目、本町、松島町二丁目、松島町三丁目、女木町(字家ノ上、字東ノ口、字宮ノ上、字石神、字分田、字牛カケ、字奥ノ浜及び字榎谷の各区域に限る。) 屋島西町(市道屋島東山崎線及び市道屋島東山崎線以北の県道屋島停車場屋島公園線から海側の区域並びに相引川以南の県道屋島停車場屋島公園線及び市道新川東堤防線以西の区域に限る。) 屋島東町(字網寄場、字間家、字北石場、字南石場、字立石及び字四通の各区域(県道屋島停車場屋島公園線から海側の区域に限る。)に限る。)</p>
-----	--

さぬき市	鴨庄（字小方、字東泊、字西泊、字白方、字浦手箱、字西新開、字新開、字明神、字林中及び字神明谷の各区域に限る。）志度（字越窓、字珠橋、字御所、字田中、字寺町、字玉浦、字塩屋、字石立及び字堂林の各区域に限る。）津田町津田（字北原、字汐田及び字流田の各区域に限る。）
小豆郡内海町	大字片城字甲内浜、大字草壁本町（字竹荒、字下川西及び字松山の各区域に限る。）大字苗羽（字甲石井、字甲宮山、字甲カチ山、字甲中筋及び字甲川向の各区域に限る。）大字西村（字甲清水、字甲久徳及び字甲明神の各区域に限る。）大字安田（字甲植松及び字甲大川の各区域に限る。）
木田郡牟礼町	大字大町（字役戸、字下川西の各区域並びに字川東及び字塩屋の各区域（一般国道 11 号から海側の区域に限る。）に限る。）大字原（字石ヶ町及び字辻の各区域（一般国道 11 号から海側の区域に限る。）に限る。）
木田郡庵治町	字荒濱

愛媛県

松山市	堀江町（一般国道 196 号松山市北条市境から堀江交差点間海側の区域及び一般国道 196 号堀江交差点から市道堀江 73 号馬木橋間海側の区域に限る。）和気町二丁目、勝岡町、高浜町一丁目（松山港線県道 19 号から海側の区域に限る。）高浜町二丁目、高浜町三丁目、高浜町四丁目、高浜町五丁目、高浜町六丁目、梅津寺町（松山港線県道 19 号から海側の区域に限る。）港山町、辰巳町（松山港線県道 19 号から海側の区域に限る。）中須賀三丁目（市道宮前 143 号から松山東部環状線県道 40 号間海側の区域に限る。）並びに三杉町、住吉一丁目及び住吉二丁目の各区域（松山東部環状線県道 40 号から海側の区域に限る。）三津一丁目、三津二丁目（市道三津浜 48 号から市道三津浜 26 号を経て一般国道 437 号間海側の区域に限る。）三津三丁目（市道三津浜 54 号から海側の区域に限る。）三津ふ頭、梅田町（市道三津浜 54 号から海側の区域に限る。）海岸通、大可賀三丁目、北吉田町（県道伊予・松山港線から市道生石 40 号を経て市道生石 57 号間海側の区域に限る。）南吉田町（市道生石 92 号から市道生石 188 号を経て市道生石 184 号間海側の区域に限る。）西垣生町（帝人松山事業所南地区正門から市道垣生 44 号、市道垣生 46 号及び市道垣生 26 号を経て重信川右岸道路間海側（南側）の区域に限る。）門田町、由良町、泊町
今治市	桜井（字大崎、字廣谷、字浦手、字浦手石風呂、字江口石風呂、字虎ヶ鼻、字菖蒲、字浦手山、字長尾、字塔ヶ谷、字長尾下、字大綱崎、字梅ノ木畑、字坂手ヶ原、字仲ノ池、字笹山、字沖浦、字蛭地、字蛭地谷、字釣沖浦、字瓦ヶ谷、字江口及び字虎ヶ谷の各区域に限る。）桜井 1 丁目、桜井 4 丁目、桜井 5 丁目、桜井 6 丁目、孫兵衛作（字菖蒲谷、字福井、字釣及び字沖浦の各区域に限る。）古国分 1 丁目、東村 1 丁目、東村 2 丁目、東村 3 丁目、東

	<p>村南 1 丁目、富田新港 1 丁目、富田新港 2 丁目、喜田村 1 丁目、喜田村 2 丁目、喜田村 3 丁目、喜田村 4 丁目、喜田村 6 丁目、衣干町 1 丁目、衣干町 2 丁目、衣干町 3 丁目、北高下町 1 丁目、南高下町 1 丁目、南高下町 2 丁目、北鳥生町 1 丁目、南鳥生町 1 丁目、東鳥生町 1 丁目、東鳥生町 2 丁目、東鳥生町 3 丁目、東鳥生町 4 丁目、東鳥生町 5 丁目、東門町 1 丁目、東門町 2 丁目、東門町 3 丁目、東門町 4 丁目、東門町 5 丁目、東門町 6 丁目、天保山町 1 丁目、天保山町 2 丁目、天保山町 3 丁目、天保山町 4 丁目、天保山町 5 丁目、天保山町 6 丁目、枝堀町 1 丁目、枝堀町 2 丁目、枝堀町 3 丁目、美須賀町 1 丁目、美須賀町 2 丁目、美須賀町 3 丁目、美須賀町 4 丁目、黄金町 1 丁目、黄金町 2 丁目、黄金町 3 丁目、黄金町 4 丁目、黄金町 5 丁目、恵美須町 1 丁目、恵美須町 2 丁目、恵美須町 3 丁目、通町 1 丁目、通町 2 丁目、通町 3 丁目、未広町 1 丁目、未広町 2 丁目、未広町 3 丁目、常盤町 1 丁目、常盤町 2 丁目、常盤町 3 丁目、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、本町 4 丁目、本町 5 丁目、本町 6 丁目、中浜町 1 丁目、中浜町 2 丁目、中浜町 3 丁目、中浜町 4 丁目、風早町 1 丁目、風早町 2 丁目、風早町 3 丁目、風早町 4 丁目、室屋町 1 丁目、室屋町 2 丁目、室屋町 3 丁目、室屋町 4 丁目、室屋町 5 丁目、室屋町 6 丁目、栄町 1 丁目、栄町 2 丁目、栄町 3 丁目、栄町 4 丁目、共栄町 1 丁目、共栄町 2 丁目、共栄町 3 丁目、共栄町 4 丁目、共栄町 5 丁目、片原町 1 丁目、片原町 2 丁目、片原町 3 丁目、片原町 4 丁目、片原町 5 丁目、米屋町 1 丁目、米屋町 2 丁目、米屋町 3 丁目、米屋町 4 丁目、美保町 1 丁目、美保町 2 丁目、美保町 3 丁目、北浜町、大新田町 1 丁目、湊町 1 丁目、湊町 2 丁目、大浜町 1 丁目、大浜町 2 丁目、大浜町 3 丁目、砂場町 1 丁目、砂場町 2 丁目、小浦町 1 丁目、小浦町 2 丁目、波止浜、波止浜 3 丁目、波止浜 4 丁目、中堀 1 丁目、内堀 1 丁目、馬島、来島</p>
宇和島市	<p>曙町、寿町二丁目、栄町港二丁目、新田町四丁目、文京町、明倫町一丁目、榊形町二丁目、榊形町三丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、朝日町四丁目、弁天町二丁目、築地町二丁目、住吉町一丁目、住吉町二丁目、住吉町三丁目、住吉町、大浦、蛤、百之浦、本九島、平浦、蕨、小池、小浜、石応、白浜、保手一丁目、保手二丁目、坂下津、遊子、日振島、戸島、蔭淵、下波、三浦東、三浦西</p>
八幡浜市	<p>字沖新田、字海老崎、字戎堂沖、字湊町、字松本町、字白浜、字新地、字港口、字新町、字横浦、北浜一丁目、大字向灘、大字栗野浦、大字舌間、大字合田、川上町白石、川上町川名津、川上町上泊、真網代、穴井、大島</p>
新居浜市	<p>大島、黒島、阿島（県道壬生川新居浜野田線及び県道新居浜土居線から海側の区域に限る。）多喜浜（県道壬生川新居浜野田線から海側の区域に限る。）垣生三丁目、垣生五丁目、垣生六丁目、八幡二丁目、宇高町四丁目、松の木町、清水町、菊本町一丁目、菊本町二丁目、大江町、港町、西町、中須賀町</p>

	二丁目、西原町二丁目、西原町三丁目、新田町一丁目、惣開町、磯浦町（県道壬生川新居浜野田線及び市道磯浦中新田線から海側の区域に限る。）
西条市	氷見、禎瑞、喜多川、樋之口、朔日市及び船屋の各区域（県道壬生川新居浜野田線から海側の区域に限る。） 港、ひうち
伊予三島市	村松町、紙屋町及び宮川1丁目の各区域（一般国道11号以北の区域に限る。） 中央1丁目（一般国道11号以北の区域（市道陣屋金子線起点以西は市道陣屋金子線以北の区域に限る。）に限る。） 金子1丁目（市道陣屋金子線及び市道国道海岸線以北の区域に限る。） 中之庄町（市道国道海岸線及び市道金子豊岡海岸線以北の区域に限る。） 並びに具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田及び豊岡町長田の各区域（JR予讃線以北の区域に限る。）
伊予市	森、本郡、尾崎、灘町、米湊（一般国道378号から海側の区域に限る。） 下吾川（一般国道378号から県道伊予・松山港線間海側の区域に限る。） 湊町
北条市	浅海本谷、浅海原、大浦、下難波、北条、辻及び土手内（JR予讃線から海側の区域に限る。） 安居島、柳原、並びに府中、片山、中須賀、苞木、鹿峰、久保、河原、和田、磯河内及び小川の各区域（JR予讃線から海側の区域に限る。）
東予市	河原津（一般国道196号から海側の区域に限る。） 河原津新田、並びに三芳及び高田の各区域（一般国道196号から海側の区域に限る。） 壬生川（JR予讃線から海側の区域に限る。） 大新田、三津屋（JR予讃線から海側の区域に限る。） 三津屋東、三津屋南、北条（一般国道196号から海側の区域に限る。） 広江、今在家
宇摩郡土居町	大字天満（県道13号線以北の区域に限る。） 大字蕪崎（県道13号線以北の区域に限る。） 大字藤原（3番耕地、4番耕地、5番耕地、6番耕地、7番耕地、8番耕地及び9番耕地の区域に限る。） 並びに大字津根及び大字野田（JR予讃線以北の区域に限る。）
越智郡波方町	大字波方（字里、字谷、字宮の下、字北の手、字石持、字大浦、字西浦、字黒磯及び字岡の各区域に限る。） 大字森上（字本谷及び字浜辺の各区域に限る。） 大字馬刀淵（字西浜及び字東浜の各区域に限る。） 大字宮崎（字船越、字高浜、字小鯛ヶ浦、字中浦、字於泊及び字本谷の各区域に限る。） 大字小部（字大北、字中通、字上通、字山崎、字丸田及び字大谷の各区域に限る。）
越智郡大西町	大字九王（町道鴨池線2から海側の区域に限る。） 大字新町（県道大西波止浜港線から海側の区域に限る。） 大字大井浜（県道大西波止浜港線と町道大井浜線の交わる線から海側の区域に限る。） 大字脇（県道大西波止浜港線から海側の区域に限る。）
越智郡菊間町	佐方、種、浜及び田之尻の各区域（JR予讃線から海側の区域に限る。）
越智郡弓削町	下弓削、佐島
越智郡大三島町	大字宮浦、大字台、大字口総

温泉郡中島町	大字大浦、大字小浜、大字長師、大字宮野、大字神浦、大字宇和間、大字吉木、大字饒、大字粟井、大字上怒和、大字津和地、大字睦月、大字熊田、大字畑里、大字野忽那、大字二神、大字元怒和
伊予郡松前町	大字北川原、大字筒井、大字浜及び大字北黒田の各区域（県道松山松前伊予線及び県道松山松前伊予線終点以南の県道伊予・松山港線から海側の区域に限る。）
伊予郡双海町	大字上灘、大字高岸
喜多郡長浜町	大字出海、大字晴海、大字拓海、大字青島、大字長浜、大字黒田
西宇和郡保内町	川の石本町、川の石赤網代、川の石内之浦、川の石雨井、川の石西町、川の石楠町、川の石和田町
西宇和郡伊方町	湊浦、小中浦、中浦、川永田、九町1番耕地、九町3番耕地
西宇和郡瀬戸町	三机、塩成、大久、川の浜
西宇和郡三崎町	正野、串、三崎、高浦、佐田、大佐田、井野浦
西宇和郡三瓶町	大字周木、大字垣生、大字朝立、大字有網代、大字蔵貫浦、大字皆江
東宇和郡明浜町	大字俵津、大字渡江、大字狩浜、大字高山、大字宮野浦、大字田之浜
北宇和郡吉田町	大字立間尻、大字裡町、大字本町、大字魚棚、大字鶴間、大字南君
北宇和郡津島町	岩松、大字近家、北灘、田之浜、曾根、脇、田風、泥目水、坪井、弓立、岸鳴、横浦、嵐、針木、浦知、塩定、柿之浦、曲鳥、平井、漁家、成、須下、後、竹ヶ島
南宇和郡内海村	柏、柏崎、須ノ川、平簀、家串、油袋、魚神山、網代
南宇和郡御荘町	菊川、平山、長洲、平城、防城成川、深泥、赤水、高畑、中浦、猿鳴
南宇和郡城辺町	久良、鮪越、深浦、垣内、岩水、敦盛、脇本
南宇和郡一本松町	満倉
南宇和郡西海町	越田、弓立、小浦、櫻月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊、内泊、鹿島

高知県

高知市	唐人町、与力町、本町一丁目、本町二丁目、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、追手筋一丁目、追手筋二丁目、廿代町、永国寺町、中の島、九反田、菜園場町、農人町、城見町、堺町、南はりまや町一丁目、南はりまや町二丁目、弘化台、桜井町一丁目、桜井町二丁目、はりまや町一丁目、はりまや町二丁目、はりまや町三丁目、宝永町、弥生町、丸池町、小倉町、東雲町、日の出町、知寄町一丁目、知寄町二丁目、知寄町三丁目、青柳町、稻荷町、若松町、高桶、杉井流、北金田、南金田、札場、南御座、北御座、南川添、北川添、北久保、南久保、海老ノ丸、中宝永町、南宝永町、二葉町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、大川筋一丁目、大川筋二丁目、駅前町、相生町、江陽町、北本
-----	---

	町一丁目、北本町二丁目、北本町三丁目、北本町四丁目、栄田町、新本町一丁目、新本町二丁目、昭和町、和泉町、塩田町、比島町一丁目、比島町二丁目、比島町三丁目、比島町四丁目、土居町、役知町、潮新町一丁目、潮新町二丁目、仲田町、北新田町、新田町、南新田町、梅ノ辻、棧橋通一丁目、棧橋通二丁目、棧橋通三丁目、棧橋通四丁目、棧橋通五丁目、棧橋通六丁目、天神町、筆山町、塩屋崎町一丁目、塩屋崎町二丁目、百石町一丁目、百石町二丁目、百石町三丁目、百石町四丁目、南ノ丸町、南竹島町、竹島町、北竹島町、北高見町、高見町、六泉寺町、孕東町、孕西町、深谷町、南中山、北中山、萩町一丁目、萩町二丁目、池、仁井田、種崎、十津一丁目、十津二丁目、十津三丁目、十津五丁目、十津六丁目、吸江、五台山、屋頭、高須、葛島一丁目、葛島二丁目、葛島三丁目、葛島四丁目、高須新町一丁目、高須新町二丁目、高須新町三丁目、高須新町四丁目、高須本町、高須新木、高須一丁目、高須二丁目、高須三丁目、高須東町、高須大島、高須大谷、高須絶海、高須西町、高須砂地、布師田、一宮、薊野北町一丁目、薊野北町二丁目、薊野東町、薊野中町、薊野南町、薊野西町一丁目、薊野西町二丁目、薊野西町三丁目、東秦泉寺、愛宕山南町、秦南町一丁目、秦南町二丁目、長浜、横浜、瀬戸東町一丁目、横浜西町、横浜東町、瀬戸一丁目、御畳瀬、浦戸、大津乙、介良乙、介良丙
室戸市	大字佐喜浜町（字尾崎、字都呂、字南町、字北町、字中町、字西町、字根丸及び字入木の各区域に限る。） 大字室戸岬町（字椎名、字三津、字高岡、字坂本、字宮の前、字新町、字中町、字東上町、字長屋町、字西上町、字西下町、字東川原町、字西河原町、字高浜、字東菜生、字西菜生及び字耳崎の各区域に限る。） 大字室津（字後免、字水尻、字室津東町、字室津中町、字室津西町東、字室津西町西、字境町上及び字境町下の各区域に限る。） 大字浮津（字古戸上、字古戸下、字浮津下町東、字浮津下町西、字浮津東町、字浮津西町東、字浮津西町中、字浮津西町西、字浮津三番町、字奈良師東及び字奈良師西の各区域に限る。） 大字元（字岩戸、字上の内、字脇地、字行当東、字行当西及び字新村の各区域に限る。） 大字吉良川町（字黒耳、字傍土、字東町、字宮の内、字中町、字西町、字西宮、字西灘及び字立石の各区域に限る。） 大字羽根町（字平田岩、字東船場、字西船場、字新田、字戎町、字尾僧、字西の浜、字田の中、字明神川、字東坂本、字中坂本及び字西坂本の各区域に限る。）
安芸市	港町一丁目、港町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、日ノ出町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町、大字赤野（字潮干潟、字桜浜、字堂免、字妙楽、字高田、字入江、字後藤、字古川、字松原、字堂ノ田、字土淵、字外浜田、字三反田、字松ノ下、字久保田、字石ノ尾、字舞前、字立田、字内浜田、字住吉、字柿添、字川久保、字クボヤシキ、字浜田、字クボノシバ、字久保ノ前、

	<p>字下川原、字サセブハラ、字北岡ヤシキ、字谷口、字神ノ前、字ウリジリ、字新田川原、字和田、字垂渦及び字ハンノスの各区域に限る。) 大字穴内(字西ノ浜、字八流、字堀切浜、字川口、字湊、字城、字下田、字ドロ岩、字窪田、字浜田、字ナメラ、字磯山、字新城、字新城浜及び字五軒屋の各区域に限る。) 大字西浜(字下ノ濱及び字新城下の各区域に限る。) 大字東浜(字ハタケダ及び字除ノ外の各区域に限る。) 大字川北(字沖ノ島、字溝尻、字大松、字塩切、字入口、字湊島、字除ノ外、字川向、字千如嶋、字新町、字馬越、字渡場、字新田、字下張、字辻ノ前、字藤邸、字門前、字土手内、字八作、字南片町、字北門、字黍尻、字大開、字北片町、字中筋、字北中筋、字午莠尻、字鐘手、字下橋本、字家地、字新川尻、字馬場、字大グロ、字杵木、字中川原、字西弓場、字神母、字西島、字州鼻、字角田、字道跨、字村上、字下糸川、字丸田及び字寒地の各区域に限る。) 大字伊尾木(字境浜、字内ヶ浜、字千寿淵、字明石、字洞ヶ浜、字有井浜、字有井西浜、字伊尾木浜、字伊尾木中浜、字伊尾木西浜、字酒井、字東久保、字ホヲノスカ、字常盤井、字三反地、字等教寺、字洞ノ南、字東前久保、字木上ヶ場、字沖代、字池の端、字小松鼻、字五本松ノ南、字ドンドノ西、字井戸ノ本、字西沖代、字小松鼻西、字鰯地ノ東、字鰯地、字鮎ヶ淵、字東湊島、字西湊島、字助太ノ浜、及び字葎ヶ内の各区域に限る。) 大字下山(字松ノ本、字ハケダシ、字石ノ本、字八代地、字水除ヶ、字瀬戸、字ホウジ、字左次郎地、字立テ石、字ナツナノシリ、字佛サキ、字ドメキ、字東江見、字長田、字ヤグラ、字水谷、字メノトノシリ、字橋ノ本、字柳ノ本、字ナムラ、字カシ原、字ヤブ田、字ツロノ表、字エビス地、字西ノ浜、字西ノ窪、字大ツンバイ、字下モサテ、字アジロ、字コメ山、字山口、字姫始メ、字ヒレヅカ、字源七、字トラシロ八エ、字黒八エ、字前久保、字島崎、字ヒコダ、字ツンギリ、字京サデ、字岩家、字ヒキ岩、字河野、字引ステ、字ツエ山、字高見、字カシ谷、字タンゴ、字不動、字ノボリ道、字坂ノ下タ、字大師谷、字竹ノハナ、字坂ノ上、字黒松、字瀧ノ下、字飛渡、字白馬、字古塚、字水シリ及び字ドウマンの各区域に限る。)</p>
南国市	<p>大字十市(字山根、字耳下り、字芦ヶ端、字右曾前、字扇田、字石土、字八丁、字札場前、字小森、字丸山、字西阿戸、字石土前、字大浜、字札場、字浜田前、字丸山ノ前、字阿戸、字石井前、字小浜、字坪池前、字丸山ノ根、字浜地及び字馳出前の各区域に限る。) 大字稲生(字仁井田汐田、字十三代、字伊藤屋敷、字裏汐田、字西コシメリ、字中コシメリ、字コシメリ、字東裏汐田、字惣左工門、字川久保、字八切田、字清水、字船戸、字林谷、字茶屋床橋、字向イ代、字オイハリ塩田、字ツルギョウ堤、字桜木、字中谷、字片吹耕、字川原口及び字瀧之東の各区域に限る。) 大字浜改田(字劔田、字神ノ前、字草化ヶ、字外浦、字野司、字団助開、字蛭子堂、字二本松、字鰯灘、</p>

	<p>字孫八田、字栄松、字岩坂、字流田、字掛桶、字ムセガ元、字池田、字本邑、字中田、字八松、字細工所、字中ノ町、字東場、字大久保、字蓼原、字伊瀬ノ前、字三本松、字馬場先、字境場及び字鱒窪の各区域に限る。) 三和琴平一丁目、三和琴平二丁目、三和琴平三丁目、大字里改田(字長谷、字亀木、字大間、字土居、字野添、字飛石、字西ノ芝、字小路口、字岡田、字? 屋敷、字ヲケイ、字チサ木、字門田、字大摺、字ノラ田及び字堤崎の各区域に限る。)</p> <p>大字前浜(字浜西、字浜中、字浜窪、字境目橋詰、字鳥喰、字中屋敷、字未久、字窪屋敷、字苅谷、字新田江洲、字葛城、字公家ノ前、字秀重、字司例田、字本吉、字藤緑田、字蔵作、字三ノ戸、字金田及び字江田の各区域に限る。)</p> <p>大字久枝(字西塩浜、字中塩浜、字西浜、字松風、字小港、字開田、字カコ田、字新基地、字新関、字西港、字堅町、字辻洲、字南堂面、字村上、字西溢、字東町、字中浜、字東塩浜、字西堂、字中溢、字江洲、字大港、字東溢、字恵美須堂及び字射朶崎の各区域に限る。)</p> <p>大字下島(字新上、字切戸、字場南、字突出し、字割畑、字木ノ前、字久枝杉ケ久保、字新田及び字前浜境内の各区域に限る。)</p>
土佐市	<p>大字宇佐町宇佐(字十郎谷、字灘、字トラセンノ前、字新改、字汐ノ田、字福島、字渭浜、字鍛冶屋敷、字八丁割、字地藏力原、字夜明、字三島ノ原、字西松岡、字下ノ堀割、字清水、字岡ノ畑、字真福寺、字上堀割、字北松岡、字東松岡、字外西浜、字西浜、字内西浜、字西カキノ内、字北西浜、字高松、字外沢、字内沢、字滝ケ谷、字中谷口、字名ノ内、字上高松、字大畑、字西濱東ノ丁、字西新町、字地藏屋式、字頭田、字寺ノ前、字エンマ、字間、字宮ノ前、字柳ケ坪、字柿ノ木、字井口、字楠ノ本、字竹カ下、字政池、字神母屋敷、字北新町、字新町、字中町、字北中町、字土居、字引地、字近安、字東中町、字東町、字高見、字上八屋敷、字川原田、字保光、字宮田、字池ノ頭、字新在家、字後口田、字曲り田、字西隅屋、字芝ケ端、字橋田、字菴ノ谷、字渦尻、字東隅屋、字町田、字黒岩、字針田、字乳母谷、字大川内、字元越、字荻崎、字橋田浜、字新崎浜、字宇佐浜、字松岡浜、字鳥ケ巢、字鳥ケ巢浜、字汐浜、字坪栗、字岩崎、字観音谷、字薬師谷、字東町浜及び字海部の各区域に限る。)</p> <p>大字宇佐町福島(字外原地、字西原地、字中原地、字東原地及び字灘の各区域に限る。)</p> <p>大字宇佐町渭浜(字渡場の区域に限る。)</p> <p>大字宇佐町井尻(字南渡り上り、字北渡り上り、字港上り、字村中、字宮崎、字仙月、字山下屋敷、字日ノ谷口、字日ノ谷、字小宇津賀、字宇津賀山、字東宇津賀及び字西宇津賀の各区域に限る。)</p> <p>大字宇佐町竜(字坂ノ口西、字脇屋敷、字畑ケ田、字新関、字石佛、字頭地、字青竜寺、字山下、字山ノ神、字サコシリ、字蟹ケ池、字東新関、字東山下、字窪、字関ノ裏、字奥屋敷、字北屋敷、字後川、字北新濱及び字南新濱の各区域に限る。)</p> <p>大字新居(字小倉、字池ノ浦、字立石、字甫洲、字大東、字湊、字南渡瀬、字</p>

	<p>南汐走、字川ノ上、字臺場、字台場、字鍛冶屋外、字夷堂、字大前、字大荒、字平松、字堀、字西堀、字ウシバエ、字坂本、字池イエ、字北ノ坊、字鳥井本、字寺使、字法持坊、字竹下、字芝崎、字十僧、字若宮神田、字正林、字太夫屋舗、字門屋舗、字土器屋舗、字八幡林、字宮下、字ヲミタライ、字小島、字学校前、字学校裏、字尻弘、字馬場崎、字平石石引、字本村前、字芝分、字クツレ岸、字亀尻、字横枕、字岩井田、字須賀崎、字北ノホキ、字吉田屋舗、字吉田前、字山ノ前、字石成、字門田、字越坂、字東光寺、字南浦、字川原田、字江フチ、字光吉、字寺中、字セセラギ、字太子、字和田、字北ノ浦、字踊り堂、字茶屋敷、字下ノ川内、字渡り上り、字長丁、字弘岡前、字江添、字山ノ神、字長崎、字足原、字山下、字丁免、字奥谷、字板谷、字中ノ丸、字姥懐、字北ノ丸、字弘岡西谷、字ビワクビ、字畑ノ下、字北谷、字鍛冶屋敷、字北川、字石橋、字土居屋舗、字古津、字渡場、字ヲロノ内、字中久保、字渡場ノ内、字セイゲ、字高川原、字中高川原、字吉川、字下高川原、字田所分、字田處分、字吉川分、字平屋、字両道、字吉元、字タノヤシキ、字セセラキ堤外、字新堀、字川原崎、字ツキワタシ、字元屋舗、字裏判地、字棚川、字下棚川、字大新田、字高見、字長江ノ上、字釣井床、字行弘、字廣畠、字結城分、字塩走、字別當地、字戊田、字八反地、字扇畑、字カエチ畑、字九反丸、字鍵畑、字新堀口、字捨五代地、字前島外、字六反地、字一ツ橋、字井ルノウラ、字一ツ橋ノウラ、字甫淵後口、字渡瀬、字長江、字中須、字先須賀、字下中須、字平床、字湊内、字川尻、字池浦山及び字城戸裏の各区域に限る。) 大字用石(字新改、字瀬掛田、字村上、字小森ノ東、字長畑、字森ノ前、字甫喜ノ向ヒ、字萬願寺ノ前、字下ノ谷、字萬願寺、字甫喜ノ元、字森、字サハイノ元、字小森ノ元、字山王ノ前、字岸ノ上、字五反田、字沖山崎、字アイノス、字萬願寺ノ外、字下ノ谷ノ外、字ザゼンノ外、字四ツ輪久、字五反切、字西割、字中西割、字上西割、字上東割、字中東割、字下東割、字下外割、字中外割、字上外割、字中新開キ、字上新開キ及び字アイノス山の各区域に限る。)</p>
須崎市	<p>大字安和(字田ノ浦、字六道、字宇津尻、字越下、字中間、字岡、字中越、字弘畑、字亀ノ久保、字南生林、字中生林、字走上、字竈ヶ窪、字弘坪、字西屋敷、字ヒビノキ、字山本、字中ノ川内、字瀬古谷、字下坪、字札場、字岡在家、字小岡、字黒石、字新開、字松ノ内、字櫻木、字六分一、字北生林、字立畝、字立道、字川尻、字石神、字浜田、字西久保宇津及び字領地の各区域に限る。) 大字下分乙(字池田、字新川、字大黒、字大谷、字坂ノ前、字鼠ノ木、字水越、字五郎前、字内堤、字野添、字中田、字松木ノ久保、字木ノ下、字堂口、字船倉、字前川原、字国広、字櫻ノ久保、字中川原、字奥ノ谷、字堂面、字池添、字下田、字久保、字大原、字鍛冶屋敷、字立田、字松ノ木、字船床、字山蔭、字汲田、字道場、字札場、字チャガシバ、字矢ノ谷、</p>

字ノツゴノ前、字エゲ口、字北ノ久保、字竹原、字椿、字堤添、字山脇、字梅ノ本、字西中川原、字田中、字広坪、字小屋敷、字柳ケ久保、字川添、字西垣内、字内井田及び字外井田の各区域に限る。) 大字下郷(字中ノ川原、字国見越、字中ノ島、字神母原、字森鹿野、字六地藏、字福岡、字井出口、字土居、字頭田、字岡端、字幸道、字林崎、字四反田及び字大久保の各区域に限る。) 大字下分甲(字関詰、字外田、字堀田、字ゲンパク、字六反地、字上ノ島、字中ノ島、字尾崎、字前窪、字ヒノモト、字馬海、字古川、字トモシゲ、字真中、字大畠、字オヲゼマチ、字ヒノクチ、字イナバ、字大窪、字橋ノ元、字ヒシイケ、字シノツボ、字落合、字冢ケ市、字宮岡、字如意庵、字井ノ元、字山添、字三滝ノ前、字日比ノ木、字堀切、字土田、字秋葉、字中島、字外田、字渡場、字馬越、字吉井、字大岩、字金ノ久保、字堂ケ市、字福井、字九反地、字南久保及び字大木戸の各区域に限る。) 大字池ノ内(字池ノ内、字和泉谷、字ヒエジリ、字ハエノワキ、字松崎、字ツルイジリ、字中居、字神母、字蔭畑、字城ケ谷、字春日田、字京田、字広坪、字土居、字芝ノ前、字藤崎ノ西、字清水、字ヒノ口、字モチデン、字藤崎、字菖蒲ノ木、字大道ノ上及び字一ツ風呂の各区域に限る。) 大字須崎(字永田、字池山永田及び字向山の各区域に限る。) 港町、原町1丁目、原町2丁目、鍛冶町、東糺町、西糺町、新町1丁目、新町2丁目、青木町、東古市町、西古市町、浜町1丁目、浜町2丁目、南古市町、横町、栄町、幸町、中町1丁目、中町2丁目、西町1丁目、西町2丁目、泉町、大字多ノ郷甲(字岩永、字山下、字八幡田、字神楽田、字正ノ岡、字末実、字鳥居木本、字大道内、字中川、字泉本、字浜田、字安次、字クボタ、字大坪、字大神田、字竹ノ鼻、字釜ノ坪、字神宮寺、字助房、字サルダ、字宮ノ前、字サヤマ、字小田ノ池、字久行、字郷ノ内、字大クボ、字金堂、字中郷及び字矢羽田の各区域に限る。) 大字多ノ郷乙(字大峰、字白岩、字フルタ、字今網代、字城ケ浦、字磯ブチ、字南畑、字クロハエ、字船着、字銀八屋敷、字ハセデ、字七反地、字中ノ谷、字汐木、字上ノ川、字瀬助山、字サガノ谷、字猫神、字箕越及び字古宮床の各区域に限る。) 大字押岡(字大法、字浜田、字花岡、字中氏、字国近、字中須賀、字小路口、字串ノカゲ、字近清、字行本、字カゲノチ、字柳ケ通、字土居ノ谷、字是藤、字久保ノ前、字久保ノ上、字大畑、字成久、字池ノ久保、字中島、字寺崎及び字源蔵の各区域に限る。) 大字神田(字草ケ内、字大峰前、字堂ノ岡、字稲葉谷、字桜川瀬、字汐木、字八ノ切レ、字開、字横割、字下切レ、字汐木割、字新町屋敷、字イノ切レ、字中切レ、字口ノ切レ、字道添、字南ノ前、字末石、字天神、字松ノ木、字松島、字内汐田、字町屋敷、字壺町田、字中島、字末正、字古川、字七ツ割、字九反田、字新川渡上、字五反田、字有ノ木、字下和田、字和田ノ前、字末延、字上和田、字丸山端、字渡り上り、字張城口、字ヤモチ、字フケ、字保木、字保木ノ前、字国永、字下川内、字貞光、字武久、字清次、字吉末、字田ノ尻、字西ノ川原、字尾

	<p>崎、字草端、字六地藏、字行清、字丁ノ岡、字太力内、字クロノモト、字船戸、字三反地、字横田、字池ノ谷、字宗利、字小田ノクボ、字岡、字火打岩、字守時、字サンデン、字神母ノ内及び字ドウジガラカの各区域に限る。) 大字久通(字坂本、字長井、字立畑及び字宮ノ上の各区域に限る。) 大間西町、山手町、潮田町、大間本町、大間東町、赤崎町、緑町、西崎町、妙見町、土崎町、大字大谷(字三名谷、字神子河内、字扇田、字船尾嶋、字上屋敷、字立畑、字宮ノ東、字宮ノ西、字港、字河原、字西ノ谷、字長田、字西ノ谷山、字井立、字神母ケ和田、字赤崎山、字佐和ケ浦、字小室戸、字小長岬、字大室戸、字中ノ島、字戸島、字主屋敷、字ヒビノ木、字駿岐山、字駿岐東谷、字駿岐、字坂本、字東勢井、字東ノ谷、字西ノ谷及び字西勢井の各区域に限る。) 大字野見(字北山、字神明ノ下、字蛭子崎、字皿谷山、字日ノ見山、字南山及び字金ナ山の各区域に限る。) 大字吾井ノ郷甲(字為貞及び字丁免の各区域に限る。) 大字吾井郷乙(字池ノクボ、字常貞、字竹崎前、大字吾井ノ郷乙字川愈、字神母ノ木、字井口、字下村、字奈路、字時包、字越後谷、字土器田、字岩永前、字細工屋、字清次及び字森屋敷の各区域に限る。) 大字浦ノ内東分(字ナカノウラナカシヲタ、字オオボシジヲタ、字ヒオラシオタ、字シイノキワダ、字横浪汐田、字東横浪、字トヒガス、字キタゴボウ、字ゴホオタニ、字オトナシ、字シヲナダ、字ハマダヲシジヲタ、字コワダ、字フナコシジヲタ、字マルダ、字ヒガシヲヂ、字オヂシオタ、字コサキ、字マツノシタ、字ホリコシ及び字フカウラの各区域に限る。) 大字浦ノ内西分(字大星、字ウコン田、字コヤガ谷、字菅浜、字菅汐田、字平林、字市楽及び字大嶋の各区域に限る。) 大字浦ノ内立目摺木(字芝ノ前、字摺木、字西塩田、字カキノ下、字平田、字ウツ尻、字小光松、字光松及び字クスノ浦の各区域に限る。) 大字浦ノ内出見(字新崎、字汐ヤ崎、字拂川及び字芝崎の各区域に限る。) 大字浦ノ内塩間(字白石、字登リサコ、字船附、字中田、字小谷口、字西香宗、字家ノ向、字ヤマミチ、字ナダ、字佛石、字西ノ内、字宮ノ前、字東ノ谷及び字藤ケサコの各区域に限る。) 大字浦ノ内灰方(字長八工、字西弘浦、字弘浦、字馬ゼキ、字松ケ崎、字東裏梅木、字東裏佐古、字宮ケ和田、字谷屋敷、字坂本浜、字小少床、字横網代、字田条及び字茅畦の各区域に限る。) 大字浦ノ内下中山(字堂ノ浦、字松ケ崎、字弘浦山、字入戸、字白鷺及び字大崎の各区域に限る。) 大字浦ノ内今川内(字浦場、字大鹿、字長山及び字潮田の各区域に限る。) 大字浦ノ内福良(字古田、字東福良、字船付、字大坪及び字池田の各区域に限る。) 大字浦ノ内須ノ浦(字新屋敷、字中山、字大千原、字神母ノ前、字深戸、字南深戸及び字大和田の各区域に限る。)</p>
中村市	<p>大字下田(字中ズ、字中ノ中ズ、字上松野山、字下松野山、字船町、字秋葉町、字串ノ江、字愛宕町、字琴平町、字鍛治ヶ谷、字濱側町、字魚市場、字</p>

上鷓ノ簀、字下鷓ノ簀、字大洲、字塚ノ下、字丸岩、字上海土ヶ浦、字竹ノ内、字紺屋道下、字雲雀崎、字中道、字橋本、字内ズカ、字汐田脇、字海土脇、字汐田、字和田、字瀧ノ上、字瀧ノ山、字権権山、字東貴船谷、字三六井戸、字松岡屋敷、字甲杷山、字法雲山、字海福山、字北郡倉麻、字帯屋山、字上谷、字下駄場、字子ノ首、字安房堀、字帰来横堀、字材木場、字齒朶納家、字堀川洲、字青砂島、字本川詰、字台場ツケ、字新屋敷、字沖ノ濱、字沖ノ浜、字南ホヲロク谷山、字貴船山、字虎杖山、字道崎山、字錦藪岡浜林、字錦藪、字台場山及び字宝町の各区域に限る。) 大字鍋島(字下定次郎、字ナバタ、字上定次郎、字下櫻木、字下桜木、字井ルノ口、字上新川、字ホッポ、字中小瀬、字水越、字下上崎、字中上ミ崎、字上ミ上崎、字外ズカ、字小島、字下小島、字南川原、字中南川原、字下モ南川原、字ミコノハナ、字西ナカズ、字東ナカズ、字下モ中ヶ市、字万兵衛谷、字上ミ中ヶ市、字ミヤバタ山、字下モノハナ、字上ミノハナ、字アサカ山、字カキナガシ、字名本屋式、字峯ノ山、字山ギ八、字内スカ、字上内スカ、字城ノ下、字ハザマ、字サギガトマリ、字城山、字フクナシ、字上フクナシ、字善藏山、字宮ノ前、字中櫻木、字中桜木、字境松山、字万兵衛谷山、字イタヅリ谷山、字與七山、字与七山、字フクナン、字下新川、字上崎及び字桜木の各区域に限る。) 大字竹島(字上崎、字村上、字榎ダバ、字スカバタ及び字ハタ田の各区域に限る。) 大字双海(字ワニ石、字井長山、字ゴマ尻谷、字馬ノ打上ダバ、字セドノ谷、字古宅山、字池ノ谷、字大磯ダバ、字茶ダバ、字上ヤシキ、字中屋式、字中屋敷、字タツハリ、字沖ノダバ、字ツル井ノ谷、字釜ノ口、字ダバラリト、字米ヶ谷、字少分、字黒ノ表、字平野山、字金ヶ濱、字濱ノ上、字タテバエ、字大久保、字下タノ濱、字中ノ岸、字上ノ岸濱、字水尻山、字城山、字大磯山、字吉平山、字鳥首ダバ、字吾平山、字平ノ山ノ一、字道沖平ノ山、字ホツコ山、字ホツコ及び字平ノ山の各区域に限る。) 大字実崎(字オウテギ、字ヒタノバタケ、字スギノキノマエ、字ウワノバタケ、字ミヤサキヤシキ、字カンヌシヤシキ、字ウハノバタケ、字宮崎屋式及び字神主屋式の各区域に限る。) 大字山路(字江洲、字亀ノ甲、字ブクデン、字キウメイダ、字クボタ、字クモデ、字古アン、字トビ谷、字中ノ谷、字扇田、字ミノコシ、字二反地、字穴坂、字大岩、字井流ノ上、字下モ小原、字上ミ小原、字下モ木戸、字磯畑、字スミヤシキ、字上ボキ、字上ホギ、字池洲、字上池洲、字ホヲノ木原及び字木ヲノ木原の各区域に限る。) 大字間崎(字拾代地、字フタ谷田、字ミセマチダ、字コヲダ、字コモリ、字ヲカハナ、字マツガタニ、字イハガタニヤマ、字イハガタニ口、字トリゴエ、字ナカノ、字フルバシ、字ナキリ、字ニシノシバ、字ナカキレ、字アサヒナダ、字クダシノシリ、字カドグチ、字茶屋床ノウシ口、字カリヤノハナ、字ヲマエヤシキ、字ミノコシ、字大前屋式ノ上エ、字二種ダバ、字カガミイド、字トロイケ、字鉄右衛門分、字ミヤノマエ、字ススキバイ、字沖ノ洲、字沖洲、字寺島、字ト

	<p>ロノフチ、字スカ、字マルタ、字ウシロダ、字堂ノ前、字フルヤシキ、字ゴヲデン、字ナルタキ、字橋ノ上、字イチナイダニ、字テンマ、字中洲、字タカゾ子、字出来島、字道ヶ谷山、字岩ヶ谷山及び字高ゾ子の各区域に限る。) 大字初崎(字前田、字大江、字長畑、字芝、字コゴエ、字清水ヶ本、字入道山、字アサヒ山、字松バエ山及び字ミナト山の各区域に限る。) 大字名鹿(字ドロサキ、字ドロサキ山、字小名鹿、字弥吉開、字サブガ谷、字上ミサブガ谷、字大割、字宮ノ前、字馬イラス、字スス神、字畑田、字濱、字サルサコ、字磯畑、字ハソダバ、字イタヅリ谷及び字エミの各区域に限る。) 大字津蔵淵(字スルギ、字ミゾカケ、字コモリ、字ハツクリ、字アイノタ、字ナ切、字ナカツチヨ、字松ノ澤、字松ノ澤クボ、字町田、字松ノ前、字松ノ澤口、字松ノ沢口、字シヲ入谷、字ナカマ、字モリノモト、字イリヲ、字北川、字原中、字丸田、字下免許、字船附、字船付、字タニダ、字ミルミチ、字クリハラ、字ヘイクチ、字出来島、字ヲキノス、字小ヶ島、字ヤツクリ、字ムカイヤマ及び字ムカイ山の各区域に限る。)</p>
宿毛市	<p>大字栄喜(字外ノ浦、字内ノ浦谷、字九兵谷、字シビアジロ、字寺ノ谷、字松魚アジロ、字チャノ谷、字ヲワイダ、字ヲノハナ、字大谷口、字大谷、字サンブツヤシキ、字西平山、字北イワシアジロ、字西イワシアジロ、字天河原口、字畑田、字下口田、字柳ヶ浦、字ツナホス浦、字綱ホス浦及び字スダカ浦の各区域に限る。) 大字福良(字若宮ノ前、字堤内、字和田、字南地、字水谷、字二代地、字高岡、字本モ谷、字下モ谷、字高岡東、字下モ谷上、字上角田、字和シ和田、字芝ノ上、字下屋シキ、字シウシ、字古谷、字大井平ヤシキ、字小尾ノ谷、字栗木谷山、字平串、字平口、字瀧山ノ下、字下江後、字サイ原、字大井平、字古ヤシキ、字市中原、字中畑田表、字姉山西、字姉山、字源ヨクヤシキ、字ハサコノ前、字野中、字政所、字堂ノ前、字西ウラ、字大田、字カヂヤシキ南平、字鍛冶屋敷、字カヂヤシキ北平、字山ノ下、字ハサコノ森、字田郷及び字ウツシリの各区域に限る。) 大字小筑紫(字水谷道上、字後山、字タデ場、字六地藏、字尾崎山、字水谷、字南岡屋敷、字南ヲリツキ、字浜屋敷、字南ノ谷、字沖屋式、字下後山、字岡屋式、字北ヲリツキ、字七日島、字北ノ谷、字岡上山、字小越道ノ下、字古越大道ノ上、字間口、字青瀬山、字長谷、字南汐田、字小馬地口及び字馬渡谷の各区域に限る。) 大字湊(字汐入、字大馬目木、字馬越、字浅堂、字池ノ丸、字松ヶ谷及び字シウシウ谷の各区域に限る。) 大字呼崎(字下モ呼崎、字濱田、字六郎田、字中スカ、字下モ谷、字ワタキ、字クシヒキ及び字小深浦山の各区域に限る。) 大字内外の浦(字中ノ浦、字大中ノ浦、字東ノ鼻、字坂ノ本、字井ノ脇、字カイモウ、字濱ノ上及び字国木山の各区域に限る。) 大字田ノ浦(字芝、字反田、字六地藏、字樋ノ木、字牛ヶ谷山、字長田、字ヨシナダ、字濱田、字大久保山、字奥ノ谷、字火打ヶ浦、字ヤクシ谷、字馬場屋敷、字</p>

竹ノ口、字アムラ田、字柳ヶ内、字西岡田、字北谷、字ヤキゾエ、字ウルシ
 カサコ、字称明寺、字田ブチ、字中屋畑及び字橋ノ本の各区域に限る。) 大
 字小浦(字大亀駄場、字寺床、字藪ノ谷、字城床、字ナダ山、字井ノ谷、字
 井ノ口、字坂ノ下、字長田、字櫻山、字室ノ西及び字室ノ上の各区域に限る。)
 大字坂ノ下(字北船場、字船場、字下り松、字フタマタ谷、字中川原、字小
 松屋敷、字イナヤ屋敷、字シラスカ、字奥谷口、字土居谷、字仲間屋敷、字
 イナヤノマエ、字シンカイ、字松ノ本、字丸田及び字池田の各区域に限る。)
 大字藻津(字西脇山、字下傍示、字滝ノ山、字塩屋、字港山、字向山、字木
 下、字久保屋式、字西後田、字下畑、字貝ヶ崎山、字蛭子鼻山、字貝崎、字
 南大和田及び字大和田の各区域に限る。) 大字宇須々木(字赤八ヶ山、字金
 掘場、字土居屋敷、字西尾ノ上、字三ツ簪山、字室谷政所、字国沢畑、字西
 村畑、字三嶋山、字脇畑、字浦田、字河原田、字港、字阿瀬知山及び字川後
 ノ谷山の各区域に限る。) 大字樺(字平八工山、字西平八工、字濱ノ下、字
 大樺口、字鳥首西谷及び字キウチヶ谷の各区域に限る。) 大字池島(字船隠、
 字川後ノ谷山、字池ノ浦、字大谷及び字西行の各区域に限る。) 西町一丁目、
 西町二丁目、西町三丁目、大字大深浦(字地ノ鼻山、字志澤濱淵、字下ノ谷、
 字赤ハゲ、字新井流、字カキカセト、字船場山、字東岸ノ内、字三反地及び
 字古屋場の各区域に限る。) 大字小深浦(字丸山赤穂島、字切度、字赤穂島、
 字小井流、字壺町五反地、字西又山、字長畑、字沖田、字長田、字本谷口、
 字東岸ノ外、字船倉、字墓ノ鼻、字弥左衛門、字新田、字東濱、字福蔵寺山、
 字小手串、字寺ノ後、字岡ノ下、字箕ノ腰、字太刀打場、字箕腰山、字大串、
 字太刀打場山、字濱田屋式、字太刀打場前、字モモノキサコ、字走り下り山
 及び字田ノ代の各区域に限る。) 大字錦(字小串山、字入戸浦、字錦口、字
 小串、字大澤山、字濱裾姫錦、字井流ノ谷、字井流ノ内及び字船倉の各区域
 に限る。) 大字大島(字内ノ浦、字主屋敷、字水ヶ浦、字馬取、字マナカツ
 オ、字太田ノコ、字小道越、字ウドノワキ、字大島屋敷及び字龍王の各区域
 に限る。) 片島、西片島、大字宿毛(字瀬下、字挟田、字女法寺、字ケント
 井流、字妙法田、字袋田、字又右工門ヤシキ、字与左工門瀬、字隠シ田、字
 中ノ瀬、字ツユ田、字露田中スカ、字流橋、字ヤイト川、字外塩田、字新塩
 田、字外塩田渡り上り、字三反地、字中畑、字中ヨセ、字長田、字新堤ノ裏、
 字田中ノ後、字千光坊、字梅田屋式、字上外荒瀬、字新三郎屋敷、字下外荒
 瀬、字田中、字内屋式、字堂源田、字逆溝、字池ノ内、字新八反地、字飛鳥
 瀬、字實盛、字沖ヨセ、字上ノ瀬、字藪ノ前、字平助屋式、字松ノ本、字樋
 ノ表、字小車田、字大車田、字畠田、字藪ノ後及び字中塩田の各区域に限る。)
 高砂、駅前町一丁目、駅前町二丁目、貝塚、長田町、幸町、中央1丁目、中
 央2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、中央6丁目、中央7丁目、
 中央8丁目、南沖須賀、大字母島(字トウノ鼻山、字母島、字恵美濱神社及
 び字寺ノ下の各区域に限る。) 大字弘瀬(字弘瀬及び字新弘瀬の各区域に限

	る。) 大字鶴来島(字小浦及び字小浦山の各区域に限る。)
土佐清水市	<p>大字立石(字浜松、字トノカモリ、字池田山、字塩田、字濱田、字池田及び字蕨川の各区域に限る。) 大字布(字荒濱、字浦屋敷、字西屋敷、字カンスケ谷口、字ツルベ谷山、字屋敷田、字古寺、字神母原、字池田山、字市カ谷上ミ、字市カ谷、字池田、字小向ヒ、字ドラノ前、字松ガハナ、字セキノモト、字沖ノ川、字タデワラ、字高手ハナ、字高手、字高手ノ前、字新川、字コヲケ谷口山、字コヲケ谷、字塩田及び字谷ノ上の各区域に限る。) 大字下ノ加江(字南松原、字北松原、字入江の上、字小串、字西高岡、字南浜屋敷下タ小路、字南浜屋敷上八小路、字三島町、字北浜屋敷下タ小路、字北浜屋敷上八小路、字下船場、字井ノ上、字中船場、字松ヶ島、字石橋、字船倉沖切、字船倉岡切、字ヒヤシ、字上船場、字小山、字大首、字久保田、字下澤、字清水谷口、字汲田、字竹ノ下、字ヨコ田、字小方、字船倉外堀、字岸ノ下、字岸ノ上、字小方下タ小路、字小方上八小路、字西谷田、字大和田、字観音山、字竹ノ鼻、字下カキウチ、字大苗代、字下屋式、字森ノ元、字若狭、字大ナ口、字上ハスカサキ、字ヒシリデン、字下タスカサキ、字宮ノ前、字五味谷、字五味須賀、字神母ノ沖、字平口、字上久保屋式、字仏ノ沖、字島ノ木、字イカダチ、字野々木、字佐古ノ谷、字佐古ノ前、字新改、字イモガ谷、字キライ、字防田、字セキ切、字馬路、字西川、字島井デ、字城ノ下タ、字スクノセ、字正谷、字ツル井、字井口、字入方、字摺木谷、字西川成、字東川成、字堂ヶ市、字堂ヶ谷、字石崎、字浜芝及び字塩屋ヶ谷の各区域に限る。) 大字久百々(字東濱屋敷、字西濱屋敷、字下ドバ、字上ドバ及び字上ミ久万の各区域に限る。) 大字大岐(字的畑、字濱垣、字吾郎丸、字上港、字上屋舗田、字下屋舗田、字タモヤシキ、字東光畠、字宮ノ前、字奈呂新田、字鈴ノ木、字葛ヶ谷、字土居向、字長尾、字ユルギヲ、字大ムネ川、字仲ヶ市、字歌舞伎畑、字千代田、字仲原、字流田、字下仲原、字上仲原、字谷屋敷、字千光寺、字内澤、字竹ノ後、字宮ノ向、字沖代、字浜田、字切替畑、字秋森、字中芝、字本田、字浜林、字大岐濱林、字大岐濱、字甘蔗畑、字上塩田、字中窪、字大田、字清水ヶ本、字竹ノ鼻、字下和田、字上和田、字和田ノ前、字白皇谷、字新田、字山田、字塩田及び字下港谷の各区域に限る。) 大字以布利(字中小路、字谷ノ口、字木戸浦谷、字井戸ノ上、字イエノ下、字ヨコ田、字太田、字樋ノ口、字神田、字イシカセマチ、字ヲサキ、字ニシマツ、字ウハツグロ、字タチバナ木、字重次、字カキノウチ、字中島、字ウドノ上、字名本屋敷、字古寺、字クダシノ口及び字クダシノラクの各区域に限る。) 大字窪津(字三社浜、字日の出ヤシキ及び字勘助嶋の各区域に限る。) 大字大浜(字長吉開、字ヲキヤシキ、字口鳥越、字坂ノ下、字ナリトヲ及び字エミトヲの各区域に限る。) 大字中浜(字谷前、字音無川東地、字音無川西地、字坂ノ本及び字西ダバの各区域に限る。) 浦尻、大字浦尻(字中山の区域に</p>

	<p>限る。) 厚生町、緑ヶ丘、旭町、元町、天神町、栄町、戎町、市場町、寿町、幸町、越前町、小江町、浜町、汐見町、西町、加久見入沢町、大字加久見(字加久見、字吹越、字前ノ濱、字松崎及び字灘山の各区域に限る。) 大字下益野(字濱、字瀧ノ下、字アミダヤシキ、字芝ノ内、字宮ノ内、字シラツケ、字西クチナシキ、字酒屋ノ前、字明治及び字寺尾の各区域に限る。) 三崎浦一丁目、三崎浦二丁目、三崎浦三丁目、三崎浦四丁目、竜串、大字三崎(字馬屋ノシリ、字藤ノ瀬、字カマタ、字鎌田、字給地谷、字船倉、字舟倉、字稗田、字西稗田、字龍串、字屏風、字片白、字大師谷、字アタゴ前、字今芝、字中鶴尾、字西ヶ谷、字立場、字本屋敷、字大今、字太田、字濱三郎、字堀切、字エジリ及び字ホリコシの各区域に限る。) 大字爪白(字長嶋、字小七屋式、字向屋敷、字濱林、字丸田、字丸セマチ、字サクハンド及び字ブクデンの各区域に限る。) 大字下川口(字前ノ浜、字中須賀、字下モ町、字上町、字谷屋敷、字西ノ久保、字坂本、字渡り上り、字家ノ前、字門田、字大久保、字岡田ヤシキ、字風呂ノ本、字大堀田、字横田、字早稲ヅリ、字高城、字井手ノ詰、字樋元及び字クタシガスクの各区域に限る。) 大字片粕(字東浜、字片粕谷、字片粕浜林、字中スカ、字川ナヤ畠及び字齒朶ノ浦の各区域に限る。) 大字貝ノ川(字市平屋敷、字王屋敷ノダバ、字東脇野山、字湊、字中川原、字岡崎ノハナ、字岡田屋式、字中小路、字川久保、字中村屋式、字ツキ池ノ上、字宗前寺ノ前、字宗善寺屋舗、字下モノ谷、字横浜、字ラクチ新開、字畠ノダバ、字丸田、字中ヲサ、字ヒエジリ、字畠ヶ田、字宮ノ谷東、字防ノ下、字宮ノウシロ、字コビヤガ谷、字南屋式及び字松木下の各区域に限る。) 大字大津(字大ジロ向前、字神辺畑、字南下モ前、字北下モ前、字家ノ下、字下地及び字寺ノソラの各区域に限る。)</p>
安芸郡東洋町	<p>大字甲浦(字浅宇津、字甲山、字古城山、字超願寺、字唐人ヶ鼻、字中町、字西町、字東股及び字東町の各区域に限る。) 大字河内(字船蔵、字水谷、字イヒチ、字王子田、字王子前、字小川原、字角元、字玉泉、字小池、字高良前、字三反田、字白浜境、字数珠ノ木、字チチウ、字浜田、字原大道北、字原大道南、字平田、字船越、字宮ノ西及び字向山の各区域に限る。) 大字白浜(字白浜、字地蔵ノ西、字住吉突抜、字船頭町、字星ノ森、字前町及び字森ノ下の各区域に限る。) 大字生見(字生見浜、字内丸、字大田、字御乳母田、字上勘定、字上畠、字川淵、字北谷、字倉ヶ谷、字駒詰、字塩フケ、字下勘定、字野根谷及び字宮ノ東の各区域に限る。) 大字野根丙(字相間浜、字浦漠及び字海浜の各区域に限る。) 大字野根甲(字中ノ谷、字番家谷、字伏越、字平六谷及び字港谷の各区域に限る。)</p>
安芸郡奈半利町	<p>字西川原、字元ナカズ、字ナカズ後、字堅横町、字水門、字ナマキ、字東浜、字法恩寺、字塩田、字セイゲ柴、字ヲリ付、字小持石、字西十市、字十市、字車、字西分、字小須川、字小須川東、字一本松、字スベリ石、字大西、字</p>

	西中村、字夷浦、字中村、字鳥越、字大浦、字大岩
安芸郡田野町	字家石、字西柳谷、字東柳谷、字東海浜、字浜田町、字八幡馬場南、字住吉南、字浄土寺西、字浜田後町、字浜ノ後、字石橋、字浄土寺東、字橋本西、字蔵屋敷、字制札場、字東海浜、字中島南、字東中島、字東町、字東町南角、字西町南角、字西町、字松本、字下島田、字下椽ノ下、字上椽ノ下、字長田杭、字宮田南、字安田分、字上島田、字木ノ下、字垣ノ内、字開水神、字島ノ前、字経田、字南水神、字南経田、字堤ノ内、字岩原、字目後町、字内町、字芝町、字五軒町、字中芝、字土居ノ下、字東土居ノ下、字杣地、字巽杣地
安芸郡安田町	大字安田（字家石、字三ツ石、字チョウガ谷、字ナタレノハマ、字不動、字瀧ノ裾、字堂ノ脇、字女夫岩、字向工、字山ノ神、字谷ノ裾、字上ミ庄田、字下モ庄田、字上ミ本町、字下モ本町、字堀川裾、字東新町、字西新町、字薬師浜及び字西薬師浜の各区域に限る。） 大字唐浜（字ヤコガハナ、字長八工、字南一本松、字マカリ田、字田ノ尻、字長池、字磯田、字松ノ元及び字谷ノ口の各区域に限る。）
安芸郡芸西村	大字和食（字琴ノ浦、字叶木日裏浜林、字村松、字江川、字叶木、字北江川、字長田、字八代、字シルデン、字島、字江渡、字橋ノ本、字西千原、字中千原、字佃、字西佃、字南下ツ江、字黒坪、字両圃、字西ヶ芝、字井ノ上、字ウサイ谷及び字丸山の各区域に限る。） 大字西分（字浜松林ハセヨリ東浜林、字浜松林堀切西浜林、字新在家、字南新沢池、字井ノ本及び字東井ノ本の各区域に限る。）
香美郡赤岡町	大字赤岡（字松ヶ瀬一ノ丸、字松ヶ瀬二ノ丸、字松ヶ瀬三ノ丸、字松ヶ瀬四ノ丸、字松ヶ瀬五ノ丸、字松ヶ瀬六ノ丸、字松ヶ瀬七ノ丸、字坂分一ノ丸、字坂分二ノ丸、字坂分三ノ丸、字坂分四ノ丸、字坂分五ノ丸、字坂分六ノ丸、字シゲ、字北町ノ北、字横町ノ西、字南町ノ西、字南町ノ北、字南町ノ南、字西浜、字東荒、字裏町北ノ西、字裏町北ノ東、字本町北ノ西、字本町北ノ東、字本町南ノ西、字本町南ノ東、字中浜ノ西、字中浜ノ東、字岡ノ後、字江見、字松ノ本、字柳ノ本、字松ノ下、字浜松、字鎮守、字山崎ノ前、字青木、字道角、字川久保、字西沢、字龍山、字新佐古、字四反地、字三拾五代、字二拾五代、字戎田、字一ノ坪、字堀田、字城山前、字北ワイタ、字原田、字御所ノ前、字宮ノ前、字田中、字殿田、字江ノ久保、字拾六代、字内田、字上高田、字大東、字佐々良川、字六反地、字森本、字丸田、字サザラ、字宮寺、字高田、字ハリノモト、字ヲザル、字西井戸、字東井戸、字窪国、字青井、字マガリ、字坂本、字住吉田、字末国、字深田、字別所山、字金子、字車瀬、字東汐田、字飛鳥神田、字鳥川神田及び字クグツの各区域に限る。） 大字徳王子（字高田の区域に限る。）

香美郡香我美町	大字岸本（字イノ丸、字二ノ丸、字タノ丸、字ヨノ丸、字ラノ丸、字リノ丸、字チノ丸、字ホノ丸、字ワノ丸、字ヌノ丸、字トノ丸、字ヘノ丸、字ヲノ丸、字カノ丸、字ムノ丸、字ウノ丸、字ノノ丸、字ヱノ丸、字ケノ丸、字ルノ丸、字マノ丸及び字スノ丸の各区域に限る。） 大字徳王子（字花宴、字若紫、字夕顔、字紅葉賀及び字末摘花の各区域に限る。）
香美郡野市町	大字下井（字ムノ丸及び字ウノ丸の各区域に限る。）
香美郡夜須町	大字坪井（字辰ノ口、字岸ヶ岡、字丸山、字泉田、字コヤト、字行出原、字クチナシキ、字山根土居、字中町、字山根、字道バタヤシキ、字イノシリ、字門田、字吉町田、字シヲ田、字福本、字スミノ角、字吉田、字クツ田、字蔵本、字久保ノ前、字坂目、字クヒ田、字岡ノハナ、字塚水、字下樋田、字成相前、字上樋田、字千本田、字下針原、字コモノ本、字熊崎、字畑田、字申田、字内田、字イタチ及び字石田の各区域に限る。） 大字西山（字ミドロ、字赤井、字馬場崎、字内田、字明見田、字大田、字樋詰、字桑原、字宮ノ原、字鞠、字流、字荒、字三反地、字俵ケ内、字西ノ内及び字高ツイの各区域に限る。） 大字十ノ木（字俵川原、字石蔵根、字端隈及び字上尾田の各区域に限る。） 大字出口（字下尾田、字篠裏、字木ノ下、字中ノ内、字岡崎、字嶋ノ前、字エボシ形、字カロヲト、字城ノ門、字船渡シ、字ス川、字梶ケ向ヒ、字宝田ノ下、字上中代、字堀町、字ツクダ及び字口槇ケ谷の各区域に限る。） 大字千切（字ナカダイ、字堀町、字カリタ、字槇ケ谷、字マガリ、字ハツタ、字ウサイ田、字坪、字横田、字伊尾木谷口、字内新田、字下横田、字櫻木、字新町、字外ト新町、字松崎北丸、字松崎西丸、字松崎南丸、字松崎中丸、字松崎東丸、字内砂、字北谷、字中洲、字ウドノ口及び字外浜の各区域に限る。） 大字手結（字西ノ岡、字新町、字登町、字下子イリ、字福島、字南谷、字海光庵、山字下塩谷、山字狩股、山字西池尻、山字中池尻、山字東池尻、山字丸田及び山字浜竹久の各区域に限る。）
香美郡吉川村	大字吉原（字神楽畠、字下七反、字西土居辻、字養蔵、字住吉畠、字四反地、字下大境、字泉神社丸、字住吉丸、字新濱、字戎堂ノ北、字住吉前、字津野畠、字長畠、字下町端、字釜場、字浜口、字番匠屋敷、字八反畠、字的田屋敷、字西畑、字孝善寺屋敷、字井ノ上、字修善寺屋敷前、字修善寺屋敷、字久保防、字北ノ口横屋敷、字土居屋敷廻、字射場屋敷、字東野口、字西野口、字南野口、字新養寺屋敷、字有井キ、字モツカレ、字古城ノ前、字黒崎、字柳田、字東近藤、字澤、字松ノ下、字下田、字東角田、字古市、字豆田、字フレイタ、字園、字堀ノ内、字久保田、字半成、字永田、字寺畑、字松原、字東松原、字井流場西、字東前川、字中前川、字松ケ端、字西前川、字本中、字濱地、字外前川、字台場丸、字大濱、字源内畑、字中洲、字西中洲、字濱出、字小松ケ内、字棒ケ端、字エピラタ、字ゴスイデン、字南狭間、字東狭間、字横田、字テロウシ口、字北狭間、字下久保、字ピンヅラ、字勿原、字

	<p>シノブ、字西福、字才田、字カタブキ、字ラドロキ、字川原田、字下松木、字キミノ木、字前田、字村田、字花ノ木、字神母ノ西、字島、字ヒラマツ、字鍛冶屋敷、字朴ノ木、字八反地、字岸ノ下、字東島堤添、字芝原、字今川原、字西大境、字蛇淵、字芳淵、字川淵、字飛濱田、字西濱、字川尻、字八夕前、字汐濱、字漁濱、字新畑、字東濱、字東浜松及び字エンカクの各区域に限る。) 大字古川(字龍山前、字龍山前東高見、字千法師、字横手、字龍山前西高見、字横高見、字池ノ元、字八幡前長田、字北新田、字八幡前加門、字八幡前石ケ元、字中ノ坪、字井流ケ本、字廣ノ本、字八幡東谷、字下土、字下土ノ西、字青木谷下、字ヒヂ、字政処、字神主屋式、字与市屋敷、字衝傳屋敷、字九六ノ前、字両菊、字三木、字六兵衛、字泉屋式、字源六、字芝屋敷、字バラ畑、字川崎、字太郎三郎、字前塩田、字南前塩田、字外前塩田、字外松ケ瀬、字南松ケ瀬、字松ケ瀬、字南中曾、字北中曾、字沖野、字大辻、字八屋式、字松ノ内、字西バラ畑、字川口、字五月繪屋式、字横屋敷、字南邸、字堂ノ本、字亦右衛門邸、字大將軍、字大邸、字長畑、字小屋敷、字庄兵衛屋敷、字北野及び字寺屋敷の各区域に限る。)</p>
吾川郡春野町	<p>大字西諸木(字岩淵、字枝川、字小島、字北崎、字国吉、字竹ト端、字土居及び字中川原の各区域に限る。) 大字東諸木(字上田、字安後、字池ノ上、字池ノ尻、字神母畑、字石崎、字石橋、字大島、字垣添、字柏木、字上東山分、字北頭、字酒屋口、字正楽、字霜月田、字新橋、字其口、字高田、字瀧ノ下、字戸原西ノ窪、字中久保、字中野、字仲野、字名村、字西川、字西広瀬、字西宮田、字子ギノ前、字子ギヤシキ、字八子分、字東広瀬、字平岩、字弘方西、字弘方東、字福間、字藤崎、字古江、字堀田、字南落山、字南浜、字宮ノ前及び字門戸の各区域に限る。) 大字秋山(字石見、字猪野子ヶ市、字後口ヶ市、字梅ノ木谷、字江口、字円明寺、字岡ノ瀬、字株田口、字下江田、字城屋敷、字西谷、字西ノ芝、字番匠屋、字松ノ本、字溝田、字宮ノ内及び字諸木瀬の各区域に限る。) 大字甲殿(字岩ノ本、字岩屋、字大島、字大屋敷、字置上ヶ、字奥屋敷、字上中江、字上ノ鼻、字腰前、字塩浜、字下モ中江、字下ノ鼻、字スハナ、字住吉山、字竹ノ鼻、字達道、字坪江、字中江口、字中島、字中ノ内、字菜切、字西浜、字西ホケ、字西港田、字ハス八、字馳織、字東浜、字東ホケ、字東港田、字引廻し、字樋ノ谷口、字堀越、字坊、字丸田、字水取及び字横枕の各区域に限る。) 大字仁ノ(字青木ヶ下、字穴田、字池ノ下、字神母谷、字市ノ橋、字井ノ久保、字井ノ本、字馬田、字大畔田、字大田、字大平田、字大間瀬、字沖、字尾崎、字小島、字尾中、字柏尾畑、字鍛冶屋畑、字上宮田、字苧谷田、字菊尾、字岸ノ上、字岸ノ下、字久保田、字小松、字小松崎、字五才田、字五反田、字三本松、字四之坪、字支配田、字島ノ本、字下宮田、字新階、字新塩田、字十代田、字水門割、字須崎、字高添、字出口、字トツコ石、字鳥羽殿、字友重、字土居、字堂所、</p>

	<p>字堂屋敷、字中江、字中州、字中土居、字中ノ割、字西坊田、字西山、字根頃畑、字八エノ森、字八エノ窪、字間、字原添、字東川内、字彦右工門須、字節ノ本、字紅子分、字細田、字坊田、字松続、字松ノ本、字松屋敷、字的場、字丸田、字水谷、字宮ノ前、字見渡、字森田、字門ノ前、字弥代八ナ、字弥代向イ、字山入レ、字弓場及び字横田の各区域に限る。) 大字西畑(字アマウスノ上、字壱反割、字石神ノ前割、字市ヤシキノ外、字入江ノ上、字ウキイワノ向ヒ、字ウシ口田、字大上、字大上ノ外、字大上ノ前、字大道ノ表、字小田ノ前、字堅割、字上川原割、字上ミフケ、字岸割、字北ヶ市、字北キシノ割、字北堅割、字サヨ次郎、字塩渡ノ裏、字下フケ、字城ノ前、字城の前、字城ノ前ノ外、字新割、字十代割、字十八間割、字菅ノ前割、字菅ノ前割北ノ丁、字須崎割、字スズレ、字スズレ下モ、字スズレノ外、字西庵、字外川原割、字外川原割北ノ丁、字ソリノ木、字ゾラゼン、字高川原、字高川原ノ表、字高川原割、字竹ヶ下、字タヂョヲ、字タナベ、字田之裏須賀、字田之裏須賀ノ外、字寺ヶ谷、字寺が谷の前、字鳥首の前、字土居屋敷、字中キシノ割、字中須、字中百坪割、字ナツメ寺中、字百坪割、字東百坪割、字平床割、字ふなと、字本割、字萬願寺、字溝割、字南堅割、字山の手の前、字行次第割、字行弘割、字横関ノ内、字横関ノ外、字横割及び字渡シ場ノ岡の各区域に限る。) 大字森山(字ヲリトノ西、字神母箱、字ウヅシリ、字大中須賀、字沖太郎、字上須賀、字西河岸、字下須賀、字田ノ浦口、字大師堂ノ西、字中須賀、字西中道、字東中道、字堀捨、字棒道、字山ノ下、字与三須賀及び字渡シリ上の各区域に限る。)</p>
高岡郡中土佐町	<p>大字久礼(字ヒソ、字サイレ屋式、字切石、字イゲノ木、字小谷口、字フチノ本、字堀田、字ナカマ、字土居屋式、字松ヶ谷、字水畑、字小鳥越、字小松堀、字井流ノ本、字石橋ノ本、字久禮地谷、字船付、字宮ノ後、字ツイチ添、字デセビガ谷、字大鳥越、字ミノコシ、字東ガマ、字ヨシノ本、字カヤケ谷、字東ノクボ、字北カヤガ谷、字岸ノ下タ、字吹出ノ端、字四郎兵衛谷、字大名谷、字神ノ奥、字ハイ原越、字鎌田清水ヶ本、字小鎌田、字下和田、字上和田、字猿毛神社下タ、字ツチブチ、字土淵口、字キャウザ、字カリヤガクボ、字イヤガ谷口、字桑木サコ、字チヨガ谷、字松ガ淵、字ムロヤシキ、字天神畠、字大門、字北大門、字茶ガ市、字コウワンバタ、字和田ノ川、字ゴホリアン、字トギヤシキ、字竹ノ内、字坪ノ内、字ヲゴウダ、字大柵下新改、字大柵、字薬王寺、字谷口、字下カゲンダ、字大柵上新改、字川崎谷口、字城ノ下、字西山口、字住吉山、字西ウラ、字青雲ノ奥、字ヤカシ口、字森ノ下、字七代、字新田、字岡ノ谷、字上カゲン田、字岩淵、字池ノ谷、字大井神ノ八ナ、字圓津井口、字升屋地、字スミノ谷、字上土居屋式、字上沢、字中谷、字清水田、字喜助屋式、字植木ノ本、字松ノ本、字姥屋式、字如秀院、字奥ノ谷、字ヲクノ谷、字中野、字マトバ、字カナヤ、字口落合、字新</p>

	<p> 刎、字下新改、字南新改、字中町、字定光寺、字中島、字東中島、字築屋舗、字下町、字上町、字八幡宮ノ前、字松原、字宮林ノ南、字イヤノ外、字宮ノ西、字サエンバ、字サエンバノ南、字中ノ通、字西町、字三反切、字下澤、字土居ノ前、字土居、字土居ノ前、字岡ノ前、字下池田、字奥ノ谷、字上池田、字古谷、字古寺、字中畑、字姥ヶ懐、字柚ノ浦、字立目、字上ノ戸、字カマゲタ、字二ツ石、字元谷濱添、字元谷、字少々草及び字小々草の各区域に限る。) 大字上ノ加江(字シンガイ、字シンガイ谷、字ホウドウ、字山添、字梅ノ木下、字植松、字地藏堂、字稻荷ヶ濱、字笹場稻荷北林、字笹場稻荷南林、字トコロ谷、字竈ノ久保、字宮ノ久保、字濱田、字淀、字神田、字岡ノ前、字清水、字コブチ、字柳本、字クボタ、字シヨイヤ谷、字土居ノ谷、字カチ屋敷、字シヨチ、字古屋、字サコヤシキ、字マキノハナ、字若瀬、字寺ヶ谷、字大サギタ、字小サギタ、字下サギタ、字落合、字池田、字バソコ谷、字中屋敷、字仲間ヶ谷、字内匠田、字エンツ、字押岡濱、字村上、字入川内、字古屋ヶ谷、字カマダ、字一之又、字高樋、字唐人畑、字汐満、字岡屋敷ノ丸、字タアトイヤシキ、字宮ノ久保、字竹ノ下、字カチヤ、字源吉刎、字ヲモイデ、字ハザ、字野添、字酒出屋敷、字上ノ平、字眞願寺、字本越、字一重ヶ崎、字石橋、字ハチノクボ、字中澤、字奥澤東谷、字奥澤西谷、字シブキタ、字マガタ、字横田、字イリズミノ丸、字馬木川淵、字和田ノ丸、字地藏堂、字松ノ本、字二ノへ、字谷口、字ゴハイマキ、字草萩原、字越ノ谷、字皿ヶ峯、字皿ヶ峯下、字湊代、字湊、字山崎中町、字九番小路、字三番小路、字十三番小路、字上川久保、字川久保、字島ノ内、字大坪、字沖代、字垣淵、字神ノ谷口、字城山、字楠ノ木ノ本、字砂田ノ本、字和田、字砂田ノ丸、字ハト枝、字石橋、字小湊、字濱添、字湊、字梅ノ窪、字ミトモリ、字池山、字ヲロセノ本、字梅ノ木谷、字サルハシリ、字上ノ加江濱林、字アジロ、字姥ヶ谷、字アジロ人家後林、字小城、字黒龍、字釜ノ窪、字溜池ノ脇林、字池、字中谷、字神谷及び字ヤタベの各区域に限る。) 大字矢井賀(字サガリ松、字二ツ石、字シヲトコ、字東田、字シヲ田、字釜ノ本、字川淵、字トヲナイ、字仲西、字窪屋敷、字谷ノ前、字谷、字竹ノハナ、字ヒラキ、字宮ノ前、字大谷、字沖ヤシキ、字宮ノ西、字モチ谷、字上中坪、字根無シ谷、字弘畑、字鴻田、字山路、字志和谷、字柿木谷、字口柿木谷、字奥柿ノ木谷、字濱カウ、字中嶋、字南山下、字ホキ本、字蔵屋敷、字馬越、字沖芝、字プロヤ、字恵美須崎、字釜ノ本、字荒神ノ東、字荒神ノ西、字松尾谷、字宮ノ西及び字下和田の各区域に限る。) </p>
高岡郡窪川町	<p> 大字興津(字元脇、字呉石、字上木戸、字森ノ前、字里屋敷、字岡ノ前、字松ノ前、字内船倉、字神母野、字東屋敷、字角屋敷、字古川、字馬場屋式、字中新開、字芳ヶ谷、字松崎、字新川、字水主屋敷、字大財野、字石橋ノ前、字小室、字立花谷、字田代、字山崎、字大島戸及び字小島戸の各区域に限る。) </p>

	<p>大字志和（字柚ノ木谷口、字川原畑、字古城ノ下、字湖水谷、字天神ノ下タ、字小宮床ノ北、字和田、字船頭、字南磯辺、字シホ田、字クモテン、字才能、字イナバ、字吹口、字吹ヶ谷奥、字柳尾、字神主田、字下島ヶ内、字上島ヶ内、字和田前、字大蛇フチ、字笠ヶ谷口、字中町屋敷、字西ノ窪、字岡崎ノ下、字西ノ前、字旧薬師寺門前、字浜屋敷及び字堂ヶ原の各区域に限る。） 大字小鶴津（字横川、字スナタ、字イノ谷及び字浜添の各区域に限る。） 大字大鶴津（字セキノモト、字松原屋敷及び字浜添の各区域に限る。）</p>
幡多郡佐賀町	<p>大字鈴（字上灘山、字ヲモ谷ハマ崎、字東谷山、字海蔵寺下、字浜ヤシキ、字ゴミノクボ、字小鈴浜崎、字熊野浦続キ山、字スガルハマサキ及び字スガル新五ヤシキの各区域に限る。） 大字熊野浦（字上灘山、字ナバエ、字大田、字東浜崎、字カタシ谷山、字西谷口、字西谷セイ元及び字久保浦山の各区域に限る。） 大字佐賀（字上灘山、字小浜、字戎ヶ森、字長畝、字五反地、字城山、字海雲寺、字明神、字シラ付、字会所、字大カゴ、字門前、字大和田山、字大和田、字サイノヲ、字新田口、字浜町、字大町、字本村片町、字ホソ田、字野添、字シバ、字ドラガハナ、字小町尾、字堂免、字柳原、字林ノ下タ、字オカチタケ山、字拾六代、字フケノ沢、字中切、字シロザイ、字川原田、字中角屋敷、字中角、字記念地、字穴ノ内、字宮ノナ口、字坂折、字橋サコ、字橋サコ丸田、字ドオノヒラ、字小馬地、字大馬地、字ヘイ坂山、字イカダセ、字下イカダセ、字中川原、字新ガイ、字横浜、字ウドヤ、字大谷口、字追切山、字海中巖石及び字鹿島の各区域に限る。） 大字白浜（字中浦、字屋敷田、字西浜屋敷、字神ノ前、字宮ノ鼻、字小鯛浦、字大中浦、字小中浦及び字トヲカ市の各区域に限る。）</p>
幡多郡大方町	<p>大字灘（字古満目崎、字新二郎谷、字新貝、字辰巳尻、字地藏堂免、字劔山、字トイノ元、字流田、字南屋式、字本八エ及び字山際の各区域に限る。） 大字伊田（字オリイデン、字カマ池、字片ツラタ、字川原田、字上川原、字サコノ下タ、字下シタン田、字ソヲキウ、字辻堂、字中野、字長田、字西沢、字西ノツボ、字野中、字濱屋式、字橋ノ本、字原圃、字原町、字フロノモト、字ホコデン、字前磯、字南濱平、字南橋ノ本及び字六反田の各区域に限る。） 大字有井川（字イケス、字イケス畝、字池田、字イ子カ市、字ウ口、字宇呂沖、字エブク口、字大クボ、字小入道、字塩屋カ原、字下ノ田、字新田、字竹ノクボ、字トンノクホ、字長尾ノ前、字ハシノ下タ、字東濱林、字深田、字ホキノ前、字松ヶ本、字森ノ下タ、字来面、字西ハマ及び字沖ノ川原の各区域に限る。） 大字上川口（字イヌホヲシ、字ウドウ田、字岡ノ地、字大谷口西ノ山、字大梨子谷口、字上天地ヤシキ、字上ミチ々ウタ、字上神ノ前、字カジヤシキ、字上大向、字クボノ前、字久保屋敷、字国沢、字下天地ヤシキ、字下チチウタ、字嶋田、字下神ノ前、字下大向、字ダバダノ口チ、字橋ノ本、字トヲケノモト、字鳥羽、字鳥羽道添、字中ノ谷浜口、字西原屋敷、</p>

字兵庫、字東原屋敷、字深木田、字船倉、字前田、字待王坂山、字待王坂、
 字松カ谷口、字ミノコシ、字道下山、字和田及び字ヲノハナの各区域に限
 る。) 大字浮鞭(字イモシリ、字巖島ノ後、字石神前、字浮津西分、字浮津
 東分、字尾崎、字大横浜、字カロヲト坂、字北中島、字北馬場、字北馬詰、
 字北曾我、字北八反芝、字北尾崎、字小犬ケ原、字越前、字越前浜、字越前
 山、字崎浜、字七九谷、字代僧、字棚田、字ツエ土、字土居ノ前、字中馬詰、
 字中々島橋詰、字中川原、字西中島橋詰、字西唐人山、字西クグウ、字西ヤ
 モウヂ、字西奥尾、字ニガタ、字八反芝、字東中島橋詰、字東唐人山、字東
 クグウ、字東ヤモウヂ、字東八反芝、字福田、字船場浜、字防子畠、字丸田、
 字南馬詰、字南馬場、字南田城、字南曾我、字水タレ山、字水タレ浜、字名
 チン、字休場、字横浜、字ヲヲビデン谷、字堂佛、字野々下タ、字社及び字
 新田の各区域に限る。) 大字口湊川(字上伴内、字上大田、字下大田及び字
 伴内の各区域に限る。) 大字加持(字岩崎ノダバ、字池田、字イデノ表、字
 浦松、字小川丸田、字サノハナ、字サノ下タ、字下黒間、字田村鼻、字寺
 田、字中ノ前、字小川、字平和、字三島及び字三栄の各区域に限る。) 大字
 入野(字浅ケ谷、字一本松、字石本、字井ノ谷、字岩合、字池床東、字厩尻、
 字馬爪、字大久保、字折橋、字岡ハナ、字大和田、字沖ノ前、字大谷、字神
 崎、字神ノ前、字上万行、字神上、字川窪、字仮家ノ下、字上風深、字カナ
 ヤシキ、字上北田、字北清水ケ本、字北町、字切田、字北神上、字木根田、
 字北早崎、字北ヒジリ、字小島灘、字小松崎、字五本松、字サツペイ、字咲
 田、字清水ケ本、字霜月田、字芝、字下坊、字七貫、字汐カラタ、字下風深、
 字多歩、字宅庵、字タバタ、字タコンブン、字立石、字月見浜、字十割、字
 トヲロデン、字長沢、字中井、字長川、字西ノ宮、字二本松、字西浜田、字
 西町竹ノ下、字西沖ノ前、字西松崎、字西ノ芝、字西後田、字西ヒジリ、字
 子ギ沢、字浜松林、字西浜林、字浜田、字八幡屋敷、字原木、字潘下、字浜
 ノ宮、字早咲、字ハスノ町、字東浜松、字東浜田、字東後田、字東早崎、字
 東ヒジリ、字古塚崎、字松中、字松ケハナ、字万行、字町口、字前沢、字松
 本、字松崎、字前ノ川、字水溜、字南町、字南ヒジリ、字ミアゲ、字向エゾ
 リ、字柳、字柳原、字井流ノ口、字横浜、字龍王、字六地藏、字ライマモリ、
 字新明、字横ノ浜、字弓場及び字山手の各区域に限る。) 大字上田の口(字
 上エゴ、字荒神ノ下タ、字下エゴ、字新屋田、字下新田、字ミ子ノ下、字ワ
 カサワ及び字エゴの各区域に限る。) 大字下田の口(字アカハゲ、字アカサ
 カ、字アナダ、字石崎、字池ノ谷、字馬ノ野、字カキウチ、字カキウチ谷、
 字カシワ、字カキゾエ、字上シホタ、字北大戸、字五百田、字五反田、字コ
 イカド、字サキタ、字サコ、字下汐田、字シハツキ、字シホ田谷、字スリギ、
 字ツホ子タ、字天神谷、字トコロバタ、字トリコエ、字苗代、字中汐田、字
 ナカ丁、字西大戸、字野川、字東ダイモン、字ヒノ下タ、字フクラカジヲタ、
 字南大戸、字カキセ、字岩合代、字オキヤシキ及び字西持代の各区域に限

	<p>る。) 大字田野浦(字アンケ谷、字飯積田、字稲ヶ市、字家ノ前、字打越、字上江切、字馬路、字大ミサトイ、字釜ノ口、字カリ戸口、字カキゼ、字北本ノ駄場、字小屋床、字三拾田上切、字沢ノ久保、字島ノ本、字ダキカ本、字ヂイカモト、字堤ノ内、字土山、字土居、字中ノ屋式、字西ヶ鼻、字西ノ上、字浜田、字萩ノ森東ヒラ、字八本松、字森ノ脇、字山見崎、字横瀬屋式、字ワラビ岡田、字赤ハゲ、字西間、字塩入、字スルバチ、字ヤリガサヤ、字中ノ谷及び字本田の各区域に限る。) 大字出口(字大田、字沖ノ田、字風吹ヶ、字門屋式、字観蔵寺、字コヒラミ、字ゴマジリ濱ノ上へ、字城山、字スリ木口、字ダババタ、字高町堀り、字鉄砲田、字濱ノ岸、字濱畑、字畠田、字橋ノ上、字浜松林、字畑山、字菱池、字風呂ヶ谷、字松ノ下夕川、字山沖ノ谷、字ヤマメタ、字新頭地及び字新東谷の各区域に限る。)</p>
<p>幡多郡大月町</p>	<p>大字芳ノ沢(字タツチ、字十二セマチ及び字蛤潟の各区域に限る。) 大字龍ヶ迫(字籠ヤブ、字マキガウラ、字タツガサコ及び字白崎の各区域に限る。) 大字泊浦(字古泊、字ホラデン、字ム子ントウ、字シロノ峰、字濱田、字南ヤシキ、字キビナゴ網代及び字弦場の各区域に限る。) 大字橘浦(字ツルバ山、字ロクロヲ、字椎ノ浦、字天神森、字山ノ下、字田中、字ライゴ、字ムラキミヤシキ、字下轟山、字アジロ谷、字浜屋式、字中峯、字今城及び字高望山の各区域に限る。) 大字安満地(字里峰山、字荒浜、字船寄、字大浦山、字宮添、字神地、字村都及び字釜ノ谷の各区域に限る。) 大字一切(字チリ林、字鹿ヶ谷、字仁堂山及び字松ヶ鼻の各区域に限る。) 大字柏島(字渡場、字大堂山、字波戸場ノ脇、字波戸場山、字庚申堂、字網代山、字村君屋敷、字町前、字東崎、字寺口、字鎗ノ段及び字寺ノ上の各区域に限る。) 大字古満目(字赤泊山、字赤トマリ、字住吉、字クラノ谷、字アシロ山、字林泉庵寺中、字古満目向及び字春日山の各区域に限る。) 大字平山(字濱田、字駒ノ前及び字住吉谷の各区域に限る。) 大字頭集(字浦尻、字一ノ坂及び字赤高の各区域に限る。) 大字周防形(字浜ヤシキ、字前田、字西本モ田、字ヲモダ、字古川、字渡り上ミ、字サコノ谷、字岩井崎及び字岩井崎山の各区域に限る。) 大字櫛ノ浦(字網代山、字ハマヤシキ、字中間ヤシキ、字立石山、字天神山、字愛宕山及び字今在家の各区域に限る。) 大字西泊(字宮ノ谷、字宝願寺谷、字スルギ谷及び字スルギ山の各区域に限る。) 大字赤泊(字大シマド及び字白王山の各区域に限る。) 大字大浦(字巾着山、字西ヤシキ、字東屋敷、字住吉ヒラ、字櫛ヶ崎、字東山、字倉ヶ谷、字アタゴバタ、字比良畑、字芳岡、字ヨシ山、字アタゴ下、字マツチダ、字ウラジロ、字道ノ下夕、字梶原、字下ナカチ、字上ナカチ、字川越、字中キレ及び字カクチインの各区域に限る。) 大字才角(字牛路、字馬路、字天満宮、字浜林、字ハセチ、字カタエブチ、字エブチ、字発ザキ、字松崎、字新田、字岩崎、字公文田、字石崎、字フクデン、字小島崎、字ニシザワ、字香島、字小島、字コチ</p>

	サワ、字アチサワ、字ワダ、字中ノ坪及び字竹ノ内の各区域に限る。) 大字小才角(字西浜田、字東浜田、字フセヂ平、字西ホドヲカ、字東ホドヲカ、字ネノクビ、字古川、字竹添及び字井ノ谷の各区域に限る。)
--	---

大分県

大分市	大字神崎(字鳴川、字ウト、字前田、字通羅火、字大間、字被田及び字神地の各区域に限る。) 生石港町二丁目、生石五丁目、王子港町、大字駄ノ原(字豊久北浦の区域に限る。) 大字勢家(字春日浦、字芦崎及び字京泊の各区域に限る。) 新川町二丁目、弁天二丁目、豊海一丁目、豊海二丁目、豊海三丁目、豊海四丁目、豊海五丁目、西新地一丁目、大字西ノ州、大字中ノ州、大字一ノ州、大字青崎、大字大在、大字日吉原、向原沖二丁目、向原沖三丁目、原川三丁目、三川新町一丁目、三川上一丁目、乙津港町二丁目、大字三佐(字浜新地、字仲州、字八幡島、字遠見及び字新港の各区域に限る。) 大字海原(字地浜、字池田、字川久保、字鶴及び字久世ヶ瀬の各区域に限る。) 三佐一丁目、三佐二丁目、三佐六丁目、大字鶴崎(字西浜の区域に限る。) 大字家島(字上西川及び字横郷の各区域に限る。) 大字志村(字村山の区域に限る。) 大字坂ノ市(字浜中の区域に限る。) 久原北、大字久原(字江川の区域に限る。) 大字細(字濱田、字濱屋敷及び字数ノ平の各区域に限る。)
別府市	大字内竈(字北新田の区域に限る。) 亀川浜田町、亀川東町、上人ヶ浜町、大字北石垣(字鴈屋澤津の区域に限る。) 船小路町、新港町、若草町、北浜一丁目、元町、浜脇一丁目
中津市	字小祝、小祝新町、大字角木(字三百間、字鱗形及び字沖土手下の各区域に限る。) 大字東浜(字イバイバ、字茶屋、字屋敷田及び字浦山の各区域に限る。) 大字大新田(字三番通り、字六番通り、字七番通り、字八番通り、字九番通り、字拾番通り及び字大土手の各区域に限る。) 大字田尻崎、大字鍋島(字京泊り、字西川原、字向及び字ソヲタイの各区域に限る。)
佐伯市	大字二栄(晞干区及び古江区の各区域に限る。) 大字護江(風無区、宮の内区及び指夫区の各区域に限る。) 大字狩生(車区、狩生区、中川原区及び小福良区の各区域に限る。) 大字霞ヶ浦(代後区及び笹良目区の各区域に限る。) 大字戸穴(大宮区の区域に限る。) 大字海崎(置場区、海崎上区、海崎下区、片山区、百枝区及び駅前区の各区域に限る。) 大字鶴望(坂の浦区の区域に限る。) 葛港、春日町、日の出町、駅前一丁目、駅前一丁目、蟹田区、鶴谷町一丁目、鶴谷町二丁目、鶴谷町三丁目、中江町、野岡町一丁目、東町、東浜、西浜、南浜、女島区、新女島区、長島町一丁目、長島町二丁目、長島町三丁目、長島町四丁目、来島町、大字池田(下久部区及び蛇崎区の各区域に限る。) 大字大江灘(上灘区及び東灘区の各区域に限る。) 大字守後浦(守後区の区域に限る。) 大字石間浦(石間区の区域に限る。) 大字荒網

	代浦（荒網代西区及び荒網代東区の各区域に限る。） 大字片神浦（塩内区、竹ヶ谷区及び片神区の各区域に限る。） 大字久保浦（久保浦区の区域に限る。） 大字高松浦（高松区の区域に限る。） 大字日向泊浦（日向泊区の区域に限る。）
臼杵市	尾本、桑原、藤田、店、大間、黒岩、浦、中津浦、大浜、津留、若葉、昭和、花園、大橋、新地、下市浜、中須賀、洲崎、駅前、板知屋、大泊、風成、坪江、深江、柿ノ浦、久保浦、荳場、破磯、清水、泊ヶ内
津久見市	大字長目（字無垢島、字天子ヶ浦、字小楠屋、字楠屋奥、字村奥、字屋敷、字船着、字天神上、字伊崎、字久保浦、字釜戸ダイゴ、字小浦、字長目、字リ東、字平原、字広浦、字広浦川西、字浦代及び字鯖網代の各区域に限る。） 大字堅浦（字立花、字横浦、字久保浦、字内名、字羽迫、字太田津留、字門田及び字西丸の各区域に限る。） 徳浦宮町、合ノ元町、大字徳浦（字船付、字ツムロギ西平、字中津浦、字中津浦東及び字シヨシケ浦の各区域に限る。） 入船東町、セメント町、港町、中央町、高洲町、大字津久見浦（字福及び字鯛網代の各区域に限る。） 大字千怒（字広浦、字堂崎、字芝ノ花、字天地花、字ヲリト、字清水、字新地、字旭、字カバガ浦及び字千怒崎の各区域に限る。） 大字日見（字田ノ浦、字小浦、字本地下及び字坪井戸の各区域に限る。） 大字網代（字向ノ平、字恩地、字津井越、字向ノ平、字刈野、字鳩越、字ハナワキ、字小場及び字奥の各区域に限る。） 大字四浦（字八重石、字荒代、字鳩浦、字赤崎、字刀白ヶ浦、字久保泊、字深良津、字貝ノ浦、字仁宅、字落ノ浦、字鹿ノ浦、字田ノ浦、字天神ヶ浦、字摺木、字由ヶ浦、字三ノ泊、字内ヶ浦、字狩床、字後浜、字満越、字高井、字大元、字後ノ谷、字東、字桜ヶ谷、字間元、字高浜及び字小谷の各区域に限る。） 大字保戸島（字串ヶ脇、字長目及び字長碕の各区域に限る。）
豊後高田市	大字呉崎（字呉崎新開、字塩部、字直入及び字南桂の各区域に限る。）
杵築市	大字奈多（字志口、字駄廻、字御馬出、字徳永、字寺田、字室屋、字岡山、字古町、字六本木、字尾福面及び字亀山の各区域に限る。） 大字狩宿（字鉦田、字行安、字三塚、字白石、字御塔、字札場、字御野及び字下松の各区域に限る。） 大字守江（字黒石、字池ノ口、字町中、字浜、字神場、字浜平、字田内、字盛松、字平畑、字東王子、字王子、字江ノ平、字塩屋原、字徳永、字浜町、字大西及び字大内崎の各区域に限る。） 大字大内（字下ノ原、字天神元、字塩浜及び字立岩の各区域に限る。） 大字杵築（字北浜、字城鼻及び字六軒町の各区域に限る。） 大字猪尾（字中島の区域に限る。） 大字片野（字鳩崎、字浦屋敷、字三月田及び字御堂ノ前の各区域に限る。） 大字熊野（字平原、字尾本、字竹ノ曲り、字駒ヶ迫、字浪崎、字戸渡、字ハジ山、字小無田、字小無田原、字梶ヶ浜、字下ノ山、字小迫、字見栄寺、字前田、字古戸、字明神、字西ヶ迫、字鳥居原、字原台及び字久保田の各区域に限る。）

宇佐市	大字岩保新田（字大西、字西及び字南蛮前の各区域に限る。） 大字長洲（字小松原、字西浜及び字三本松の各区域に限る。） 大字神子山新田（字大洲、字亀田、字真鶴、字川添、字秋本、字広富、字福居、字千石、字相生、字松本、字梅田、字竹中及び字樋之口の各区域に限る。） 大字江須賀（字福富の区域に限る。） 大字住江（字弁財、字浜田、字新田及び字広末の各区域に限る。） 大字郡中新田（字原口組、字末広、字見松田、字松林、字浜田尻、字御許山及び字正覚寺組の各区域に限る。） 大字高砂新田（字小州堤、字小州、字外浜田、字福田、字一文字下、字蓬莱、字富田、字集り、字樋ノ口、字境松、字芝山、字会所及び字御用場の各区域に限る。） 大字下乙女（字広末の区域に限る。） 大字順風新田（字福有、字大穀、字広田及び字黒川添の各区域に限る。） 大字下庄（字東磯、字浜山、字吹出、字布津部、字根笹、字下川原、字浜田及び字蟹喰の各区域に限る。） 大字宮熊（字東浜及び字下浜の各区域に限る。）
西国東郡真玉町	大字西真玉（字潮見の区域に限る。） 字透留新田、字浜小松原、字浜藏ノ上、字浜西、白野（字板敷、字藤後、字不知、字鶴泊、字浜、字東浜田、字西浜田、字存出、字猫部、字高鼻及び字下大江平の各区域に限る。）
西国東郡香々地町	大字堅来（字西浜田、字浜田、字東浜田、字日平及び字石場の各区域に限る。） 大字羽根（字西磯、字中塚及び字松津の各区域に限る。） 大字香々地（字松津、字尾崎、字脇、字松原及び字中塚の各区域に限る。） 大字見目（字宮岬、字浜磯、字浜田、字江ノ上及び字高島の各区域に限る。）
東国東郡国見町	大字竹田津（字大高島及び字江尻の各区域に限る。） 大字中字浜手、大字伊美（字友安、字町及び字入江島の各区域に限る。） 大字櫛来（字亥新田、字小崎及び字古江の各区域に限る。） 大字岐部（字イソ及び字長瀬の各区域に限る。） 大字小熊毛（字楠戸及び字面木の各区域に限る。） 大字大熊毛（字浜ノ上及び字御手洗の各区域に限る。） 大字向田（字北浜及び字内名切の各区域に限る。）
東国東郡姫島村	字追崎、字達磨、字堂ノ下、字風越、字北、字南、字松原、字用作、字迫、字下小屋、字道佛、字明石前、字西大海、字東大海、字板屋、字呉岩、字タルミ、字金、字両瀬、字稻積
東国東郡国東町	大字浜（字新々田及び字鼓の各区域に限る。） 大字深江（字浜松及び字江尻の各区域に限る。） 大字田深（字下川の区域に限る。） 大字鶴川（字浮殿の区域に限る。）
東国東郡武蔵町	大字糸原（字行者原及び字勝手迫の各区域に限る。） 大字古市（字川口、字下川原及び字藤本浜の各区域に限る。） 大字池ノ内（字浜の区域に限る。）
東国東郡安岐町	大字下原（字マグミ、字金ユリ川、字カツラヲ、字裏門、字本丸、字ホキ、字脇田、字ミナト及び字川原の各区域に限る。） 大字塩屋（字脇田、字ハマ及び字水呉の各区域に限る。）

速見郡日出町	大字川崎（字小浜の区域に限る。）
北海道郡佐賀関町	大字馬場（字下馬場、字天神原、字東通及び字天ヶ原の各区域に限る。） 大字神崎（字来ル島及び字古川の各区域に限る。） 大字関（字東町、字西町及び字山田の各区域に限る。） 大字白木（字秋の江の区域に限る。）
南海部郡上浦町	大字浅海井浦（字地下及び字地下屋敷の各区域に限る。） 大字津井浦（字東小路及び字中小路の各区域に限る。）
南海部郡鶴見町	大字吹浦（字昭和 new 地の区域に限る。） 大字地松浦（字外河原、字内河原、字井ノ谷、字西ノ平及び字中ノ坪の各区域に限る。） 大字沖松浦（字江口、字赤崎、字小椎ヶ谷、字観音山及び字北ノ浦の各区域に限る。） 大字有明浦（字地下ワキ、字地下、字権現ワキ及び字戸ノ上の各区域に限る。）
南海部郡米水津村	大字浦代浦（字久保浦、字ワラクラ、字沖吉山ノ下、字東ノ端、字影の浦、字田鶴音及び字間越の各区域に限る。） 大字色利浦（字宮ノ下、字東風網代、字苅野、字中江、字横浜、字廣岡、字西谷、字尾鼻、字菴ノ前、字中村、字中ノ鼻、字関網及び字聖松の各区域に限る。） 大字宮野浦（字西ノ浦、字宮ノ脇、字地下、字東濱、字波戸、字聖松、字隅田、字東、字平、字平ノ上、字ウバメ山下及び字内越浦の各区域に限る。） 大字竹野浦（字西尾浦、字地下、字向イ及び字東向イの各区域に限る。） 大字小浦（字柏ノ浦、字本小浦、字蛭子鼻及び楠ノ浦の各区域に限る。）
南海部郡蒲江町	大字森崎浦（字大江川、字曲り、字田ノ上、字大榎、字大松、字大堺、字園地後、字木場ノ上、字山野ノ下、字古木場、字国木、字ヤシキ、字前ノハマ、字向ノ方、字横野、字古森崎、字カリトク浦及び字越田尾の各区域に限る。） 大字丸市尾浦（字田尾ノ下、字番所、字天神前、字芋迫、字芹川、字地下、字通り山、字田久保、字中須賀、字榎津留、字江川、字中島、字スゲ谷、字五郎坂、字浦ノ迫及び字日野浦の各区域に限る。） 大字葛原浦（字蒲ノ元、字清水谷、字白ヶサコ、字カシゴウ、字中ツル、字森下及び字地下の各区域に限る。） 大字波当津浦（字小松ヶ谷、字椿原、字木場、字貝ノ浦、字塩入砂田、字小塩田、字波張、字久分、字下村、字塩田及び字三ノ泊りの各区域に限る。） 大字蒲江浦（字丈ノ後、字鮪ノ目、字濱スカ、字井手ノ尻、字長津留、字中村、字熊野、字地下、字西ノサキ、字ハマスカ、字深島、字向浜、字清水、字竹野浦、字前津留、字地下、字宮ノ脇、字宇戸ヶ迫、字尾崎、字鷺谷、字小水ヶ浦、字田ノ浦、字長畑ヶ、字砂畑及び字テンジヶ浦の各区域に限る。） 大字猪串浦（字長崎山、字火問屋、字古浦、字橘花迫、字内ノ浦、字南猪串、字中村、字前田、字尾バナ、字クウラシ及び字丸山の各区域に限る。） 大字竹野浦河内（字長八エ、字寺浦、字ヒメミギ、字内浦、字ハセジ、字宮路ヶ谷、字西中浜、字東中浜、字山下、字久保浦、字元猿、字元猿舟付、字丸八エ及び字一本松の各区域に限る。） 大字西野浦（字名護屋、字ビル浦、字和田ノハナ、字越ノ浦、字ハナノサキ、字西村、字中村、字東村、字小網

	代、字小網代ノ上、字中河原、字神崎、字日ノ浦、字古小浦、字古久保、字古川才、字老ノ久保及び字スノモトの各区域に限る。) 大字畑野浦(字宮路ヶ浦、字畑ノ浦浜、字平バイ、字山ノ鼻、字小浦浜下ノハゲ、字小浦浜、字浜村、字田中村、字新地、字ムカイ、字釜ヶ浦、字長畑、字ゴサイ網代、字下ゴサイ網代、字泊りヶ浦、字松ヶ鼻、字カマス網代、字マ竹原、字ハウバエ及び字真浦の各区域に限る。) 大字楠本浦(字大向、字小向、字大江津留、字地下、字下ノ谷、字平バイ、字船付及び字河内の各区域に限る。)
--	--

宮崎県

宮崎市	大字塩路(字浜山の区域に限る。) 山崎町浜山、阿波岐原町前浜、新別府町前浜、新別府町久保田、新別府町薦藁、新別府町船戸、新別府町池開、新別府町川新田、新別府町上和田、港1丁目、港2丁目、港3丁目、港東1丁目、港東2丁目、港東3丁目、大字田吉(字東前島、字番所下及び字浜畑の各区域に限る。) 大字赤江(字飛江田の区域に限る。) 大字郡司分(字外蠣原の区域に限る。) 大字熊野(字藤兵衛中洲、字島山、字正蓮寺、字新正蓮寺及び字外新正蓮寺の各区域に限る。) 大字加江田(字曾山寺、字小園、字峯崎及び字松添の各区域に限る。) 青島1丁目、青島2丁目、青島3丁目、青島4丁目、青島5丁目、青島6丁目、大字折生迫(字海添、字松添、字名切、字上白浜、字下白浜、字黒石、字坂元、字五丁坂及び字戸崎の各区域に限る。) 大字内海(字前坂、字町、字前田、字鉢屋平、字渡瀬、字島及び字須崎の各区域に限る。) 並びに鶴島1丁目、鶴島2丁目及び鶴島3丁目の各区域(高松橋から橋間の大淀川左岸河川敷の護岸の範囲内の区域に限る。) 大塚町鶴島(平和台大橋から宮崎大橋間の大淀川右岸河川敷の護岸の範囲内の区域に限る。) 大字田吉中ノ又(小戸之橋から一ツ葉大橋間の大淀川右岸河川敷の護岸の範囲内の区域に限る。)
延岡市	安井町、浦城町、須美江町、熊野江町、島浦町、東海町、神戸町、水尻町、二ツ島町、大武町、牧町、無鹿町2丁目、川原崎町、昭和町2丁目、昭和町3丁目、紺屋町、祇園町、北小路、船倉町、須崎町、方財町、浜町、緑ヶ丘1丁目、緑ヶ丘2丁目、緑ヶ丘3丁目、緑ヶ丘4丁目、緑ヶ丘5丁目、別府町、長浜町4丁目、平原町5丁目、東浜砂町、塩浜町1丁目、塩浜町2丁目、塩浜町3丁目、塩浜町4丁目、沖田町、新浜町1丁目、新浜町2丁目、旭ヶ丘3丁目、石田町、伊形町、上伊形町、下伊形町、松原町1丁目、松原町2丁目、松原町3丁目、松原町4丁目、土々呂町1丁目、土々呂町2丁目、土々呂町3丁目、土々呂町4丁目、土々呂町5丁目、土々呂町6丁目、櫛津町、妙見町、鯛名町、赤水町
日南市	大堂津2丁目、大堂津3丁目、大堂津4丁目、大堂津5丁目、大字下方(字塩田の区域に限る。) 大字隈谷甲(字山王坂、字遠目ヶ穴及び字山王の各区域に限る。)

	域に限る。) 油津(字石河及び字林光寺の各区域に限る。) 西町1丁目、西町2丁目、油津2丁目、油津3丁目、油津4丁目、大字平野(字大節の区域に限る。) 梅ヶ浜1丁目、梅ヶ浜2丁目、大字油津平野(字梅ヶ浜の区域に限る。) 大字平山(字丸山外及び字松花の各区域に限る。) 大字風田(字元弓場及び字浜山新木場の各区域に限る。) 大字宮浦(字立石、字村田、字大浦、字垣内、字村下、字中頭、字東平及び字宮浦の各区域に限る。) 大字富士(字小目井、字空浦、字金ヶ脇、字溝下、字桑鶴及び字野中田の各区域に限る。) 大字伊比井(字港平、字江郷ノ元、字塩入、字塩屋ノ元、字坂口、字向鷺巣、字永迫及び字鷺巣の各区域に限る。)
日向市	船場町、梶木町1丁目、竹島町、新生町1丁目、新生町2丁目、南町、山下町1丁目、大字日知屋(字大迫、字天神ノ前、字イヌク、字椎木ヶ花、字大浜、字亀新開、字堀川、字新開、字貞平開、字畑浦、字西ノ原、字越ノ元、字前畑、字塩田、古田町、字古田、字平野、字深溝、字伊勢道、字櫛ノ山、字前田、字山下及び字松ノ下の各区域に限る。) 大字細島(字地蔵町、字八坂町、字八幡町、字伊勢町、字宮ノ上及び字浜ノ上の各区域に限る。) 大字財光寺(字山下、字渡場、字一ノ田、字杵場、字杵場ノ下、字長江、字下ヶ浜、字榊立、字外池、字尻無川及び字小松崎の各区域に限る。) 大字平岩(字赤岩、字スルギ、字土々呂毛、字小松崎、字池開、字宮ノ上浜、字上船人、字クボ田、字松添、字石ノ田、字砂田、字カジヤカ平及び字境川の各区域に限る。) 大字幸脇(字ドテノ内、字千鳥、字港柱通及び字幸木の各区域に限る。) 美々津町(字上町、字下町、字中町、字崎田町、字北石並、字川尻、字浜山、字清水ヶ谷、字松ノ本、字日志原及び字新川の各区域に限る。)
宮崎郡佐土原町	大字下田島(字鷺島、字六ヶ所、字上六ヶ所、字下六ヶ所、字徳ヶ淵、字庄屋田、字栄後口、字下伝宗、字福島中須、字福島川原、字浜田、字後川、字ニッ建中須、字寺下、字大川俣、字稻荷島、字ニッ建、字ニッ建池上、字渡り瀬、字山伏須、字浜上及び字河添の各区域に限る。) 大字下那珂(字明神山及び字川添の各区域に限る。)
南那珂郡南郷町	大字中村(字前田、字磯崎、字平之丞、字狼ヶ鼻、字目井、字上目井、字松崎、字下栄松、字栄松、字観音崎、字空也ヶ迫、字尾崎、字新開、字疣石、字門脇、字鳥越下及び字達磨之前的各区域に限る。) 大字脇本(字塩浜、字小屋之前、字塩入、字鑑之元及び字井手之元の各区域に限る。) 南町、大字潟上(字地浦の区域に限る。)
児湯郡新富町	大字上富田(字井ノ前、字大淵、字大淵下、字大淵川原及び字東猿ヶ瀬の各区域に限る。) 大字下富田(字井ノ前、字今島、字王子、字万田給、字東山、字小島江、字横江下、字ニッ立浦及び字福島川原の各区域に限る。) 大字日置(字池田及び字浜の各区域に限る。)
東臼杵郡門川町	大字庵川(字塩屋敷、字右松、字桜井及び字西迫の各区域に限る。) 庵川西

	1丁目、庵川5丁目、庵川6丁目、須賀崎1丁目、加草1丁目、加草2丁目、加草3丁目、加草4丁目、加草5丁目、大字加草（字沖松原、字鴨原、字松尾、字迫ノ前、字鳴子大道下及び字大道上の各区域に限る。）、東栄町1丁目、東栄町2丁目、東栄町3丁目、東栄町4丁目、宮ヶ原1丁目、宮ヶ原2丁目、宮ヶ原3丁目、宮ヶ原4丁目、宮ヶ原5丁目、大字門川尾末（字尻無川、字上納屋、字下納屋、字尾末東、字中屋敷、字北原山、字中原及び字南原山の各区域に限る。）、中須1丁目、中須4丁目、中須5丁目
東白杵郡北浦町	大字古江（字宇和路、字宮ノ脇、字宮ノ前、字淵ノ元、字太田、字古江浜、字浜松原、字曾根、字鍛冶屋敷、字吉町畠、字本村、字西ノ脇、字荻原、字中港、字下洗出、字車地、字野地久保畠、字鶴山、字尻浦、字ハイ、字阿蘇東谷、字阿蘇西谷、字下阿蘇、字嵐高吹崎及び字波瀬川原の各区域に限る。）、大字市振（字鍋田、字本村、字丸山、字清水、字蝉、字太田、字古浦、上直海及び同下直海の各区域に限る。）、大字宮野浦（字殿川原、字小谷、字穂本、字浜場、字沖田、字下ノ迫、字早鷹、字大間、字高島、字赤浦、字犬内及び字斗栴の各区域に限る。)

この表に掲げる区域は、それぞれ平成16年3月31日における行政区画その他の区域又は道路、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする

別表中の外字

「櫛」の旧字体

「革」へんに「廬」のまだれを除いたもの

さんずいへんに「和」

「魚」へんに「潭」のさんずいへんを除いたもの

「山」へんに「鼻」

「檀」の「日」と「一」のところが「且」

「夕」へんに「十」

「石」へんに「併」のにんべんを除いたもの